

諸外国の海外子女・帰国子女教育に関する調査研究

報 告 書

平成 27 年 3 月

総務省行政評価局
(委託先:株式会社日本能率協会総合研究所)

目 次

1. 調査研究概要	1
1-1 調査研究目的	1
1-2 調査研究内容等	1
(1) 調査研究対象国	1
(2) 調査内容	1
(3) 調査方法	2
2. 調査研究結果概要	5
3. 各国の状況	11
3-1 米国	11
3-1-1 教育制度の概要	11
(1) 教育制度概要	11
(2) 連邦政府教育省の役割	11
(3) 義務教育制度の就学期間	12
(4) 義務教育における教育内容（科目）	14
3-1-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果	15
(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況	15
(2) 在外教育施設の概要	20
(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況	21
(4) 在外教育施設の教員の状況	28
(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況	31
(6) 在外教育施設のエデュケーションの状況	32
(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況	35
(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況	35
3-2 ドイツ	36
3-2-1 教育制度の概要	36
(1) 教育制度	36
(2) 一般教育制度	36
3-2-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果	40
(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況	40
(2) 在外教育施設の概要	42
(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況	47
(4) 在外教育施設の教員の状況	61
(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況	75
(6) 在外教育施設のエデュケーションの状況	77
(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況	86
(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況	89
3-3 フランス	94
3-3-1 教育制度の概要	94
3-3-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果	95
(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況	95
(2) 在外教育施設の概要	101
(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況	102
(4) 在外教育施設の教員の状況	105
(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況	105
(6) 在外教育施設のエデュケーションの状況	106
(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況	113

(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況	117
4. 我が国の制度への示唆	118
参考 在外教育施設一覧等	120
・ 在外教育施設一覧（米国）	120
・ 在外教育施設一覧（ドイツ）	137
・ 在外教育施設一覧（フランス）	143
・ ドイツ語訳語・略称リスト（アルファベット順）	161

1. 調査研究概要

1-1 調査研究目的

総務省行政評価局は、国民に信頼される質の高い行政の実現のため、政府内における第三者的な評価専門機関として、必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省の業務の実施状況について、行政上の問題点を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直しに資する改善方策を提示する役割を担っている。

平成 26 年度は、「平成 26 年度行政評価等プログラム」(平成 26 年 4 月)に基づき、義務教育段階の海外に長期滞在する自国の子女(以下「海外子女」という。)や、海外から自国に帰国した子女(以下「帰国子女」という。)の教育環境の整備・拡充を図る観点から、外務省や文部科学省などの関係行政機関等が実施している海外子女・帰国子女教育に係る支援の状況等について実態調査を行うこととしており、海外子女・帰国子女の教育環境の整備等に係る諸外国の取組と我が国の取組を比較することは、我が国における行政運営の改善方策等を検討する上で参考になると考えられる。

本調査研究は、以上の背景を踏まえ、諸外国における海外子女・帰国子女教育に関する調査研究を行うことで、当該比較・検討を行う際の基礎資料とするものである。

1-2 調査研究内容等

(1) 調査研究対象国

調査研究対象は、米国、ドイツ、フランスとした。

(2) 調査内容

以下の点について、整理を行った。

- ① 海外子女のための教育施設の設定に係る調査研究対象国の関与の状況
(設立に当たっての調査研究対象国の関与の有無。関与がある場合、その背景事情、設立根拠法令、設立方針・基準、設立に当たっての協力・支援状況等)
- ② 在外教育施設の概要
(在外教育施設の種類、在外教育施設数、児童生徒数、教員数、管理主体等。可能な限り、所在国・地域・各種在外教育施設等ごとに把握)
- ③ 在外教育施設の運営に係る支援の状況
(調査研究対象国の在外教育施設に対する支援の有無。支援を実施している場合はその具体的内容、支援の要件、予算等)
- ④ 在外教育施設の教員の状況
(在外教育施設に対する調査研究対象国からの教員の派遣又は現地採用の有無。また、これらの派遣・現地採用教員数、派遣・採用方法、教員の身分・処遇等)
- ⑤ 在外教育施設における児童生徒の受入状況
(自国の児童生徒の受入方針、自国以外の児童生徒の受入方針、自国の児童生徒及び自国以外の国籍を持つ児童生徒の割合等)
- ⑥ 在外教育施設の教育課程の状況
(自国の教育課程に準拠している場合は根拠法令とその概要を確認すること。国際バカロレア機構が認定した教育課程に準拠している等。通常の教育課程のほか、現地理解・現地語教育や国際バカロレア機構が認定した教育課程などを導入している場合は、当該教育課程の

導入に係る各学校の裁量権の有無・範囲・根拠などを確認)

- ⑦ 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況
(学費等の金銭的な支援や、海外赴任者の家族の帯同に係る国の支援等の有無、児童生徒の帯同率に係る目標値・実績値等。何らかの支援が実施されている場合はその具体的な内容、予算等)
- ⑧ 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況
(公立校等への編入学、母国語指導等の支援の有無。何らかの支援が実施されている場合はその具体的な内容、予算等)

(3) 調査方法

調査にあたっては、既存文献やインターネット等による公開情報等の収集整理を行うとともに、国内外関係機関への問合せ、ヒアリング等を実施した。

本報告書における数値は、特に記載のない限りは2015年2月時点のものである。

①米国

- ・米国における海外子女のための教育施設を管理・運営している国務省海外学校部 (Office of Overseas Schools) から情報を収集するとともに、海外学校諮問委員会 (OSAC : Overseas Schools Advisory Council) から情報収集を行った。
- ・また、関連するウェブ情報の資料を整理するとともに、在外教育施設を支援している非営利団体、また個別事例として在外教育施設からも情報を収集した。

②ドイツ

ドイツにおける海外子女のための教育施設を管理・運営している以下の組織を中心に情報収集を行った。

ア. 在外学校センター (ZfA : Zentralstelle für das Auslandsschulwesen)

ZfA は、連邦行政庁 (Bundesverwaltungsamt) の外局であり、その任務は在外ドイツ学校等在外教育施設に関連するものである。

ドイツ連邦政府が支援する在外教育施設は対外文化・教育政策の一部であるので、ドイツ外務省の管轄だが、ZfA は外務省の委託によりこれらの学校を具体的に支援している。

イ. 文部大臣会議 (KMK : Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland)

KMK は、ドイツ連邦共和国における教育、高等教育機関、研究、文化関連を担当する各州の大臣・議員の常設会議である。

ウ. ドイツ連邦軍教育センター (BiZBw : Bildungszentrum der Bundeswehr)

ドイツ連邦軍教育センター (BiZBw : Bildungszentrum der Bundeswehr) は、連邦国防省 (Bundesministerium der Verteidigung) の人事部門下の組織として2013年1月1日に新設された。ドイツ連邦軍 (Bundeswehr) の武官および文官の教育や資格取得に関する分野を担当しており、ドイツ連邦軍専門学校 (Bundeswehr-Fachschule) 10校およびドイツ連邦軍在外学校 (Auslandsschule der Bundeswehr) 7校を管轄している。

③フランス

フランスにおける海外子女のための教育施設を管理・運営している以下の組織を中心に情報収集を行った。

- ・ 外務・国際開発省 (MAEDI : Ministère des Affaires étrangères et du Développement international)
- ・ フランス在外教育機構 (AEFE : Agence pour l'enseignement français à l'étranger) (MAEDI の行政監督下に置かれた公的機関)
- ・ 国民教育・高等教育・研究省 (MAEDI MENESR : Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche) (フランス共和国における教育行政を担当)

※海外子女のための教育施設は概ね AEFE の管轄となっているが、中でも海外子女及びその家族に対する支援 (奨学金制度以外) については、外務・国際開発省が管轄し、帰国子女向けの援助については、国民教育・高等教育・研究省が管轄している。

2. 調査研究結果概要

	日本	米国	ドイツ	フランス
① 在外教育施設の設立に係る国の関与の状況	【関与方針】 <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人社会からの申請に基づき、日本人学校として認定並びに日本人学校及び補習授業校に対して政府援助（政府として設立促進の方針・計画がある訳ではない） 	【関与方針】 <ul style="list-style-type: none"> 原則、1か国・地域において1校の海外学校等を支援する。 国際協力を強化するために、大統領は、在外教育施設の設立、拡充、管理運営や海外での米国を研究の育成の支援が可能 国務長官においても必要と判断した場合には在外教育施設へ助成が可能 	【関与方針】 <ul style="list-style-type: none"> ドイツ連邦政府は在外教育施設の設立には原則としては関与しない。運営にのみ関与する。 ただし、在外学校センター（ZfA）からの助言を受けることは可能 	【関与方針】 <ul style="list-style-type: none"> AEFE（フランス在外教育機構）を設立し、在外教育施設の設立を支援。認可に関与している。
	【関与根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 日本人学校の認定は「在外教育施設の認定等に関する規程」（H3.11.14 文部省告示第114号）等に基づく。主な認定要件は、①在留邦人の福利増進を目的とした団体が設置者であること、②教育課程、学級編成、設備などが国内学校に準じていること 政府援助は、法令等の根拠はなく、予算の範囲内で実施。日本人学校の主な政府援助要件は、①在留邦人社会の総意が得られていること、②児童生徒数が概ね30人以上で今後も増加が見込まれること、③運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれていること。補習授業校の主な政府援助要件は、①在留邦人社会の総意が得られていること、②児童生徒数が概ね5人以上で今後も増加が見込まれること、③運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれていること、④年間授業日数が概ね35日以上あること、④援助要請する時点で授業を行っていること 	【関与根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 国務省基本権限法 The State Department Basic Authorities Act of 1956 as amended by the Foreign Service Act of 1980 及び The Foreign Assistance Act of 1961 as amended., Section 636c and d. Section 29 of the State Department Basic Authorization Act 対外援助法 The Foreign Assistance Act of 1961 相互教育及び文化交流法 Mutual Educational and Cultural Exchange Act of 1961（フルブライト・ヘイズ法 Fulbright-Hays Act） 	【関与根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 連邦は、在外教育施設のうち基準を満たすものを「在外ドイツ学校」と認定する。 在外ドイツ学校に対する支援の根拠は、在外ドイツ学校振興法（Gesetz über die Förderung deutscher Auslandsschulen）。 	【関与根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 1990年7月6日法第90-588号（海外のフランスの教育機関の創設に関する法：Création de l'Agence pour l'enseignement français à l'étranger.）により、AEFEが設立。
	【関与内容】 <ul style="list-style-type: none"> 認定要件及び政府援助要件に係る相談への対応 認定及び政府援助の申請に係る審査 	【関与内容】 <ul style="list-style-type: none"> 相互教育及び文化交流法のセクション102に、大統領は海外の学校や教育施設の設立、拡充、管理運営や海外での米国を研究の育成を支援できると規定されている。 	【関与内容】 <ul style="list-style-type: none"> 在外教育施設を管轄するため、連邦行政庁の下部組織として在外学校センター（ZfA）が設立されている。 ZfAは在外学校の設立に関する相談を受け付けている。 例外的に学校の建設資金を連邦が負担する場合もある。 	【関与内容】 <ul style="list-style-type: none"> 外務・国際開発省の監督のもと、外部行政機関として AEFE（フランス在外教育機構）が設立され、海外学校を管理・調整している。 海外学校を承認するのは、国民教育・高等教育・研究省。
	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 政府援助要件を満たしていても、予算不足で援助が非承認となる場合もある。その場合、その他予算を伴わない特段の支援はない 	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 関与の体制として、国務省内の海外学校部（Office of Overseas Schools）、海外学校諮問委員会（OSAC）の他、各国地域にある非営利団体、寄付を行う企業等がある。 在外米国人学校は民間団体が運営する私立学校の形態をとっており、米国政府として設立促進の方針・計画がある訳ではない。 	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 在外教育施設は対外文化・教育政策の一部であるため、本来は外務省の管轄であるが、ZfAが外務省から委託を受けて支援している。 	

	日本	米国	ドイツ	フランス
② 在外教育施設の概要	【設立の目的】 <ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法第 26 条に定める教育の機会均等確保の精神及び義務教育無償の精神に沿って、日本国内並の教育を提供することを目的 	【設立（支援）の目的】 <ul style="list-style-type: none"> 海外従事の米国政府職員の扶養児童に最高の教育を確保するため、海外学校の小中学校に支援を行う 米国人と他国人との相互理解を向上させるため、海外学校の教育活動へ財政的支援を行うとともに、施設の維持管理の支援を行う 海外学校が存在しない地域には、児童のための教育機会の質を評価し、教育プログラムの開発等の支援を行う (2FAM611.2 Program Objectives) 	【設立の目的】 <ul style="list-style-type: none"> ドイツの対外文化・教育政策の一環 	【設立の目的】 <ul style="list-style-type: none"> 海外のフランスの教育機関の創設に関する法によると、目的は次の 3 つ。 ①海外在住のフランス国籍子女の教育 ②フランス国籍及び外国籍の生徒の利益のためにフランスと外国の教育システムの協力関係を強化すること ③外国籍生徒を受け入れることによるフランス言語・文化の波及に貢献すること
	【設立状況】 <ul style="list-style-type: none"> 日本人学校：50 か国 88 校、児童生徒数 21,027 人 補習授業校：55 か国 203 校、児童生徒数 18,983 人 (2014 年 4 月 15 日現在) 	【設立状況】 <ul style="list-style-type: none"> 国務省が支援校としている在外教育施設が 136 カ国 195 校。 国務省が支援校としている 195 校の児童生徒数は 134,867 人（米国人約 3 割、外国人約 7 割）。児童生徒数の 27.6%が欧州、22.1%が東アジア 	【設立状況】 <ul style="list-style-type: none"> 在外ドイツ学校が 71 ヶ国・地域に 140 校設立されている。 連邦の関与のある学校としては他にドイツ連邦軍在外学校が 5 ヶ国に 7 校設立されているが、在外ドイツ学校振興法の対象外となる。 在外ドイツ学校の認定は受けていないものの、連邦が関与する教育関連施設としては、ドイツ語試験を行う DSD 学校・FIT 学校、ドイツの職業教育課程を採用している学校がある。 在外ドイツ人学校には、高校に相当する中等教育 II も併設されており、児童生徒数は 77,387 人（ドイツ人約 3 割、外国人約 7 割）。在学児童生徒数の約 48%が中南米地域、約 23%が欧州地域 	【設立状況】 <ul style="list-style-type: none"> 認可された海外学校は 135 ヶ国に 492 校。直営 74 校、協定 156 校、パートナー 262 校 生徒数は約 33 万人
③ 在外教育施設の運営に係る支援の状況	【支援対象】 <ul style="list-style-type: none"> 政府援助対象は、義務教育段階における日本人長期滞在者に係るもの 	【支援対象】 <ul style="list-style-type: none"> 国務省が支援校としている施設 195 校を基本とするが、支援校以外の施設も対象とすることがある。（プロジェクトベース） 	【支援対象】 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に対する支援はない。 在外ドイツ学校に対する補助制度がある。 その他の学校についても、ドイツ語試験を行う DSD 学校・FIT 学校、職業教育などは対外文化・教育政策の一環として支援がされている。 	【支援対象】 <ul style="list-style-type: none"> 最低 1 年の活動経歴がある海外学校。
	【支援根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 支援の根拠法令等はない 	【支援根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 国務省の外務マニュアル Foreign Affairs Manual (2 FAM600)による。 プロジェクトベースでは、Overseas Schools Program の他、「米国国外学校の安全向上、暴動等の脅威低減」を目的とした Soft Target Program for Overseas Schools による支援もある。Overseas Schools Program は、国務省支援校の 195 校が対象。 	【支援根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 在外ドイツ学校支援の根拠は、在外ドイツ学校振興法。支援の基準は細かく定められている。 	【支援根拠】 <ul style="list-style-type: none"> 1990 年 7 月 6 日法第 90-588 号（海外のフランスの教育機関の創設に関する法：Création de l'Agence pour l'enseignement français à l'étranger）に基づき AEFÉ が支援を行う。

	日本	米国	ドイツ	フランス
	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府全体の政府援助予算は約 197 億円。文部科学省から約 171 億円（教員派遣関係約 167 億円）。外務省から約 25 億円（校舎借料等約 12 億円、現地採用教員・講師謝金等約 11 億円、安全対策費約 2 億円） <p>(2014 年度予算)</p>	<p>【支援内容・方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国政府は具体的な運営内容には関与せず、補助による支援が基本である。 直接在外教育施設に支援するプロジェクトベースの助成と非営利団体を通じた助成とがある。 <p>【支援額】</p> <p>(プロジェクトベース助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> Overseas Schools Program の助成実績は 1,100 万ドル程度(2012 年度)で、1 件あたり助成額は 4 万ドル以下がほとんど。 Soft Target Program for Overseas Schools の助成実績は 500 万ドル(2012 年度、推計)で、1 件あたり平均助成額は 7 万ドル。 <p>(非営利団体を通じた助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> OSAC の助成のうち最も主要なものの一つである「教育アシスタントプログラム」によると、非営利団体に年間約 15 万ドルを助成、27 年前のプログラム開始からトータルで 370 万ドル（合計 196 校該当）を助成。 <p>※非営利団体は、会費制でもってサービスを行っている。</p> <p>※在外教育施設は、総収入のうち授業料が約 7 割を占める。</p>	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政支援(給付、補助金、人件費負担)その他優秀な学校への表彰制度がある。 IT を活用した遠隔授業を実施。 学校設立等に関する支援には年間 2 億 2 千万ユーロほど。 必要な教員数は ZfA が斡旋し、在外学校は人件費を負担しない。 ドイツの卒業資格の交付などの一定の要件のもとでの助成が行なわれている。助成額は卒業資格と学級数による。 通信教育に対する関与は教材の開発など。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦からの在外ドイツ学校への助成の条件は、専門大学入学資格を得られるドイツの卒業資格、ドイツの中等卒業資格、ドイツの職業教育卒業資格の各資格を年平均 12 以上。その他、ドイツの価値観をもつこと、非営利運営であることなど。 	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地教育施設への相談・アドバイス 研修・セミナー開催 補助金 学校内での活動として 4 億 950 万ユーロ(2014 年)補助。主に人件費補助奨学金として 1 億 650 万ユーロ(2014 年)
④ 在外教育施設の教員の状況	<p>【現役派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等からの推薦に基づき、自治体等で採用された現役教員を文科大臣が委嘱して長期研修扱いで派遣(2 年。最大 4 年まで延長可)。給与本給、在勤手当は政府が支給(2014 年度は日本人学校 1,026 人、補習授業校 20 人) 日本人学校に対しては、義務標準法に基づいて学級数をベースに算出した必要教員数の 8 割を目処に予算の範囲内で派遣(実績約 7 割)。補習授業校に対しては、児童生徒数が 100 人以上で 1 人を派遣など 帰国後のキャリアパス等の優遇措置はない 	<p>【現役派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>【現役派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ZfA を通じた本国からの派遣がある。2013 年 12 月現在、在外ドイツ学校には 1,340 人が派遣されている。 派遣される教員は、2 年以上国内で教員を行っていた者で、休職を認められた者。 	<p>【現役派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> AEFE が主体となって、職員・現役教員を各国に派遣している。 AEFE 職員の派遣は、管理職等 1,132 名、教員等 5,348 名。
	<p>【シニア派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が退職教員を募集して派遣(2 年。最大 4 年まで延長可)。在勤手当は政府が支給(2014 年度は日本人学校 112 人、補習授業校 39 人) 	<p>【シニア派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>【シニア派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢制限があるため、原則としてシニアの派遣はない。 	<p>【シニア派遣教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> シニア派遣職員の制度はない。

	日本	米国	ドイツ	フランス
	<p>【現地採用教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外子女教育振興財団が日本国内で教員免許保有者を募集して在外教育施設に斡旋 在外教育施設が独自に現地で採用 	<p>【現地採用教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の非営利団体やインターナショナルスクールに教員を斡旋する企業のサービスを利用しつつ各学校が独自に採用する 国務省が支援校としている195校のうち、2014～2015年度の全教員数は17,645人。うち米国籍の教員は7,502人(42.5%)。 斡旋専門業者は世界各地で採用説明会等を行い、人員を募集して斡旋している。 	<p>【現地採用教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地採用の教員もある。 <p>※学校に対するヒアリング調査では、本国からの派遣よりも、現地採用の教員が多かった。(25人中8人派遣、現地採用17人など)</p>	<p>【現地採用教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地採用の職員は1万5,000名。 <p>※学校に対するヒアリング調査では、本国からの派遣と、現地採用の教員では、ほぼ同じぐらいの比率となっていた。</p>
⑤ 在外教育施設における児童生徒の受入状況	—	<ul style="list-style-type: none"> 国務省が支援校としている施設の児童生徒数は134,867人。そのうち、米国籍保有者は27.0%。現地国籍保有者や、その他の国籍保有者が在籍している。 現地国籍あるいは米国籍を必須とする学校から国籍を問わない学校、英語力ゼロでも構わない学校からある程度の英語力を入学条件とする学校まで様々である。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外ドイツ学校では、ドイツ人以外も受け入れている。 在外ドイツ学校140校77,387人のうちドイツ人は20,120人(26.0%)、その他国籍は57,267人(74.0%)である。 在学児童生徒数の約48%が中南米地域、約23%が欧州地域 学校ヒアリング調査において、ドイツ語の能力によっては受け入れ制限がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数は約33万人(60%外国人、40%フランス人) 国別の割合は、アフリカ33.6%、アジア28.6%、ヨーロッパ21.2%、アメリカ16.6% 学校ヒアリング調査において、フランス人を優先的に受け入れ、それ以外の国籍については試験を実施していることが確認できた。
⑥ 在外教育施設の教育課程の状況	<p>【教育根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人学校においては学習指導要領に基づき、カリキュラムを編成 	<p>【教育根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムは米国に準ずるとする施設が大半を占める。 国際バカロレア認定、米国と当該国のディプロマへの対応、「ニューイングランド学校大学協会(NEASC)」、「国際学校委員会(CIS)」、「英国国際学校委員会(COBIS)」からカリキュラム等について認定を受けている例も多い。 	<p>【教育根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> デュッセルドルフ協定及びハンブルク協定にてカリキュラムが編成。 在外ドイツ学校においても原則として本国と同じカリキュラムとなっている。 	<p>【教育根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本国の教育課程は省令により定められている。 在外教育施設においても、原則として本国のカリキュラムに準じて編成されている。
	<p>【卒業後の資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人学校の中学部卒業後は日本国内の高校の受験資格有り 	<p>【卒業後の資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> IB(国際バカロレア)あるいはAP(Advanced Placement)が一般的(公立の場合は米国及び現地の高卒資格取得) 	<p>【卒業後の資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> DIAP(ドイツ国際アビトゥーワ試験)と現地法や国際バカロレア機構による教育課程がある 	<p>【卒業後の資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> バカロレアを受験し、資格取得を行なう。 バカロレアの資格があればフランス国内と同じ扱いとなる。
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領で定められた各教科等の授業時数を超えたカリキュラム編成も可能。授業時数を上乗せするなどして現地語教育や現地理解教育を実施 補習授業校には学習指導要領の適用はない。現地校の休校日や放課後に主に国語や算数(数学)を実施。卒業しても日本国内の高校の受験資格はない。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の生徒でなくても受講できる英語プログラムを併設していたり、保護者への現地語及び英語プログラムを開催したりと、「地域の語学学校」的役割を果たしている学校もある。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信教育課程に対しては連邦からの助成が行われており、児童生徒に対しては兄弟の数に応じた割引が行われている。 多くの学校では、基礎学校から数えて12年制。日本などの一部の国では現地の義務教育期間に合わせて短いところもみられる。 学校ヒアリング調査において、カリキュラムは本国に準じているものの、社会・地理に関しては立地地域に関するものが入っている。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程別には、初等教育、中等教育、幼稚園、高等教育、バカロレア以降の教育まで広く教育が行われている。

	日本	米国	ドイツ	フランス
⑦ 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の帯同を直接支援する事業はない ・海外子女全員に無償で日本国内の教科書を給与 ・文科省の補助を受けて海外子女教育振興財団が通信教育を実施（補助対象受講者 1,475 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし ・ただし、特別教育を必要とする児童生徒に対しては、多種多様なプログラムが用意されており、カウンセラーや精神科医が配置されているところもみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に対して直接の金銭的な支援は行っていない。 ・在外教育施設の卒業資格があれば国内の学校へ編入・入学が可能。ZfA が在外教育施設の卒業資格に関する情報提供を行なっている。 ・KMK（文部大臣会議）は、読み書き等が困難な児童に対しての支援促進を行なっている。 <p>※KMK は各州の文部大臣が集まる常設会議で州境を越えた連携の場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学費等に対する奨学金制度あり。学費、給食代、寮などの費用を助成する。 ※本国では義務教育だけではなく、就学前教育、高校についても授業料の自己負担がない。 ・奨学金の根拠は教育法典 D531-45 条～D531-51 条による。 ・奨学金の受給者は、フランス人子女の 21%。そのうち、学費等の全額助成を受けているのは 45%であり、その他収入に応じて一定の基準のもと算定される。 ・バカロレアの資格が取得できれば、国内学校の入学が可能。
⑧ 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体が行う帰国子女の受入促進、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する事業への補助 ・高校の入学・編入学における特別定員枠の設定 ・国立大学附属学校への帰国子女教育学級等の設置など 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし（親が米国政府関係の海外勤務であった場合は、帰国後に情報提供や家族へのセミナー、表彰等がある。） ・ただし、学校や社会全般として他言語への対応は充実している（英語がつかない生徒への学校での特別サポート等）が、帰国子女として限定しているわけではない。現時点の調査では、連邦レベルでは特に支援は見当たらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業資格、知識・能力を基準に照らして認定して編入する。 ・帰国子女に限定したドイツ語支援は特に実施していない。（読み書きが困難な児童生徒に対する支援がある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・在外学校からの編入は国内の編入手続きと同等に扱われている。 ・バカロレア合格者の多くがフランス国内の教育機関に進学。

3. 各国の状況

3-1 米国

3-1-1 教育制度の概要

(1) 教育制度概要

米国では、全ての州政府は、州法に基づいて教育内容や学区の設立を定め、教育政策の実施主体となっている。教育水準は主に州政府により決定され、学習内容、資金、教員などの教育に関する基本方針は、各地域で公選された教育委員会により決定されている。これらに基づき、学区は各学校の管理・運営を行っている。このため、各州の教育制度は、初等中等教育の構造としては共通点が多いものの、独自の歴史的、地理的、伝承文化的な特徴を背景に発展してきており、全ての州において統一された制度は存在しない。しかしながら、The No Child Left Behind Act（NCLB 法）が成立した 2002 年以降は、連邦政府においても、義務教育の実施主体としての役割をより一層担うようになってきている。

(2) 連邦政府教育省の役割

現在の連邦政府教育省は、国内に教育の機会を等しく提供・促進するため、教育省組織法（公法 96-88、1979 年 10 月成立）により、1980 年 5 月 4 日に設立された。教育省組織法によれば、連邦政府教育省は以下の事業を行うとされている。

- 各個人に教育を等しく受ける機会を与えるための連邦政府の関与責任の強化
- 州政府、学区、私立学校、研究機関などが教育の質的向上を行うための取組に対する補足と補完
- 公立学校、保護者、生徒の連邦政府による教育プログラムへの参加を奨励
- 連邦政府支援の研究、評価、情報共有を通じた、教育の質的・実用的改善の促進
- 連邦政府による教育プログラムの調整機能を拡充
- 連邦政府による教育活動の管理運営を拡充
- 連邦政府による教育プログラムについて、大統領、連邦議会、公への説明責任の増加に対応

合衆国憲法修正第 10 条の解釈と連邦政府教育省設立当初の連邦議会の意図によれば、連邦教育省長官及び連邦教育省の職員が、教育機関、学校及び学校制度に関する教育指導方針、管理運営及び人事について指導、監督及び支配を行うことは全て禁止されている。

(3) 義務教育制度の就学期間

全ての州において義務教育制度がある。ただし州によっては、終了年齢が16歳または18歳までとなっており、義務教育期間が異なっている。例えば、カリフォルニア州では6歳から18歳、イリノイ州では7歳から16歳、ニューメキシコ州、オクラホマ州、バージニア州といった最も長い州では5歳から18歳となっている。なお、義務教育の開始年齢を7歳としている州でも、実際には6歳入学が多く、実態としては6歳から初等教育が始まっている。

図表 3-1-1-① 義務教育の期間と該当州

義務教育期間（就学年数）	該当州
7歳から16歳（10年）	アラバマ、アラスカ、コロラド、アイダホ、イリノイ、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ノースカロライナ、ノースダコタ
8歳から17歳（10年）	ペンシルベニア、ワシントン
6歳から16歳（11年）	アリゾナ、フロリダ、ジョージア、アイオワ、ケンタッキー、マサチューセッツ、ミシガン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、サウスダコタ、バーモント、ウェストバージニア、ワイオミング
7歳から17歳（11年）	ルイジアナ、メイン、ネバダ
5歳から16歳（12年）	デラウェア、メリーランド、サウスカロライナ
6歳から17歳（12年）	ミシシッピ、テネシー
7歳から18歳（12年）	コネティカット、カンザス、オレゴン
5歳から17歳（13年）	アーカンソー
6歳から18歳（13年）	カリフォルニア、ハワイ、オハイオ、テキサス、ユタ、ウィスコンシン
5歳から18歳（14年）	ワシントンD.C.、ニューメキシコ、オクラホマ、バージニア

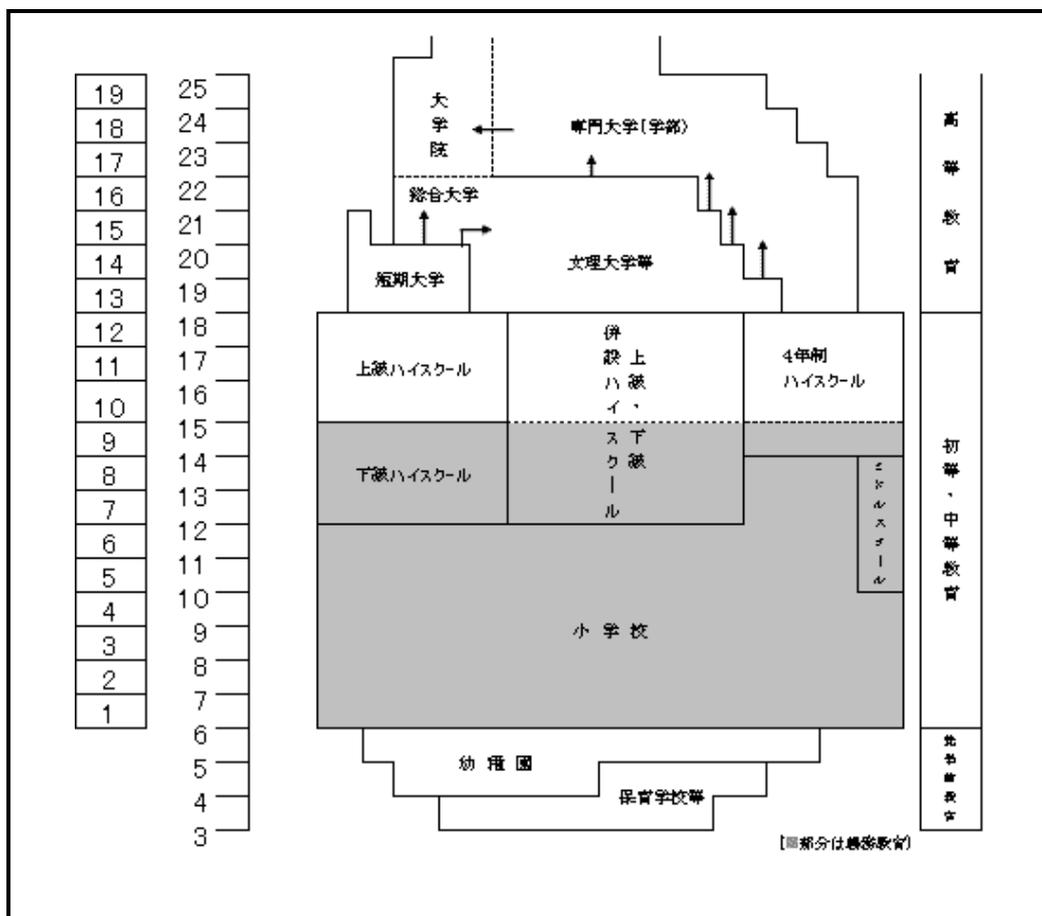
米国の学校制度は州によるものの、一般的な教育年数は、初等5年間、中等3年間、高校4年間の5-3-4制か、初等6年間、中等2年間、高校4年間の6-2-4となっているのが一般的である。なお、初等教育1年目を1st Gradeとし、8th Gradeまでを初等・中等教育、9th Gradeから12th Gradeまでを高校教育が相当している場合が多い。

図表 3-1-1-② 区分及び該当年

区分名称	該当年
Pre-school (幼稚園年少)	
Pre-K (幼稚園年中)	
Kindergarten (幼稚園年長)	
Elementary school (小学校)	1st grade-6歳 2nd grade-7歳 3rd grade-8歳 4th grade-9歳 5th grade-10歳
Middle school (中学校)	6th grade-11歳 7th grade-12歳 8th grade-13歳
High school (高校)	9th grade (Freshman)-14歳 10th grade (Sophomore)-15歳 11th grade (Junior)-16歳 12th grade (Senior)-17歳

米国の学校制度は、年齢・学年をみると日本と類似している。

図表 3-1-1-③ 米国学校制度 (年数・年齢)



(4) 義務教育における教育内容（科目）

義務教育における科目は、州に委ねられていることから、各州あるいは教育委員会ごとに異なっている。

一方で、1980年に連邦政府に教育省が設立され、全国委員会が児童・生徒全員に適用される新しい必修科目カリキュラムの作成（英語4年間、数学・科学・社会各3年間、コンピュータ科学6カ月間）を勧告している。

この勧告等により、初等学校においては、ほぼ例外なく、算数、英語（読解・文法・作文・文学）、文字、科学、社会（歴史・地理・公民・経済）、体育を教えられるようになった。コンピュータの使い方を教えている学校も多く、各科目の授業にコンピュータが組み込まれている。

中等学校においても、必修科目としてアメリカ史1年間、文学2年間等があり、選択科目として舞台芸術、自動車教習、料理、工作（工具の使い方、木工、機械修理）などがある。

3-1-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果

(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況

① 根拠法

海外子女のための教育施設の支援(設立含む)に関しては、以下の根拠法にもとづいて実施されている。

- ・ 国務省基本権限法

State Department Basic Authorities Act of 1956, as amended by the Foreign Service Act of 1980., 22U.S.C2701

国務省権限法セクション 29 Section 29 of the State Department Basic Authorization Act

- ・ 対外援助法

The Foreign Assistance Act of 1961 as amended., Section 636c and d

- ・ 相互教育及び文化交流法

Mutual Educational and Cultural Exchange Act of 1961¹

ア. 国務省権限基本法

セクション 29 に、国務長官は必要と判断した場合には、在外教育施設の設立、運営・維持のために助成等ができることとされている。

SEC. 29. o2701. Whenever the Secretary of State determines that educational facilities are not available, or that existing educational facilities are inadequate, to meet the needs of children of United States citizens stationed outside the United States who are engaged in carrying out Government activities, the Secretary may, in such manner as he deems appropriate and under such regulations as he may prescribe, establish, operate, and maintain primary schools, and school dormitories and related educational facilities for primary and secondary schools, outside the United States, make grants of funds for such purposes, or otherwise provide for such educational facilities. ～以下略

イ. 対外援助法

対外援助法(The Foreign Assistance Act of 1961)は、主に ODA と関連の深い法

¹ フルブライト・ヘイズ法 (Fulbright-Hays Act) ともいう

律であるが、セクション 214 及び 636(C)に、指定された学校へ支援できることが記載されている。

セクション 214 では、大統領は、海外学校や病院に援助を提供する権限が与えられていることが規定されている。

American Schools and Hospitals Abroad.-(a) The President is authorized to furnish assistance, on such terms and conditions as he may specify, to schools and libraries outside the United States founded or sponsored by United States citizens and serving as study and demonstration centers for ideas and practices of the United States.

セクション 636(C)では、この法で定められた活動を行っている学校や病院の管理運営等については、毎年度 600 万ドルを超えない資金を活用可能等と規定されている。

(c) Notwithstanding any other law, not to exceed \$6,000,000 of the funds available for assistance under this Act may be used in any fiscal year (in addition to funds available for such use under other authorities in this Act) to construct or otherwise acquire outside the United States (1) essential living quarters, office space, and necessary supporting facilities for use of personnel carrying out activities authorized by this Act, and (2) schools (including dormitories and boarding facilities) and hospitals for use of personnel carrying out activities authorized by this Act, United States Government personnel, and their dependents. In addition, funds made available for assistance under this Act may be used, notwithstanding any other law, to equip, staff, operate, and maintain such schools and hospitals.

ウ. 相互教育及び文化交流法

相互教育及び文化交流法の目的は以下のとおりである。(セクション 101)
米国政府は、教育や文化交流によって米国の人々や他の国の人々の間の相互理解を高めることを可能とするものである。すなわち、教育・文化の利益、発展、および米国およびその他の国の人々の成果を実証することで、他国での米国国民のきずなを強化し、世界中の人々の平和でより有意義な生活実現に貢献することを目的としている。

また同法セクション 102 では、国際協力を強化するために、大統領が以下のアクションをとることができることされており、在外教育施設の設定についても国の支援が可能とされている。ただ、今回の調査では、設定についての具体的な支援事例を把握することはできなかった。

- ・ 米国国民と他国国民との相互交流のために助成金や契約等を行う
- ・ 国際見本市や展示会などへの参加や定期刊行物や政府刊行物の交換等を促す

- ・ 技術的、科学的な材料や機器を提供する
- ・ 海外の学校や教育施設の設立、拡充、管理運営や海外での米国を研究の育成を支援する (assisting in the establishment, expansion, maintenance, and operation of schools and institutions of learning abroad, and fostering American studies in foreign countries)
- ・ 米国国民ための外国語と地域研究の促進、海外の宗教の自由の保証 など

セクション 103 では、同法を推進するために、大統領は、外国政府や国際機関との国際契約を締結し、平等な参加と支援を提供すると規定している。

セクション 104 では、大統領は必要に応じ権限を委任できることを規定しており、国務省、米国国際開発庁 (USAID : US Agency for International Development) やいくつかの連邦機関や国立衛生研究所 (NIH : the National Institutes of Health) などが委任の下プログラムを管理することがある。

セクション 112 では、国務省の教育文化局 (Bureau of Educational and Cultural Affairs) が各種プログラムの管理責任を担っているとしている。

国務省の支援範囲は、国務省の外務マニュアル 2 FAM 600 OVERSEAS SCHOOLS PROGRAM² に沿っている。

² <http://www.state.gov/m/a/dir/regs/fam/02fam/0600/>

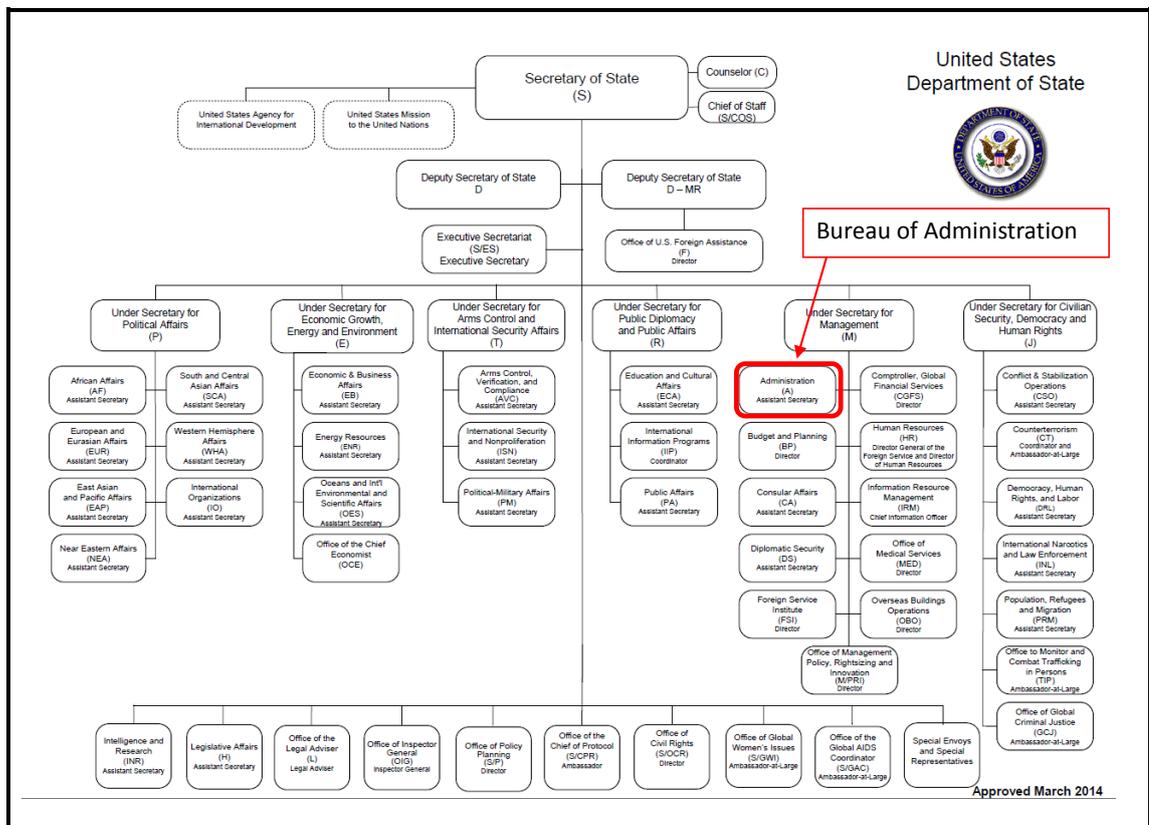
② 関連組織

海外子女に関与する連邦政府の管轄部署は、国務省の海外学校部 (Office of Overseas Schools) である。管轄組織をみると、以下のとおり管理局に位置づけられている。

国務長官

- －管理長官 (Secretary of Management)
- －管理局 (Bureau of Administration ※下図の国務省組織図の枠部分)
- －海外学校部 (Office of Overseas Schools)

図表 3-1-2-① 米国国務省組織図



管理局 (Bureau of Administration) は、国務省及び米国大使館・領事館にサポートを提供しており、海外学校部の他に、Office of Language Service や Office of Logistics Management 等がある。

国務省予算白書によると、管理局全体の資金は約 4.3 億ドル、海外学校部の年間資金額は、2015 年、2016 年とも約 600 万ドルである³。これらには助成費は含まれていないものとみられる。職員数は、管理局全体が 709 人、そのうち海外学校部は 14 人を擁している。

³ 国務省予算白書 P. 215

図表 3-1-2-② 国務省管理局資金及び人員

	FY14			FY15			FY16			Diff		
	Am	FSN	Funds	Am	FSN	Funds	Am	FSN	Funds	Am	FSN	Funds
Dep. Asst. Secretary for Global Information Services	5	0	1,272	5	0	1,243	5	0	1,258	0	0	15
Deputy Assistant Secretary for Logistics Management	19	0	3,513	21	0	3,463	21	0	3,515	0	0	52
Deputy Assistant Secretary for Operations	12	0	1,627	12	0	1,583	12	0	1,601	0	0	18
Directives	10	0	2,050	10	0	2,006	10	0	2,032	0	0	26
Executive Office	102	0	24,245	101	0	23,888	101	0	24,241	0	0	353
GSA & Other Rents Management	0	0	173,060	0	0	171,892	0	0	175,448	0	0	3,556
General Services Management	29	0	8,070	29	0	7,966	29	0	8,089	0	0	123
Information Program Services	164	0	40,301	164	0	39,725	164	0	40,318	0	0	593
Office of Allowances	14	0	1,979	14	0	1,924	14	0	1,946	0	0	22
Office of Emergency Management	6	0	681	6	0	659	6	0	665	0	0	6
Office of Facilities Management Services	73	0	77,723	73	0	49,684	73	0	53,562	0	0	3,878
Office of Language Services	54	0	7,107	54	0	6,906	54	0	6,981	0	0	75
Office of Overseas Schools	14	0	6,041	14	0	5,992	14	0	6,092	0	0	100
Office of Real Property Management	42	0	26,790	42	0	8,548	42	0	41,132	0	0	32,584
Office of Small and Disadvantaged Business Utilization	6	0	933	6	0	911	6	0	922	0	0	11
Office of the Assistant Secretary for Administration	9	0	1,084	8	0	1,051	8	0	1,062	0	0	11
Office of the Procurement Executive	28	0	4,172	28	0	4,071	28	0	4,120	0	0	49
Operations Management	27	0	10,718	27	0	10,627	27	0	10,804	0	0	177
Policy and Program Management	85	0	37,143	85	0	36,844	85	0	37,461	0	0	617
Presidential-Vice Presidential Travel Support	10	0	6,816	10	0	6,782	10	0	6,902	0	0	120
Total	709	0	435,325	709	0	385,765	709	0	428,151	0	0	42,386

国務省海外学校部は、海外での米国国民の初等中等の教育機会の質を高めることを目的としており、米国の教育原理と方法を実証することに資している海外の教育機関を向上させることで、米国国民と現地国国民間の理解を促進するため活動している。

連邦政府の組織としては、国務省海外学校部が管轄しているものの、海外学校への具体的な活動は、海外学校諮問委員会（OSAC : Overseas Schools Advisory Council）が連邦政府等の援助を受けながら実施している。OSAC の活動目的は、海外に住む米国人の子弟によりよい教育を与えることであり、他の米国企業や個人に海外のアメリカンスクールへの寄付を呼びかけたり、海外アメリカンスクールへの賞与を施行したり、プログラムを援助したりしている。年に 2 回程度の会議を開催し、海外のアメリカンスクールの教育プログラムへの助言等を行っている。

組織的には、米国大企業の資金援助を受けて国務省が 1967 年に設立した諮問委員会であり、1,000 団体以上ある連邦諮問委員会の中では最古の一つである。構成員はエクソン・モービルやモルガン・スタンレーなどといった大企業の役員が無償で務めているものの、連邦諮問委員会のため、公平性を保つため独立した機関としている⁴。

⁴ <http://www.state.gov/m/a/os/1255.htm>

(2) 在外教育施設の概要

米 국무省が支援校 (assisted schools) としている在外教育施設 (以下「支援校」という。) は、136 カ国 195 学校 (2015 年 3 月時点) であり、高校は 185 校である (国務省資料、巻末資料参照)。

図表 3-1-2-③ 在外教育施設の立地状況

地域	区分	立地国数 (国)	教育施設数 (校) SCHOOL	高校数 (校) HIGH SCHOOL
アフリカ		36	41	35
米領		25	40	40
東アジア		14	25	24
欧州		45	66	63
中東・南アジア		16	23	23
計		136	195	185

資料 米 国 国 務 省 (2014-2015 年 度)

2FAM 600 OVER SCHOOLS PROGRAM 611.1-1(7)によると、原則、一つの国・地域内でアメリカ連邦政府が支援をする学校は一つと決まっている。

ただし、例外として以下のケースでは、複数の学校を支援することができることされている。

- i) 大使の権限下において連邦政府の業務に従事している職員の子女の大多数が支援を受けていない学校に通学していることが明らかな場合
- ii) 支援校があるが、その学校に大使の権限下において連邦政府の業務に従事している職員の子女を受け入れる余裕がない場合
- iii) その区域で米国政府の最善の利益のために支援が求められている場合

現在、サンホセ (コスタリカ)、テグシガルパ (ホンジュラス)、ローマ (イタリア)、東京 (日本)、スコピエ (マケドニア)、バルセロナ (スペイン)、キエフ (ウクライナ) がこの規定に基づき、一つの都市の中で2校を支援している。

(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況

① 支援体制・組織

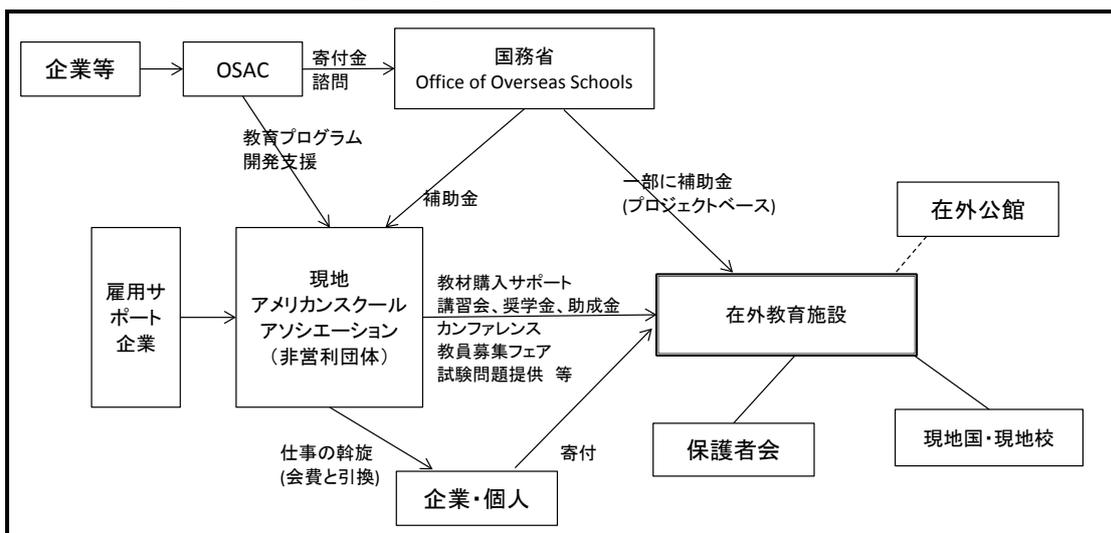
既に触れたように、海外学校諮問委員会（OSAC、1967年設立）が、連邦の機関や基金から資金を受けながら、在外教育施設に対する支援を行い、教育プログラムの向上に努めている。

一方で、現在、現地のアメリカンスクールの多くが所属する非営利団体（Association of American Schools）及びアメリカンスクール（インターナショナルスクール）の教員の採用を専門に行う企業や団体・協会が世界各地にある。これらの団体は、米国所在であれば、その多くが内国歳入法典第501条C項3号の規定に基づき、連邦法人所得税免税や寄付税制上の優遇措置などの対象となる免税（Exempted）非営利公益法人である。米国以外の所在の協会も、その国の公益法人や非営利団体の形式を取っている場合が多い⁵。

世界各地の協会の会員学校数を合計すると、国務省が把握・直接支援している学校数を遙かに上回る。そのため、国務省の支援（助成金）を受けていない在外教育施設も、多くがその地域の協会に属しているといえる（協会にとっては、会員＝学校）。協会によって差はあるが、各在外教育施設の運営資金は国務省の助成金の他に、授業料、会費、企業・個人からの寄付金などで独自に運営している。（概ね授業料が総収入の7割程度を占めるといわれている）

在外教育施設の支援の関係図を整理すると下図のようになるとみられる。

図表 3-1-2-④ 在外教育施設支援の構図



⁵ 法制上、公益法人としての固有の法人類型が存在しない米国においては、日本のような公益性認定や監督規制のための特別な第三者機関ではなく、内国歳入庁が税法上の規定に基づき、免税資格の認定付与ならびに監督規制を行う。実質的には、日本の公益法人や英国の登録チャリティに相当する。

② 支援内容及び支援額

OSAC は、米国企業や財団からの財政的支援を受けて、米国の在外教育施設の教育プログラムを改善を支援している。OSAC プロジェクトは、リーダーシップの開発、教師、管理者、スタッフ、教育委員会、学生の教育カリキュラムを更新し、米国の在外教育施設の教育プログラムのテーマ全体を支援している。

OSAC は、Federal Advisory Committee Act に基づき、2 年毎に見直しが行われており、活動目的は次の 3 つである。

- 1) 米国海外学校を財政面や人的な面で支援を行うにあたっての資源や政策について助言を行うこと
- 2) これらの学校が教育の中核的な拠点となるように援助すること
- 3) ビジネス界と米国政府両方において、海外勤務が学齢期児童を持つ米国市民に対してより魅力的になるように援助すること

国務省海外学校部による在外教育施設への支援は、2 つのルートがあり、一つは、プロジェクトベースで、在外教育施設へ直接支援するケース、もう一つは各国にある非営利団体を通しての支援するケースである。

(ア) プロジェクトベースで直接在外教育施設へ支援するケース

支援校に対する米国連邦政府の助成金の種類について、2011 Catalog of Federal Domestic Assistanceを確認したところ、国務省の助成制度として教材の購入や教員の研修等に使用できる“Overseas Schools Program” (19.023) 及び安全対策用の設備の購入等に使用できる“Soft Target Program for Overseas Schools” (19.024) がある。各助成制度の概要は下記のとおりである。

図表 3-1-2-⑤ 助成制度の概要 (プロジェクトベース) ⁶

区 分	Overseas Schools Program	Soft Target Program for Overseas Schools
根拠法令等	The State Department Basic Authorities Act of 1956, as amended by the Foreign Service Act of 1980 及び The Foreign Assistance Act of 1961 as amended., Section 636c and d	Section 29 of the State Department Basic Authorization Act
担当部署等	国務省海外学校部	国務省
目的	海外に在住する子女の初等及び中等教育の質の向上及び教育を通じた海外との相互理解	米国国外にある学校の安全の向上及びテロ、暴動等の脅威の低減
利用対象者	Foreign Affairs Manual (2 FAM 600) の基準を満たしている支援校 (assisted school) ※支援校 195 校	支援校 (assisted school) か連邦政府職員が扶養している児童生徒が在籍する学校
使途	カリキュラムの購入、教員の研修及び教材・設備の充実	安全対策設備の充実
証明/文書	Foreign Affairs Manual, Volume 2, Section 600, OMB Circular No. A-87	国務省内の助成制度の一つ OMB Circular No. A-87
支援期間	12～18 か月 ※なお、Bureau of Overseas Building Operation が延長を認めた場合は延長も可能	12～18 か月 ※なお、Bureau of Overseas Building Operation が延長を認めた場合は延長も可能
監査	OMB A-133 の規定にしたがって実施。	なし
実績額	2010 年：\$11,244,000 2011 年：\$11,000,000 (推計) 2012 年：\$11,000,000 (推計) ※助成額は 1 件につき \$5,000～\$300,000 で多数は \$40,000 未満である。	2010 年：\$6,000,000 2011 年：\$5,000,000 (推計) 2012 年：\$5,000,000 (推計) ※助成額は、1 件につき \$10,000～\$400,000 で平均額は約 \$70,000。

⁶ 2011 Catalog of Federal Domestic Assistant をもとに作成した。

(イ) 非営利団体を通して支援するケース

在外教育施設を支援する各国地域にある非営利団体 (Association of American Schools) へ資金援助を行っているもので、在外教育施設への具体的な支援は、当該非営利団体が行っており、国務省は地域ごとの協会は全体的に管理している状況にある。補助金の使途はある程度団体に任されており、奨学金として運用する団体もあるとのことである。

教員雇用に関してはこれらの団体やさらには企業の関与が欠かせない。アジアやアフリカといった英語圏以外の地域で定期的にジョブフェアを行いアメリカスクールに人材を提供する企業もある。国務省のウェブサイトでは、これらの団体や企業へのリンクを掲載している。

助成金の使用目的は、承認を受けた教育目的に限られる。例えばカリキュラムの購入、教員のトレーニング、教育上必要な備品や機器等。助成金使用後は、関係する領収書の保管、使用報告書の提出、監査等を受ける義務がある。

また、OSAC は、近年広範囲の学校へのサポートをより重視し、各学校より非営利団体に奨学金や助成金にて支援する方針を打ち出している。OSAC の助成のうち最も主要なものの一つである「教育アシスタントプログラム」(Educational Assistance Program) では、非営利団体に年間約 15 万ドルを助成しており、27 年前のプログラム開始からトータルで 370 万ドル (合計 196 校該当) を助成した。

なお、各地域ごとの非営利団体の概要は次のとおりである。

図表 3-1-2-⑥ 在外教育施設を支援する非営利団体の概要

機関名 (ウェブサイト)	所在地	サービスの対象	サービスの内容	備考	会員 学校数
非営利団体 Association of American Schools in South America http://www.aas sa.com/page.cf m?p=349	フロリ ダ	条件を満 たした会 員学校と その生徒	<p><フル会員(右欄参照)の場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教材購入代行 2. 教員募集フェア開催 3. 教員向けの継続教育カンファレンス開催 4. 職員給料支払代行 5. 教員継続教育オンラインコース割引 6. 学生向け教育オンラインコース割引 7. 国務省及びOSACを代理して補助金を管理運営 8. 学校及び生徒に向けた育成金・奨学金 10. 会員を対象とした給与・福利厚生アンケート 11. 四半期毎にニュースレター発行 12. スペイン語学力テストの開発 13. ECISとパートナーを組んで、教材をiTunesUに読み込む 14. ISCRサーチ会社とパートナーを組んで、ウェブ上で世界中のインターナショナルスクールを分析できるサービス 	<p>* 会員制になっており、3段階ある会員のレベルによって受けられるサービスが違う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) フル会員: 年間\$2,056 プラス 生徒1人毎に\$7.80 (600人が限度) 2) 招待会員: 年間\$2,056 3) アソシエイト会員: 年間\$1,000 <p>* フェアへの出展、教材購入や給料支払の代行サービスは、会費に加えて別料金であり、これも会員のレベルによって料金が異なる。</p> <p>例えば教材購入代行の場合、フル会員: 購入金額の6.5% 招待会員: 購入金額の10% 非会員: 購入金額の14% プラス倉庫費用</p>	フル会 員 48校
非営利団体The Association of American Schools of Central America, Colombia, Caribbean and Mexico http://www.tri- association.org/	サウス カロラ イナ	条件を満 たした会 員学校と その生徒 及び企業 会員	<p>※ 通常会員の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年次教育者カンファレンス参加費用割引、参加者数制限なし 2. 年次賞与プログラムへの参加資格 3. 講習会、その他スタッフ育成プログラムへの優先アクセス 4. EBSCO デラックスデータベースにアクセス 5. NAIS 及び NAESPの会員権。 6. 協会ニュースレター (年3回発行)及びその他の協会のプロジェクトと活動に関する電子情報へのアクセス 7. GIN カンファレンス (GLOBAL ISSUES NETWORK)への生徒出席 8. 特別プログラム及びその他学校に関するトピック情報へのアクセス 9. 教育リサーチ会報、概要、情報へのアクセス。 10. 協会のウェブサイトを通して求職機能を使用。 11. スタッフ育成諮問委員会 (SDAC)にて代表される資格 12. 年次給与・福利厚生アンケートへの参加 	<p>下記3つの準地域協会にて構成される</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) AASCA (Association of American in Central America) 2) ACCAS (Association of American Schools in Colombia-Caribbean) 3) ASOMEX (Association of American Schools in Mexico). <p>* 会員制になっており、5段階ある会員のレベルによって受けられるサービスが違う。</p> <p><学校></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 通常会員 (ACCAS, ASOMEX AND AACSA の準地域協会いずれかに属している学校: それぞれの準地域協会の規定に準じた会費 2) 招待会員: 年会費950ドル、デラックスパッケージデータベース2068ドル等 <p>その他、企業会員、関連企業会員、支援会員がある。</p>	不明

機関名 (ウェブサイト)	所在地	サービスの対象	サービスの内容	備考	会員 学校数
Association of International Schools in Africa http://www.aisa.or.ke	ナイロビ	条件を満たした会員学校とその生徒及び企業会員	<フル会員の場合> ・カンファレンス、情報提供、ネットワーキング、教員講習会、奨学金	*会員制になっており、3段階ある会員のレベルによって受けられるサービスが違う。	普通 会員 78校
The Central and Eastern European Schools Association http://www.cee.sa.org/	クロアチア	条件を満たした会員学校とその生徒及び企業会員	<フル会員の場合> 1. 同協会主催のカンファレンス、講習会、ワークショップの割引 2. 同協会組織運営への参加 3. 半年毎のビジネスミーティングでの投票権 4. 同協会のアスレチック及び活動プログラムへの参加 5. 同協会の奨学金、賞与、特別プログラムへの参加 6. 他のフル会員学校と協力して財政サポートを受ける 7. 同協会イベントのスポンサー（カンファレンス、教育機関、ワークショップ等）。 8. 同協会の給与・福利厚生アンケートへの参加 9. 同協会カンファレンスのワークショップへの参加 10.同協会ウェブニュースでの優先取扱 11.同協会の団体健康保険への加入	*会員制になっており、3段階ある会員のレベルによって受けられるサービスが違う。カンファレンス出展は別料金。 (フル会員会費) 基本料金 1,200ドル 生徒数当たり会費 (最初の 500 人) 9ドル 生徒数当たり会費 (次の 500 人) 3ドル 生徒数当たり会費 (次の 1,000 人) 1ドル (アソシエイト会員(学校)会費) 1,200ドル (アソシエイト会員(一般)会費) 1,200ドル	19校
East Asia Regional Council of Schools http://www.earcos.org/	フィリピン、ラグナ州	条件を満たした会員学校と企業、個人	1. 教育リーダーシップ年次カンファレンスのスポンサー 2. 教員年次カンファレンスのスポンサー 3. 年次Global Issues Network (GIN) カンファレンスへの生徒参加をサポート 4. ワorkshop・講習会への資金提供 5. 学校指導者年次会合の開催 6. インターナショナルスクールに勤務する看護師、アジア特殊教育ネットワーク、ラーニング2.0 カンファレンスへの経済的サポート 7. 会員学校の業績や達成事項を記事内容とする会報の発行 8. 会員学校の職員・教員を対象とした給与アンケート実施 9. 毎年授与されるGlobal Citizen Award (世界市民賞)を通して、生徒の業績を評価	・会員制になっており、3段階ある会員のレベルによって受けられるサービスが違う。 1)会員学校 2)アソシエイト会員(企業) 3)個人会員	会員 学校 146校
The European Council of International Schools http://www.ecis.org/	ロンドン	条件を満たした会員学校と生徒	・コンサルタント、奨学金、カンファレンス、教育者育成プログラム等	・会員の種類は1種類で、生徒数により会費が異なる。 例えば1～60人は年間520£、1000人以上は年間2880£等	不明
The Mediterranean	スペイン	条件を満たした会	・コンサルタント、奨学金、カンファレンス、教育者育成プログラム等	・会員はフル会員とアソシエイト会員の2種類。	フル会 員

機関名 (ウェブサイト)	所在地	サービスの対象	サービスの内容	備考	会員 学校 数
Association of International School http://www.mai s-web.org/		員学校と 企業		・フル会員の場合、基本料金は 1年間920ドル、プラス生徒1 人当たり1ドル。	41校
Near East South Asia Council of Overseas Schools http://www.nes acenter.org/	アテネ	条件を満 たした会 員学校と 企業	<p><会員の特典></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同組織会報中での特集 2. 同組織カンファレンスの割引 3. 同組織の複合的オンライン会員データベ ースの会員専用ページ活用 4. 同組織の奨学金、賞、特別プログラム への参加 5. 他の会員学校と協力して財政サービス を受ける <p>カンファレンス、講習会、ワークショップ等 の同組織イベントのスポンサー</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 同組織の年次給与アンケートへの参加 7. 同組織の諮問グループへ候補者を指 名 8. 同組織及び全米私立学校協会 National Association of Independent Schools (“NAIS”)間の福利厚生にアクセ ス 9. BoardSource への会員参加 10. 同協会管理への投票権等、運営企画 への関与 11. 同組織のカンファレンスでワークショッ プを開催 12. Marshall Memo D23+D16の購読 	<p>・会員は3種類(フル会員学 校、関連学校、関連組織会 員)。</p> <p>・フル会員学校の会費は、生徒 数によって、100人以下年間 1,670ドルから1501人以上 7,790ドルまで。</p>	不明
Association for the Advancement of International Education http://www.aaie .org/	フロリ ダ	全世界の アメリカン スクール の教員・ 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同組織のカンファレンス、教育者育成プ ログラムの割引 2. 世界中で開催される同組織の年次カン ファレンスで、同業者と顔を合わせてネ ットワーキング 3. 同組織のオンラインコミュニティを通して の特別プログラムとネットワーキング 4. 同組織の教育出版物購読 5. 同組織のオンライン会員情報にアクセ ス 6. 同組織のオンラインリソースライブラリに アクセス 7. インターナショナルスクールは、同組織の 電子メール送付リストにアクセスできる 	<p>学校会員： \$450.00 一般企業会員： \$440.00 個人会員： \$200.00</p>	120校

(4) 在外教育施設の教員の状況

① 教員数概況、資格

支援校 195 校のうち、2014～2015 年度の全教員数は 17,645 人であり、うち米国籍の教員は 7,502 人 (42.5%) である。内訳は下表のとおりである⁷。

図表 3-1-2-⑦ 教職員の国籍別分布

(単位：人)

地域 \ 区分	米国籍保有	現地国籍保有	その他の国籍	計
アフリカ	889	492	848	2,229
米領	1,392	2,118	544	4,054
東アジア	1,852	340	1,368	3,560
欧州	2,026	1,517	1,894	5,437
中東・南アジア	1,343	327	695	2,356
計	7,502	4,794	5,349	17,645

資料 Worldwide Fact Sheet 2014-2015 米国国務省

在外教育施設における教員の採用については各施設が、現地の非営利団体や在外教育施設に教員を斡旋する企業のサービスを利用しつつ独自に採用している。

教員の資格条件は、学校によることもあるが、ほとんどの場合学士号 (4 大卒) と英語圏の国の教員免許が必要である。ただし ESL 教師の場合、教員免許は必ずしも必要としない例が多い。米国籍の場合であっても、現地採用のケースも多い (結婚等で現地に定住している米国人はもちろん、米国政府から別の仕事で派遣された人員の配偶者が、現地の学校で教員として働く等のケースがある)。

② 教員斡旋事業者状況

国務省のサイトには、教員リクルートのための事業者紹介のページ (Directory of Recruiting Organizations) があり、斡旋事業者、非営利団体及び大学就職課など合計 7 カ所がサイトが紹介されている⁸。紹介された事業者の取組を簡単にまとめると以下のとおりである。

⁷ ただし米国は二重国籍を認めているので、米国籍=他の国籍を有していないとは限らない。

⁸ <http://www.state.gov/m/a/os/c32321.htm>

図表 3-1-2-⑧ 教員斡旋事業者例

事業者名	活動内容等
1) International Schools Services (ISS)	<p>60年の歴史を有する業界では老舗。海外学校の設立、管理、人員採用、教材購入迄幅広いサービスを提供する。これまで2万人以上を300校に斡旋した。採用説明会を年に5回開催している(開催地はドーハ、バンコク、アトランタ等)。教員としての就職希望者の登録条件として、以下があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員経験者：4大卒以上、2年以上のK-12(小学校、中学校、あるいは高校)の教員経験または州や郡の教員免許 ・新卒：4大卒以上、州や郡の教員免許 <p>会費等に関する情報は、登録制となっている。</p>
2) Council of International Schools	<p>オランダに本部を置く、会員制の非営利団体。「世界市民」をキャッチフレーズに世界規模でインターナショナル教育の向上を目指しており、現在の会員数は109カ国にK-12(小学校～高校)650校、大学500校にわたる。年会費は生徒数に応じてK-12の場合1,050ユーロから4,010ユーロ(入会費1,500ユーロ)、大学は年間940ドル。その他採用説明会の登録費1,000ユーロ、教員斡旋費950ユーロかかる。</p>
3) Queen's University Education Career Services	<p>カナダオンタリオ州のクイーンズ大学の教育学部では、就職サービスの一環として海外への教員就職の斡旋や履歴書の書き方指導等を行っている。ただ、特に海外学校就職に向けた採用説明会等はしておらず、大学の一般的な就職課の活動内容に留まっている。</p>
4) Educators Overseas	<p>2007年設立し、「英語が母国語でない国」の学校に対してのみ管理職、教員、英語学校(ESL)教師、ホームスクールのチューター、ナニー兼チューター(住み込み等で子供の世話と教育の両方を行う)を斡旋している。教員に応募する場合、4大卒であることの他に米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、または南アフリカの教員免許が必要。ESL教師応募は、4大卒及び英語がネイティブレベルであれば教員免許は必要ない。</p>

事業者名	活動内容等
5) Search Associates	<p>25年の歴史を有する業界最大手。教員だけではなく、インターン、管理職、カウンセラー、図書館員等、英語で教育を行う海外学校の人事斡旋を一手に引き受けている。毎年11月から6月にかけて、世界各地（トロント、メルボルン、バンコク、香港、サンフランシスコ、ドバイ、ケープタウン等）で合計13回の採用説明会を行っている。ウェブサイトによると過去に2万6千人以上を海外学校に就職させた実績があるとのことである。学校は会員登録制であり、登録料2,000ドル。いずれかのジョブフェアに出席するか、同社の斡旋で一人でも人員を採用した年は、年間費用は無料となる（そうでない場合は年間500ドル）。同社の斡旋で就職が成立した場合、インターン及び教員の場合は1人当たり1,800ドル、管理職の場合は1人当たり2,800ドルを同社に紹介料として支払う。現在の会員学校数は約700校（うちヨーロッパには約100校）で、日本では19校が登録している。</p>
6) University of Northern Iowa Overseas Career Services	<p>米国アイオワ州のノーザンアイオワ大学就職課の中の一部門が実施。主な活動内容は、海外学校リクルートフェアの開催（2015年2月のフェアでは世界各地から128校が参加）、就職先となりうる海外学校の詳細を紹介する冊子（200ページ）の発行、ニュースレター発行、データベースを設置して雇用先の要請に合わせて紹介等を実施している。</p>
7) Association of American Schools in South America	<p>アメリカンスクールの地域協会の一つ。対象国は南米だが、協会本部が米国で、年に一度リクルートフェアを行う。通常同フェアでは、K-12の50校以上が合計350以上のポジションを募集する。</p>

(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況

支援校 195 校のうち、2014～2015 年度の児童生徒数は 134,876 人であり、うち米国籍の児童生徒数は 36,409 人(27.0%)である。内訳は下表のとおりである。

図表 3-1-2-⑨ 児童生徒数の国籍別分布

(単位：人)

地域 \ 区分	米国籍保有	現地国籍保有	その他の国籍	計
アフリカ	3,645	4,079	9,182	16,906
米領	6,396	17,080	7,818	31,294
東アジア	12,196	3,432	14,192	29,820
欧州	7,802	10,732	18,735	37,269
中東・南アジア	6,370	3,727	9,481	19,578
計	36,409	39,050	59,408	134,867

資料 Worldwide Fact Sheet 2014-2015 米国国務省

児童生徒の受入基準はまちまちで、現地国籍あるいは米国籍を必須とする学校から国籍を問わない学校、英語力ゼロでも構わない学校からある程度の英語力を入学条件とする学校まで様々である。

なお、上記米国籍児童生徒数 36,409 人の在外児童生徒数に対する割合はを推計する以下のとおりである。

○在外米国人数

- ・連邦政府関係者：1,042,523 人、うち 96%が米軍（2010 年度）
- ・連邦政府関係者以外：632 万人（2011 年） 内訳は以下のとおり。

※在外米国人協会（Association of American Resident Overseas 1973 年設立の非営利団体）による⁹。

- ・アフリカ 171 千人
- ・東アジア・太平洋 864 千人
- ・ヨーロッパ 1,612 千人
- ・中近東 870 千人
- ・南中央アジア 212 千人
- ・西半球 2,591 千人

○国外在住の児童生徒数

米国教育省の発表によると、2014 年度全米の小中高校生（義務教育を受けている

⁹ <https://www.aaro.org/>

生徒数) は約 5,473 万人で、全人口の約 17% を占めるため、仮にこの割合を適用すると、 $632 \text{ 万人} \times 17\% = \text{約 } 107 \text{ 万人}$ が国外在住者の米国籍者の義務教育年齢ではないかと推測できる。

(6) 在外教育施設の教育課程の状況

通常の生徒でなくても受講できる英語プログラムを併設していたり、保護者への現地語及び英語プログラムを開催したりと、「地域の語学学校」的役割を果たしている学校もあるものの、一般的には、教育課程では、IB (国際バカロレア) あるいは AP (Advanced Placement) に準拠している。(公立の場合は米国及び現地の高卒資格取得)

各在外教育施設によって、教育課程等が異なる。主要の動向を整理すると以下のとおりである。

- ・カリキュラムは米国に準拠する例が圧倒的に多い。
- ・また、国際バカロレアと米国、当該国のディプロマに対応している例もある。また、次の団体から認定を受けているケースも多い。
 - ・「ニューイングランド学校大学協会」(NEASC : New England Association of Schools)
 - ・CIS : Council of International School
 - ・COBIS : Council of British Internatinal Schools

図表 3-1-2-⑩ 在外教育施設の状況（アンケート等結果）

国名	都市名	学校名、ウェブサイト	生徒数概数（人）	生徒の国籍	記	教員採用	記
フランス	パリ	American School of Paris	800	33%米国籍、17%フランス国籍、その他国籍約50%	国籍が豊富な「インターナショナル」特徴。フランス語はフランス人教員が、後はほぼアメリカ人あるいは他の英語圏出身の教員が教える 卒業後はIB及びAP	自校ウェブサイトにて、職種を特定して募集（基本的に、ウェブサイトで募集していない職種の突然の応募は受け付けない）	<ul style="list-style-type: none"> ・西ヨーロッパ最初のインターナショナルスクール。2011年には1967年から使用していた敷地の所有者になった。 ・通常の生徒でなくても受けられる課外授業が充実（フランス語、チューター等） ・軽い学習障害等に対応できるが、中度～重度の発達障害には対応できない。 *ipad, MacBook等を授業の一部で使用
ドイツ	ベルリン	John F. Kennedy School http://jfks.de/	1,655	ドイツ国籍、米国籍半々	生徒あるいは保護者の少なくとも1人がドイツか米国籍であることが入学の条件 卒業後はドイツのアビトゥーア、米国高校卒業資格 教員はドイツ人あるいは米国人	自校ウェブサイトにて、職種を限定して募集。 （ただしアメリカ教育プログラムは米国民に限る等、条件はかなり厳しい）	*公立のためか、自校ウェブサイトで全教員の名前と担当教科、メールアドレスを公開
スペイン	バルセロナ	American School of Barcelona http://www.a-s-b.com/	800	主にスペイン国籍。米国籍もいる。その他では韓国籍が多い	教員は基本的に英語圏出身か、アメリカンスクール出身者	自校ウェブサイトにて、職種を限定せず募集	<ul style="list-style-type: none"> *通常の生徒でなくても受けられる英語クラスがあったり、全く英語のできない生徒も受け入れたり、「地域の英語学校」としての役割も果たしている *保護者向けクラス（英語、スペイン語、アート）がある

国名	都市名	学校名、ウェブサイト	生徒数概数(人)	生徒の国籍	記	教員採用	記
イタリア	ミラノ	American School of Milan https://www.asmilan.org/index.cfm	800	38%イタリア国籍、17%米国籍、9%韓国籍、その他約50%	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は、イタリア語教員を除いてはほぼ100%米国人またはカナダ人。 ・卒業後は米国高校卒資格あるいはIB ・卒業後約40%がイギリスの大学へ、40%が米国の大学へ、残り20%が他の国の大学へ 	自校ウェブサイトにて、職種を限定せず募集。	<ul style="list-style-type: none"> *特殊教育は行わない *ある程度英語が出来ることが入学条件
ドイツ	ミュンヘン	Munich International School http://www.mis-munich.de/	1,200	30%米国籍、28%ドイツ国籍、残りは59カ国から。英国籍の生徒もかなり多い	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数は約200人で、ほぼ全員英語圏出身 ・卒業後はIB 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校ウェブサイトにて、職種を限定せず募集 ・ヨーロッパ、アジアでCISやSEARCHが開催するリクルートフェアに出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に力を入れており、給食がオーガニックフード

(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況

国防省や国務省といった政府関係の任務で海外に出ていた家族以外の帰国子女に対しては、「帰国子女である」という理由での公的支援はない。

ただし、英語が同学年の生徒に比較して拙いと判断された生徒は、学区(School District)から「英語学習者」(English Learner)として、個別教育計画(IEP)が作成され、英語力を向上する支援(強化レッスン等)を受ける事が出来る。ただしこれは、帰国子女限定のサービスではない。(例えば移民の子弟や、アメリカ生まれでも両親が英語を話さない等の理由で英語が拙い場合も同等の支援が受けられる。)

<学区の位置づけ>

州教育省・教育委員会→郡教育局→学校区

*学区は、独自に教科や学期を制定する等、かなり強い権限を持っている。(同じ州内でも、学区が違えば学校の学年システムや休暇の時期が全く異なる。)

<カリフォルニア州の場合>

カリフォルニア州の場合、この English Learner の数が圧倒的に多く、2014 年春の統計では全体の 22.7%に及ぶ(全国平均は9%程度)。2013~2014 学校年度の場合は、予算の配分として各学区及びチャータースクール(独自の運営を行う公立校)が生徒1人当たり基本金額平均\$7,643(学年により異なる)を受領でき、English learner がいる場合はその生徒1人につき20%の予算が上乘せされる。

特別教育を必要とする児童生徒に対しては、多種多様なプログラムが用意されており、カウンセラーや精神科医が配置されているところもみられる。また、施設によっては、週末のみ、または全日制の課程が存在する。

(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況

家族に対する支援はない。(親が米国政府関係の海外勤務であった場合は、帰国後に情報提供や家族へのセミナー、表彰等がある。)

ただし、学校や社会全般として他言語への対応は充実している(英語がつかない生徒への学校での特別サポート等)が、帰国子女として限定しているわけではない。現時点の調査では、連邦レベルでは特に支援は見当たらなかった。

3-2 ドイツ

3-2-1 教育制度の概要

(1) 教育制度

ドイツは16の州により形成された連邦制の国家である。学校制度の権限はこれらの州が有しており、各州によって教育制度が若干異なっている。各州に教育を所管する文部省（名称は州により異なる）が設置され、教育政策を立案している。州毎の学校制度・教育政策の違いを調整する場として、各州文部大臣会議（KMK：Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland）が常設されており、そこでの協定や決議を通じて、教育の基本的な枠組みが形成されている。

なお、連邦政府には、教育研究省（Bundesministerium für Bildung und Forschung）が設置されているが、その権限は高等教育と学術研究などの一部であり、初等教育に関する権限はほとんど有していない。

また、ドイツの学校制度は日本の「六・三・三制」のような「単線型」ではなく、初等教育期間を経た時点で種類の異なる学校を選択し就学する「分岐型」である。ほとんどの児童は、小学校入学当初は基礎学校（Grundschule）で机を並べるが、4学年を終えた時点で、中等教育をどこで学ぶかを決断しなければならない。

(2) 一般教育制度

① 義務教育制度の就学期間

全日就学義務／一般就学義務（Vollzeitschulpflicht/ allgemeine Schulpflicht）として児童生徒は初等教育課程および中等教育Ⅰ課程の全日制学校に少なくとも9年間、州によっては10年間通わなければならない¹⁰。その後の通常3年間のパートタイム就学義務／職業教育義務は、一般教育の学校通学でも職業学校通学でも満たすことができる。

¹⁰ KMK ホームページ <http://www.kmk.org/bildung-schule/allgemeine-bildung/schulpflicht.html>

② 初等教育

初等教育 (Primarstufe) においては、第 1 学年から第 4 学年まで (ベルリン (Berlin) およびブランデンブルク (Brandenburg) の 2 州では第 6 学年まで) は、全員が基礎学校 (Grundschule) に通う¹¹。基礎学校の教育課程に関しては、KMK が 1970 年 7 月 2 日に「Empfehlungen zur Arbeit in der Grundschule (基礎学校での修学に関する推薦事項)」¹²を決議している (1994 年 5 月 6 日改定)。基礎学校の次の学校の選択には、基礎学校の推薦が重視される (同推薦事項 3.1)。この推薦は、児童の成績および学校生活全般における能力を教員が判断して出されるものである。州によっては実科学校またはギムナジウム (Gymnasium) への進学はこの推薦が必須であるが、そうでない州でも教員推薦が重視される。

基幹学校卒業資格 (Hauptschulabschluss) は全ての州で第 9 学年末に得ることができるが、いくつかの州では拡張基幹学校卒業資格または中等学校卒業資格 (Mittlerer Schulabschluss) 取得のために第 10 学年で卒業することもできる (中等教育 I の取決め 5.1)。基幹学校卒業資格は職業教育を受けるのに必要な資格であり、一定の条件によっては職業専門学校 (Berufsfachschule) 入学を許される (中等教育 I の取決め 6.1)。なお、第 9 学年末の基幹学校卒業資格は最初の一般教育卒業資格とみなされており、基礎学校の 4 (または 6) 年間の修学は卒業とはみなされない。

③ 中等教育 I

初等教育の次の中等教育 I (Sekundarstufe I) の学校の種類と教育課程については、KMK の「Vereinbarung über die Schularten und Bildungsgänge im Sekundarbereich I (中等教育 I における学校の種類および教育課程に関する取決め)」(以下「中等教育 I の取決め」)(1993 年 12 月 3 日決議、2014 年 9 月 25 日改定)¹³で定められている。中等教育 I には第 5 学年または第 7 学年から第 9 学年または第 10 学年までの次の学校がある：基幹学校 (Hauptschule) (第 5-9 学年)、実科学校 (Realschule) (第 5-10 学年または第 7-10 学年)、ギムナジウム (Gymnasium) (第 5-12 学年または 5-13 学年¹⁴)、前者 3 校を同じ敷地に設置した総合学校 (Gesamtschule) (第 5-9 学年または第 5-10 学年)。その他に追加で

¹¹ KMK ホームページ <http://www.kmk.org/bildung-schule/allgemeine-bildung/primarstufe.html>

¹² KMK ホームページ
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/1970/1970_07_02_Empfehlungen_Grundschule.pdf

¹³ KMK ホームページ
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/1993/1993_12_03-VB-Sek-I.pdf

¹⁴ そのうち中等教育 I に当たる部分は第 9 学年または第 10 学年まで。

または代わりに設置されている学校の名称は州によってまちまちである（中等教育 I の取決め 2）。

なお、特別な支援を要する児童生徒の義務教育のための学校としては、全ての州に支援学校（Förderschule）／支援センター（Förderzentrum）／特別学校（Sonderschule）／障害者学校（Schule für Behinderte）が設置されている。

中等学校卒業資格（Mittlerer Schulabschluss）は、多くの州で実科学学校卒業資格（Realschulabschluss）と呼ばれている（中等教育 I の取決め 5.2）。実科学学校課程のみ設置の学校では全科目で、複数に分かれた教育課程を持つ学校ではこの卒業資格に関連する学年の全科目で、少なくとも 6 段階評価の 4 番目（5、6 番目は「不可」）の成績を第 10 学年末にとっていけば中等学校卒業資格を取得できる。基幹学校でも条件を満たせば第 10 学年末に中等学校卒業資格を得ることができる。ギムナジウムでは、第 10 学年末に各州の取決めに応じた中等学校卒業資格またはそれに相当する卒業資格を取得可能である。中等学校卒業資格で職業専門学校や専門高等学校（Fachoberschule）入学の権利が生じる（中等教育 I の取決め 6.2）。職業学校（Berufsschule）では KMK の取決めに基づいて基幹学校および中等学校卒業資格が取得可能である（中等教育 I の取決め 5.4）。

ギムナジウムはもともと 9 年制（基礎学校から数えると 13 年）であったが、ほとんどの州は 8 年制（基礎学校から数えると 12 年）に切り替えている。ギムナジウムの最初の 5 年間（8 年制ギムナジウム）または 6 年間（9 年制ギムナジウム）は中等教育 I に分類されているが、最後の 3 年間（第 10–12 学年または第 11–13 学年）はギムナジウム上級（gymnasiale Oberstufe）と呼ばれ、中等教育 II（Sekundarstufe II）に区分されている。

④ 中等教育 II

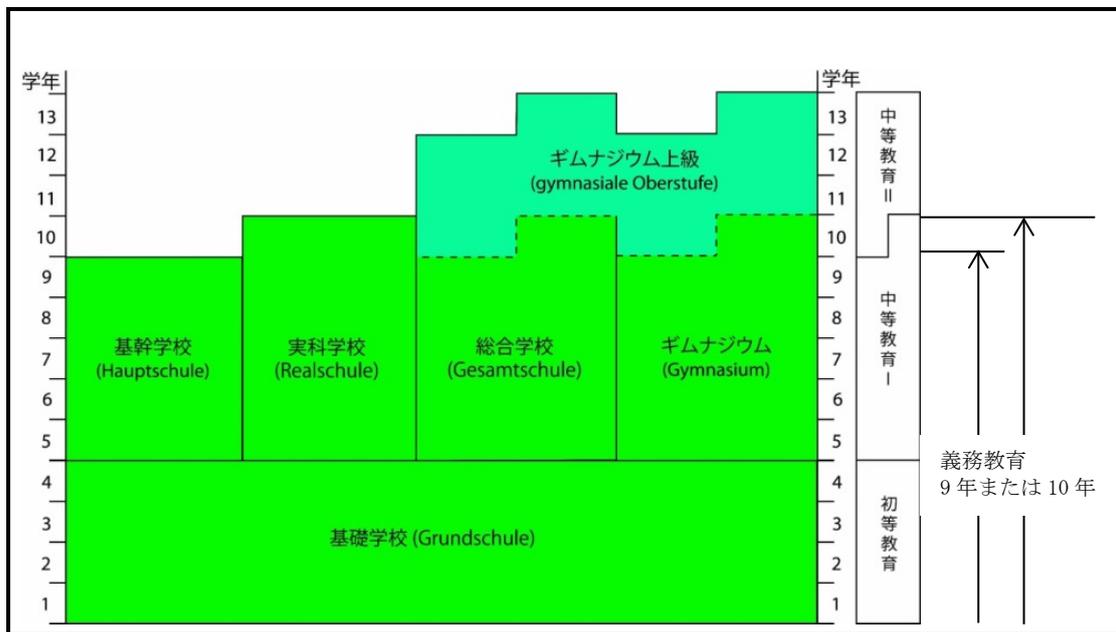
ギムナジウム上級への進学は、大学入学資格に合わせた教育課程において重要科目で少なくとも 6 段階評価の 4 番目の成績を修めるか、中等学校卒業資格に合わせた教育課程において重要科目で少なくとも 3 番目の評価の成績をとれば許される（中等教育 I の取決め 6.3）。

ギムナジウム上級の教育課程については KMK の「Vereinbarung zur Gestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II（中等教育 II におけるギムナジウム上級の形態に関する取決め）」（以下「ギムナジウム上級の取決め」）（1972 年 7 月 7 日決議、2013 年 6 月 6 日改定）で定められている。ギムナジウム上級は、最初の 1 年間の導入段階（Einführungsphase/ Orientierungsstufe）および最後 2

年間の資格段階 (Qualifikationsphase/ Qualifizierungsphase) に分かれている (ギムナジウム上級の取決め 5.1)。8年制ギムナジウムでは導入段階は第10学年、資格段階は第11年から12学年に相当するが、第10学年は中等教育 I とギムナジウム上級導入段階を兼ねる。9年制ギムナジウムでは導入段階は第11学年、資格段階は第12年から13学年となる。導入段階では学級制に基づいて授業が行われ、資格段階では学級制は解かれ、授業は科目ごとのコース制で行われる。

中等教育 II ではギムナジウム上級以外に、職業ギムナジウム／専門ギムナジウム (berufliches Gymnasium/ Fachgymnasium ; 第11-13学年) 等の学校に分類される。職業ギムナジウムは最初の2年間の学校での筆記勉強と最後の1年間の実務的な勉強から成り、第13学年末にアビトゥーア (Abitur) を取得可能であるが、最後の1年間の実地訓練に参加せずに学校を辞めた者も一定条件で専門大学アビトゥーア／専門大学入学資格 (Fachabitur/ Fachhochschulreife) を取得できる。総合大学入学資格に必要なアビトゥーアは、主にギムナジウムや職業ギムナジウム卒業試験に合格すると得られるが、他の方法で得ることもできる。

図表 3-2-1-① ドイツの一般教育制度概要



3-2-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果

(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況

① 関与の概況

連邦レベルでは、在外教育施設の設置に関する法として在外ドイツ学校振興法 (Gesetz über die Förderung deutscher Auslandsschulen) があり、同法に基づき、71ヶ国・地域に140校教育施設が「在外ドイツ学校(Deutsche Auslandsschule)」として認定されている。その多くは協会 (Verein) や財団 (Stiftung) が運営する私立学校の形態をとっている。同法に基づき、資金面、人材面において運営支援が行われているが、設立に関する支援は原則として行われていない。

② ZfA(在外学校センター)

在外教育施設の設立に向けての助言などを行っている機関としては、「在外学校センター (ZfA: Zentralstelle für das Auslandsschulwesen)」がある。ZfAは連邦内務省 (Bundesministerium des Innern) の外局である連邦管理庁 (Bundesverwaltungsamt) が設置するものであり、財政支援、教員等の人材支援に関する情報提供や、支援条件である教育の質、卒業資格等について助言を行っている。

ZfAの業務は具体的に挙げると以下のとおりである¹⁵：

- ・ 在外ドイツ学校等在外教育施設に対する教育・運営上の助言および品質管理実施の支援
- ・ 在外教育施設に勤務する教員の獲得、選抜、斡旋
- ・ 教員の準備および研修
- ・ 海外勤務教員 (ADLK: Auslandsdienstlehrkraft) および連邦プログラム教員 (BPLK: Bundesprogrammlehrkraft) の経済的支援
- ・ ドイツ及び国際的な卒業資格の準備
- ・ 外国語としてのドイツ語試験の発展と実施 (KMK [次項参照] のドイツ語ディプロム試験 (DSD: Deutsches Sprachdiplom der Kultusministerkonferenz))
- ・ ドイツ語による各科目の授業
- ・ 教養となる科目授業

¹⁵ ZfA ホームページ

http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/DieZfA/node.html

- ・ 職業教育
- ・ 対外文化・教育政策（AKBP：Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik）における貢献
- ・ 国際協力のための組織づくり

③ KMK（各州文部大臣会議）

ドイツ連邦共和国基本法（1949年5月23日公布）によれば各州は教育・文化関連分野の立法・行政権限を持つものの（第23条第6項、第30条）、州境を超えた教育・学問・文化の共通基準は重要かつ必須と認識しており、各州は、KMKにおいてそれら共通基準を定めている。

当機関の任務は、（1）証明書および卒業資格を一致もしくは匹敵させる、（2）学校、職業教育、高等教育機関の品質基準を確保する、（3）教育、学問、文化関連施設の連携を促進することである¹⁶。したがって在外教育施設の卒業資格等についても当機関の担当範囲となっている

KMKには在外教育関連分野に関するKMK決議の前に準備作業をする委員会（連邦および州の在外学校教育委員会（BLASchA：Bund-Länder-Ausschuss für schulische Arbeit im Ausland）が外務省大臣およびKMKの取決めにより設置されている¹⁷。BLASchAにおいて各州および連邦政府は在外教育施設に関する重要問題を決議する。同委員会には各州の文部省の代表者、外務省の学校課課長、ZfA長官が所属している。同委員会は、在外ドイツ学校、ヨーロッパ学校（Europäische Schule）のドイツセクションおよび海外におけるドイツ語授業に関する全般的な問題だけでなく、教育上、学校組織上、授業編成上の問題についても助言を出している。

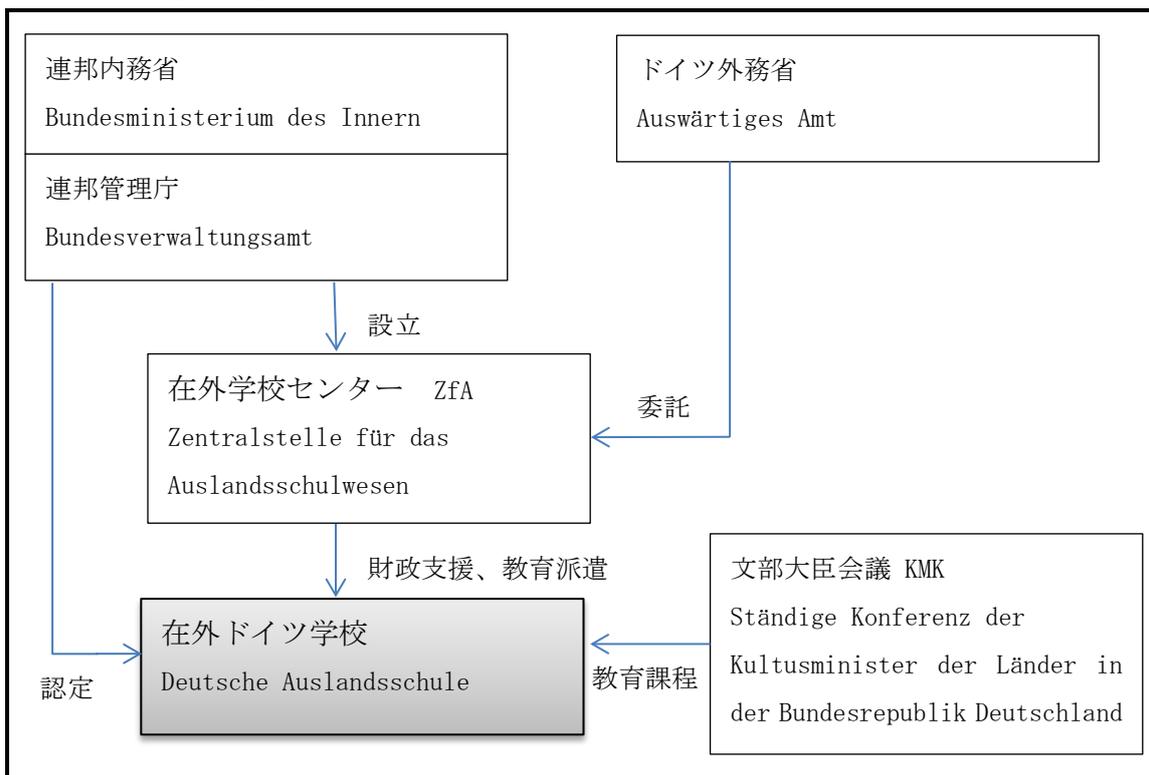
④ 連邦国防省

なお、連邦国防省（Bundesministerium der Verteidigung）では、ドイツ連邦軍の職員子弟のためのドイツ連邦軍在外学校（Auslandsschule der Bundeswehr）を7校設立しており、これらは在外ドイツ学校振興法の対象外である。

¹⁶ KMK ホームページ <http://www.kmk.org/wir-ueber-uns/aufgaben-der-kmk.html>

¹⁷ KMK ホームページ <http://www.kmk.org/wir-ueber-uns/ausschuesse-und-kommissionen/staendige-ausschuesse/bund-laender-ausschuss.html>

図表 3-2-2-① 支援団体等の関係



(2) 在外教育施設の概要

① 在外ドイツ学校 (Deutsche Auslandsschule)

ドイツの対外文化・教育政策の一環として「在外ドイツ学校 (Deutsche Auslandsschule)」が全世界に 140 校設立されている。地域的には中南米と欧州に多く立地している。

ZfA の在外ドイツ学校一覧では、その特性や教育課程によって

- ・D (主にドイツ人駐在員子弟向け)、
- ・I (ドイツと所在国の両方の学校教育を行い、全ての子供に開かれた「交流学校 (Begegnungsschule)」、
- ・V (特定の卒業資格を導入予定の学校・セクション)、
- ・P (職業教育セクションまたは職業教育学校)

の 4 つに分類されているが、I (ドイツと所在国の両方の学校教育を行い、全ての子供に開かれた「交流学校 (Begegnungsschule)」、) と D (主にドイツ人駐在員子弟向け) の形態の学校が多い。

カリキュラムは、ドイツの教育課程と所在国の教育課程の両方に基づいて授業が行われている。在外ドイツ学校 140 校中 100 校では、中等教育 I (Sekundarstufe I) の卒業資格、アビトゥーア／総合大学入学資格 (Abitur/ allgemeine Hochschulreife)、技術系の専門大学アビトゥーア／専門大学入学資格 (Fachabitur/ Fachhochschulreife) のどれかのドイツの学校卒業資格が取得可能である。

授業言語は、ドイツ語と現地公用語で授業を行う学校が 75 校であり、全体の半数以上を占めている。続いて、ドイツ語のみで授業を行う学校、ドイツ語と英語で授業を行う学校が多い。一部では、現地公用語のみで授業を行う学校も中南米に 13 校、中東に 3 校ある。

図表 3-2-2-② 各授業言語とセクションを持つ在外ドイツ語学校数

地域	授業言語				セクション					学校数 (実数)
	ドイツ語のみ	ドイツ語と英語	ドイツ語と現地公用語	現地公用語のみ	D	I	V	P	不明	
アジア	6	12	1	0	12	3	2	1	6	18
大洋州	0	2	2	0	1	2	0	0	0	2
北米	2	5	5	0	4	0	0	0	3	7
中南米	0	0	24	13	3	13	7	3	11	37
欧州	14	2	27	0	6	15	3	2	18	42
中東	6	4	3	3	4	3	4	1	6	17
アフリカ	4	7	13	0	3	9	2	0	5	17
合計	32	32	75	16	33	45	18	7	49	140

分類	特性や教育課程
D	主にドイツ人駐在員子弟向け
I	ドイツと所在国の両方の学校教育を行い、全ての子供に開かれた「交流学校 (Begegnungsschule)」
V	特定の卒業資格を導入予定の学校・セクション
P	職業教育セクションまたは職業教育学校

資料：ZfA の在外ドイツ学校一覧

在籍児童生徒は77,387人であり、そのうちドイツ人児童生徒は20,120人(26.0%)であり、ドイツ国籍を持たない児童生徒が57,267人(74.0%)である。なお、ドイツ語ネイティブの児童生徒数がドイツ国籍の児童生徒数よりも多いが、オーストリア、スイス等ドイツ語圏の国の子が在籍していることなどによる。

教員は「海外勤務教員(ADLK: Auslandsdienstlehrkraft)」が1,142人、「プログラム教員(PLK: Programmlehrkraft)」が192人、「現地採用教員(OLK: Ortslehrkraft)」が6,557人の計7,891人である。

図表 3-2-2-③ 在外ドイツ学校在籍人数

地域	児童生徒数			教員数				
	全児童生徒数	うちドイツ国籍保有	うちドイツ語ネイティブ	ALK	PLK	ドイツ語ネイティブOLK	それ以外のOLK	全教員数
アジア	5,725	3,591	3,664	113	7	374	195	689
大洋州	271	143	153	4	1	31	7	43
北米	1,810	1,048	1,237	46	6	156	42	250
中南米	36,976	4,749	4,636	303	106	1,000	2,113	3,522
欧州	17,896	7,487	7,809	426	19	994	559	1,998
中東	7,277	1,437	1,323	112	27	186	276	601
アフリカ	7,432	1,665	3,252	138	26	401	223	788
合計	77,387	20,120	22,074	1,142	192	3,142	3415	7,891

資料：ZfAの在外ドイツ学校一覧

② ドイツ連邦軍在外学校(Auslandsschule der Bundeswehr)

連邦国防省は、ドイツ連邦軍の職員子弟に対しては「ドイツ連邦在外学校」を設立し、ドイツ連邦軍の教育センター(BiZBw: Bildungszentrum der Bundeswehr)に運営を委託している。

ドイツ連邦軍在外学校全7校は、北米及び欧州に計7校設置されており、415人の児童生徒、58人の教員が在籍している。

カリキュラムは、基礎学校のみが3校、中等教育Iまでが3校あり、約400人の児童生徒および約60人の教師が在籍している。

図表 3-2-2-④ ドイツ連邦軍在外学校概要

学校	国	市町村	設置 学年	卒業資格	児童生徒数 (概数)	教員数
Deutsche Abteilung der AFNORTH International School	オランダ	Brunssum	1-10	中等教育 I	60	12
Deutsche Abteilung der SHAPE International School	ベルギー	Mons	1-12	中等教育 I、アビ トゥーア	100	15
Deutsche Schule Alamogordo	USA	Alamogor do	1-10	中等教育 I	150	14
Deutsche Schule El Paso	USA	El Paso	1-10	中等教育 I	70 弱	12
Deutsche Schule Sheppard	USA	Sheppard	1-4	なし（基礎学校の み設置）	10	2
Deutsche Abteilung der Grundschule René Char	フランス	Le Luc	1-5	なし（基礎学校の み設置）	15 (ドイツ人)	1
Deutsche Schule Decimomannu	イタリア	Decimoma nnu	1-4	なし（基礎学校の み設置）	10	2
合計					415	58

資料：ドイツ連邦軍および BiZBw ホームページ

③ その他の在外教育関連施設

ア 通信教育課程

ドイツの在外教育施設やインターナショナルスクールが近くにない地域に在住しているドイツ人子弟には、以下の 2 機関がドイツ教育課程による通信教育課程を用意している。

①早期教育段階から第 4 学年（ドイツ語と算数は第 5 学年）まで：ドイツ国内の公益社団法人である Deutsche Fernschule e.V.

②第 5-10 学年まで：通信教育会社 ILS - Institut für Lernsysteme GmbH

第 10 学年まで履修しても卒業資格を取得できる試験は通信教育システム内では行われず、ハンブルクで外部試験を受験する必要がある。

イ 職業教育課程

ドイツ国外でドイツの職業教育課程を採用している学校としては、職業中等学校 (Berufliche Sekundarschule) 75 校、専門大学アビトゥーア/専門大学入学資格を得ることができる専門高等学校 (Fachoberschule) 76 校、職業学校 (Berufsschule) 522 校があげられる。(2013 年時点)

ウ ドイツ語試験校

ドイツ語ディプロム試験 (DSD : Deutsches Sprachdiplom) I (A2/B2) および II (B2/C2) を実施し、ドイツ語授業に重点を置きつつも各国の教育制度に基づく学校は DSD 学校 (DSD-Schule) と呼ばれる。これらの学校も在外ドイツ学校振興法に基づいて連邦政府の支援を受けられ (ASchulG 第 17 条)、ZfA が管轄する。DSD 学校は 1,103 校 (2014 年 12 月現在) あり、ドイツ語を学ぶ生徒は 350,500 人 (2013 年 12 月現在)、DSD 受験者は 27,796 人 (2013 年現在) となっている。ZfA は、教員派遣などの支援を行い、派遣した教員は 380 人にのぼる。DSD は外国語としてドイツ語試験があるので、DSD 学校はドイツ人子弟のための在外学校ではなく、対外文化・教育政策における色彩が大きい。

エ PASCH 運動

上記の在外ドイツ学校および DSD 学校等を含んだドイツ語を教える海外の学校をネットワーク化する運動が対外文化・教育政策の一環として行われている。この運動は、「Schulen: Partner der Zukunft (PASCH)」(学校：未来のパートナー) 運動と呼ばれ、現代ドイツおよびドイツ語への持続的な関心を呼び起こすため、ドイツ外務省の呼びかけで 2008 年 2 月に始まった¹⁸。この運動には、ドイツ連邦政府および各州政府が関与するドイツ語教育・文化交流機関ゲーテ・インスティトゥート (Goethe-Institut)、ドイツ学術交流会 (DAAD : Deutscher Akademischer Austauschdienst)、KMK の教育交流会 (PAD : Pädagogischer Austauschdienst) および ZfA が協力している¹⁹。パートナー校は PASCH 学校 (PASCH-Schule) と呼ばれ、在外ドイツ学校や DSD 学校だけにとどまらず、現地の学校制度における学校でゲーテ・インスティトゥートのドイツ語試験「FIT in Deutsch」を実施する FIT 学校 (FIT-Schule)、KMK が支援する PASCH 学校とのパートナーシップを結んでいるドイツ国内の学校が含まれている。

日本においては、在外ドイツ学校 2 校 (東京横浜独逸学園、神戸ドイツ学院)、FIT 学校 4 校 (木更津工業高等専門学校、東京都立北園高等学校、獨協高等学校、早稲田大学高等学院) が、PASCH 学校である。

ZfA は EU 機関職員の子弟が通う欧州学校 (Europäische Schule) にも教員を派遣しており、2013 年 12 月時点で 218 人のドイツ人教員がいる。EU 諸国政府が共同して圏内 7 ヶ国に公式欧州学校 14 校を設け、各国語セクションに分けて EU 公用語

¹⁸ PASCH 運動ホームページ <http://www.pasch-net.de/udi/zie/deindex.htm>

¹⁹ PASCH 運動ホームページ <http://www.pasch-net.de/udi/deindex.htm>

での教育が行われている²⁰。欧州学校は定員に余裕がある場合は EU 機関職員以外の子弟も受け入れている。

図表 3-2-2-⑤ ドイツ国内の学校を除いた PASCH 学校数 (2014 年 12 月)²¹

地域	在外ドイツ学校	DSD 学校	FIT 学校	合計
北米・中米	14	144	23	181
南米	30	83	61	174
欧州	46	715	160	921
アジア	31	134	252	417
大洋州	2	6	9	17
アフリカ	17	21	76	114
合計	140	1,103	581	1,824

資料：PASCH 運動ホームページ (<http://weltkarte.pasch-net.de/>)

ZfA 在外ドイツ学校一覧

(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況

① 在外教育施設に対する支援の有無

対外文化・教育政策の一環として、ドイツ連邦政府は在外教育施設の運営について財政面や人材面等で様々に支援している。ZfAによると、財政支援・人材支援等を行っている海外教育施設は在外ドイツ学校(140校)を含み約1,200校である。

対外文化・教育政策の3本柱は、1,824校(2014年12月時点)に及ぶパートナー校(PASCH学校)、94ヶ国160ヶ所のゲーテ・インスティトゥート(2015年時点)、毎年4万人以上の学生および研究者を支援するDAADおよびアレクサンダー・フォン・フンボルト財団(Alexander von Humboldt-Stiftung)である。

²⁰ 欧州学校ホームページ<http://www.eursc.org/getfile/1047/3>;EU公用語は17ヶ国語ではあるものの、全てのセクションがある学校はなく、1校あたり最大で9ヶ国語の教育が可能となっている。

²¹ PASCH 運動ホームページ <http://weltkarte.pasch-net.de/> ; 在外ドイツ学校のみ在外ドイツ学校一覧に基づく。地域分類はPASCH 運動ホームページに基づく。

② 支援の要件

ア. 在外ドイツ学校支援の根拠法令

在外ドイツ学校支援の根拠法令は、在外ドイツ学校振興法であり、2013年に制定、2014年1月に施行された。それ以前においてもドイツ外務省は在外ドイツ学校を100年以上にわたって人材面、経済面、教育上、組織上、支援してきたが、それは連邦予算規則（Bundeshaushaltsordnung）第23条および第44条による補助金の認可に基づいて行われたものであり、支援に使える金額は毎年予算法（Haushaltsgesetz）で決められた。2011年の連邦政府と各州政府間の在外教育施設の改革や、在外ドイツ学校振興法により、在外ドイツ学校での専門的な授業の実施と卒業資格の認定に必要なADLKの数を減らし、助成金を増額し、追加教員の斡旋や現地採用教員の雇用等、助成金の使途が自由になった。

本法に基づく「在外ドイツ学校（Deutsche Auslandsschule）」とは、連邦政府および学校運営者間の付与契約により「在外ドイツ学校」と認定されたドイツ国外の学校を指す。また、在外ドイツ学校振興法で定める在外ドイツ学校でなくとも、海外の学校がKMKのドイツ語ディプロム試験（Deutsches Sprachdiplom der Kultusministerkonferenz：DSD）を行っていれば、連邦政府はドイツ語普及のために当該学校に補助金を付与することができる（ASchulG第17条）。

在外ドイツ学校が助成を得られる条件は在外ドイツ学校振興法第8条で次のように定められている

- 1) ドイツ語で授業をし、第2条第2項に基づくドイツ語での卒業資格を出すこと
- 2) 申請前の最近3年間毎年第2条第2項第1文および第2文に基づく卒業資格を出し、各卒業資格を年平均最低12は出すこと
- 3) ドイツの民主的な価値観を持ち、児童生徒、両親および教員に学校生活への適切な参加を保証すること
- 4) 補助金以外に在外ドイツ学校の持続的な運営に必要な資金を自ら工面する
- 5) 合法的な運営
- 6) 在外ドイツ学校が利益を得ていないこと、または得られた利益を学校の運営、整備もしくは発展、またはそれらの目的のための積立金または引当金に当てられること

助成の重要条件である卒業資格の種類は第2条第2項で以下のように定められている

- 1) ドイツの一般大学入学資格を得られるドイツの卒業資格（アビトゥーア）、専門大学入学資格を得られるドイツの卒業資格、ドイツの中等卒業資格（基幹学校、実科学校）、ドイツの職業教育卒業資格
- 2) KMK 認定に基づくドイツ語授業のある在外学校における多言語国際バカロレア
- 3) KMK の DSD (Deutsches Sprachdiplom der Kultusministerkonferenz : ドイツ語ディプロム試験) レベル 1 およびレベル 2

ただし、最低数の卒業資格を出していない（あるいはまだ出せない）学校も ZfA は任意に援助することができる。

連邦政府は現地の法律が認める限り、在外ドイツ学校を監督する（ASchulG 第 4 条第 1 項）。特に 現地で検査を実施し、学校の報告を評価し、助成が契約どおり使われているかどうか調査することにより監督が行われる（ASchulG 第 4 条第 2 項）。各州は各自の管轄範囲内で監督任務を定める（ASchulG 第 4 条第 4 項）。

人材支援を定める在外ドイツ学校振興法第 11 条によれば、ZfA が斡旋する教員の給料は在外ドイツ学校は負担しなくてよいとされている（ASchulG 第 11 条第 3 項）。ただし、必要とされている以上の教員を在外学校が希望する場合は、学校側がその教員の給与を負担しなければならない（ASchulG 第 15 条）。

財政支援は在外ドイツ学校振興法第 12 条で定められている。在外ドイツ学校の財政状況、学校自身の財産、第三者の資金に関係なく、卒業資格と学級数により必要な費用が考慮され、1 週間当たりの授業時間ごとに一定額に定められている（ASchulG 第 12 条第 1 項）。ただし同法第 11 および第 12 条に基づく助成を受けられない在外ドイツ学校に対する任意の助成は可能であり（ASchulG 第 14 条）、在外ドイツ学校でないものの DSD を行う海外の学校にもドイツ語普及のために連邦政府の助成が可能である（ASchulG 第 17 条）。

助成は 1 回の申請で最大 3 学年度または 36 ヶ月得ることができ、助成期間終了前に更新申請をすることも可能である（ASchulG 第 7 条第 2 項）。助成の権利の見積もりには、1 校の 1 卒業資格あたり同学年で最大 3 学級まで考慮に入れられ、1 学年あたりの 1 学級の児童生徒の人数は最大 25 人とされている（ASchulG 第 7 条第 3 項）。

在外ドイツ学校振興法 (Gesetz über die Förderung Deutscher Auslandsschulen)

(概要)

第1条 適用

- (1) この法は、対外政策の一環として、在外ドイツ学校の振興を規定する。連邦と州は各々の権限の中で協調する。
- (2) 国防省管轄にあるドイツ人向け学校・インターナショナルスクールのドイツ部門はこの法律の対象外である。国防省とこれらの国々における、職員の保護やこれらの学校の監督に関する協定は影響を受けない。

第2条 定義

- (1) 本法に基づく「在外ドイツ学校 (Deutsche Auslandsschule)」とは、連邦政府および学校運営者間の付与契約により「在外ドイツ学校」と認定されたドイツ国外の学校を指す。
- (2) 本法における助成を行う基準は、
 - 1) ドイツの一般大学入学資格を得られるドイツの卒業資格 (アビトゥーア)、専門大学入学資格を得られるドイツの卒業資格、ドイツの中等卒業資格 (基幹学校、実科学学校)、ドイツの職業教育卒業資格
 - 2) KMK 認定に基づくドイツ語授業のある在外学校における多言語国際バカロレア
 - 3) KMK の DSD (Deutsches Sprachdiplom der Kultusministerkonferenz : ドイツ語ディプロム試験) レベル 1 およびレベル 2

第4条 在外ドイツの学校監督

- (1) 連邦政府は現地の法律が認める限り、在外ドイツ学校を監督する。
- (2) 特に現地で検査を実施し、
 - ① 学校の自己点検が行われており、
 - ② 学校からの報告を評価し、
 - ③ 助成が契約どおり使われているかどうかを調査することにより監督を行う。
- (3) 在外ドイツ学校においては、学校監督のため、検査官を配置する。
- (4) 立地国は、その権限において学校を監督する。

第7条 助成請求、交付申請および支援期間

- (1) 第8条に基づき認定された在外ドイツ学校は、第9条、第11条および第12条に基づいて人材支援や財政支援を受けることができる。
- (2) 助成は1回の申請で最大3学年度または36ヶ月得ることができ、助成期間終了前に更新申請をすることも可能である。助成期間終了前に再適用が可能である。
- (3) 第2条第2項は、第11条および第12条による金額を見積もるため、1校の1卒業資格あたり同学年で最大3学級まで考慮に入れられる。1学年あたりの1学級の児童生徒の人数は最大25人とされている。財務諸表における3ヵ年より以前の実績については考慮されない。

第8条 基準

在外ドイツ学校となるための基準は次の通りである。

- 1) ドイツ語で授業をし、第2条第2項に基づくドイツ語での卒業資格を出すこと
- 2) 申請前の最近3年間毎年第2条第2項第1文および第2文に基づく卒業資格を出し、各卒業資格を年平均最低12は出すこと
- 3) ドイツの民主的な価値観を持ち、児童生徒、両親および教員に学校生活への適切な参加を保証すること
- 4) 補助金以外に在外ドイツ学校の持続的な運営に必要な資金を自ら工面する
- 5) 合法的な運営
- 6) 在外ドイツ学校が利益を得ていないこと、または得られた利益を学校の運営、整備もしくは発展、またはそれらの目的のための積立金または引当金に当てられること

第11条 人事推進

- (1) 財政支援額は、必要な教員の数に基づく。必要な人数は、連邦政府と州政府から協定を締結することにより示される。
- (2) 教員は海外で一定期間について連邦政府によってドイツ学校に派遣される。派遣は外務省の管理業務、第6条の範囲において学校との協定のもと決定される。
- (3) ZfA が斡旋する教員の給料は在外ドイツ学校は負担しなくてよい
- (4) 退任、配置に関する取決めは連邦と州の協定によって定められる。

第 12 条 財政支援

(1) 財政支援は、アカウントに補助金の契約に合意した財務諸表とクラス編成のために必要とされる負担とする。支払いは一括払いである。支援金額については在外ドイツ学校の財政状況、学校自身の財産、第三者の資金に関係なく、卒業資格と学級数により必要な費用が考慮され、1 週間当たりの授業時間ごとに一定額に定められている。

第 14 条 在外学校の適用の推進

同法第 11 条および第 12 条に基づく助成を受けられない在外ドイツ学校に対する任意の助成は可能である。

第 15 条 追加教員

必要な教員のほかの教員は Schulträger の要請で在外ドイツ学校で教えることができる。したがって、教員には第 11 条の特に第 2 項及び 4 が適用される。

ただし、必要とされている以上の教員を在外学校が希望する場合は、学校側がその教員の給与を負担しなければならない。

第 17 条 その他のドイツ語学校の卒業資格推進

在外ドイツ学校振興法で定める在外ドイツ学校でなくとも、海外の学校が KMK の DSD 試験を行っていれば、連邦政府はドイツ語普及のために当該学校に補助金を付与することができる。

イ. BLI (Bund-Länder-Inspektion : 連邦および州の共同視察)

KMK 設置の在外教育分野担当委員会 (BLASchA) は、在外ドイツ学校の品質保証および品質改善のため、2008 年にパイロットプロジェクトとして BLI を導入し、2009 年からは正式に導入された²²。毎年、在外ドイツ学校約 30 校で実施され、全ての学校が 6 年に 1 回のサイクルで品質検査を受けることとなっている。2008 年から 2013 年までに在外ドイツ学校 112 校で BLI が実施され、2013 年に第 1 期が終了した。査察結果は年次報告書に各校の評価が特定できないように一般化して掲載されるが、高評価を宣伝するため学校側が自ら公開することもある (例えば、Pestalozzi-Schule Buenos Aires や Internationale Deutsche Schule Alexander von

²² ZfA ホームページ「Bund - Länder - Inspektion. Deutscher Schulen im Ausland」, p. 17 (2009 年 5 月時点の情報)
http://www.bva.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/ZfA/Publikationen/BLI_Broschuere_2009.pdf?__blob=publicationFile&v=2

Humboldt Montreal)。

視察は連邦政府および各州が共同で行い、視察団は ZfA が組織する。第 1 期では、15 の特性に分類された 72 の品質基準等に基づいて視察が行われたが、第 2 期からは 97 の品質基準が 20 の特性に分類されている。そのうち 11 の基礎特性 (Basismerkmal) が必須であり、学校の種類に関連する 9 つの追加特性からその他に 4 つの特性が視察の前に学校側の意見も聞いて選ばれ、よい結果を得た学校は「Exzellente Deutsche Auslandsschule (優良在外ドイツ学校)」の品質照明を得ることができる。

図表 3-2-2-⑥ BLI (2 期以降) の基礎特性

基礎特性		評価 (良 4→悪 0)				
1. 学校の成果と成功						
特性 1	教育する、育てる	4	3	2	1	0
特性 2	学校に対する満足度を高める	4	3	2	1	0
2. 学習文化－教える過程と学習過程の質						
特性 4	知識・資格を得る	4	3	2	1	0
特性 5	授業を構成する	4	3	2	1	0
特性 6	児童生徒を強化する	4	3	2	1	0
特性 7	授業を差別化する	4	3	2	1	0
3. 学校文化						
特性 10	児童生徒を支援する	4	3	2	1	0
4. 学校指揮および学校管理						
特性 12	学校を管理、指揮、統率する	4	3	2	1	0
特性 13	資源を管理する	4	3	2	1	0
5. 教員のプロフェッショナル度および人材開発						
6. 品質改善の目標および戦略						
特性 14	人材を選び、習熟させ、知識・資格を取得させ、統率する	4	3	2	1	0
特性 15	学校を発展させる	4	3	2	1	0

資料 ZfA 「Bund-Länder-Inspektion 2.0. BLI-Folgezyklus」

図表 3-2-2-⑦ 学校の種類に関連する BLI（2 期以降）の追加特性²³

学校の種類に関連する特性		評価（良 4→悪 0）				
1. 学校の成果と成功度						
特性 3	学校を紹介する	4	3	2	1	0
特性 16	ドイツの卒業資格を準備し、実施する	4	3	2	1	0
2. 学習文化—教える過程と学習過程の質						
特性 18	DaF (Deutsch als Fremdsprache : 外国語としてのドイツ語) を教える	4	3	2	1	0
特性 19	DFU (deutschsprachiger Fachunterricht : ドイツ語での専門授業) を実施する	4	3	2	1	0
特性 20	職業教育的な授業をする	4	3	2	1	0
3. 学校文化						
特性 8	児童生徒と保護者が参加する	4	3	2	1	0
特性 9	開かれた学校	4	3	2	1	0
特性 11	交流を支援する	4	3	2	1	0
特性 17	障害児も健常児と一緒に教育する	4	3	2	1	0

③ 支援の具体的内容

ア. 財政支援

ドイツの在外教育施設に対する支援はドイツ外務省の予算の枠内で「0504 外国との文化交流促進 (0504 Pflege kultureller Beziehungen zum Ausland)」²⁴の区分に見ることができる。この区分の中でも、「学校基金 (Schulfonds)」および「建築基金 (Baufonds)」が在外教育施設に対する財政支援に大きく関わっている。

学校基金は、ドイツの在外教育施設および教育分野における国際協力への財政支援を行なっているものである。学校基金は、2015 年度予算は約 2 億 2,600 万ユーロであり、そのうち、在外ドイツ学校への給付は、「ASchulG 第 11 条および第 12 条に基づく支援」として、2014 年度は 3,500 万ユーロ、2015 年度は 1 億 2,500 万ユーロが予算計上されている。

²³ 「Bund-Länder-Inspektion 2.0. BLI-Folgezyklus」, p. 16

²⁴ 連邦財務省広報部 (Referat Öffentlichkeitsarbeit) ホームページ 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」, pp. 33-55.
http://www.bundeshaushalt-info.de/fileadmin/de.bundeshaushalt/content_de/dokumente/2015/sol1/ep105.pdf

例えば、東京横浜独逸学園「収支予算書 2013-2017」によると、東京横浜独逸学園への補助金は、2012年度 8,460 万円、2013年度 4,430 万円であり、2014年度以降は毎年 4,000 万円見込みとなっている。

その他、学校基金には ADLK、PLK および OLK の教員人件費、ドイツ語専門コンサルタント (Fachberater für Deutsch) 等の専門家の報酬および給与、学校の運営費補助、外国人ドイツ語教員の教育訓練、児童生徒の交換留学支援、認定・卒業試験や視察実施に係る経費、教材開発、ドイツ語試験 (DSD、ZDP) 実施等が計上されている。また、通信教育への補助金も学校基金に区分されており、2013年度は 10 万 2,000 ユーロ、2014年度および 2015年度はそれぞれ 13 万ユーロが予算計上されている。

建築基金は、海外の文化教育分野における建設プロジェクトに対する支援を賄うものである²⁵。在外教育施設の建設関連計画の実現および費用負担は本来、学校運営者の負担であるが、運営者が十分な費用を用意できない場合で本国がドイツ人学校を必要とする場合は、外務省が新築増改築費用の支援を追加で行うことがあり、その予算が建築基金として計上されている。ただし学校はまず借入や貯蓄資金等で自ら費用を負担できるよう試みなければならない (助成の原則)。なお、幼稚園、建物の維持費、学校設備には原則として支援はされない。助成申請の際は、外務省は申請手続きに関する助言および支援に関する規則や手続きの説明を行ったり、計画に他の政府機関 (教育面では ZfA、建築面では連邦建設国土庁 Bundesamt für Bauwesen und Raumordnung、国家予算に基づく許可では連邦財務省 Bundesministerium der Finanzen) が関与するよう手配したり、新築増改築後に補助金の使途証明を検査したり等する。

同基金として 2015年度は最大約 4 億 3,000 万ユーロの支出が見込まれており、そのうち大規模な新築・増改築支援のために最大約 2,000 万ユーロの支出が見積もられている。2015年度の外務省予算に大規模な新築・増改築の支援先として掲載されているのは主にゲーテ・インスティトゥートと推測される「文化センター (Kulturinstitut)」8 件であるが、在外ドイツ学校の改修および新築も 1 件ずつ含まれている。また建築プロジェクトに対する補助金の支出先として 2015年度の外務省予算に掲載されている 6 件のうち 1 件はアレキサンドリアの在外ドイツ学校新築である。2015年度に見込まれている小規模な新築・増改築支援約 1,025 万ユーロのうち、在外ドイツ学校向けの予算は 225 万ユーロが予定されている²⁶。

ドイツの在外教育施設の中には、ドイツ連邦共和国の所有地を無償で使用できる学校がある。そのような学校は世界で 22 校あり、ドイツ外務省と使用協定を結ん

²⁵ 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」, p. 33.

²⁶ 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」, p. 50.

でいる。維持費用は学校が自ら負担しなければならないが、差し迫った改修費用を十分に用意できない場合は補助金が認可されることもある。

図表 3-2-2-⑧ 学校基金の予算額の推移

(単位：1,000 €)

番号	事項	2013年	2014年	2015年
427 29-024	OLK の給与	1,033	1,005	1,005
428 29-024	専門コンサルタントの報酬	5,077	6,039	7,595
429 21-024	ドイツ語専門コンサルタントおよび授業専門家の人件費	360	442	889
687 20-024	ASchulG 第 11 条および第 12 条に基づく支援		35,000	125,000
687 21-024	ADLK および PLK の経費	141,907	127,819	45,000
687 22-024	学校の運営費補助	40,003	36,130	27,619
687 22-024	ドイツ語授業支援に対する補助	4,260	3,670	4,000
687 27-024	外国人ドイツ語教員の教育訓練	4,592	5,419	5,419
687 27-024	児童生徒の交換留学支援	4,773	4,737	4,737
687 27-024	認定試験、卒業試験および視察の実施に係る BVA 部外者の旅費	124	160	160
687 27-024	教材開発	0	28	28
687 27-024	ドイツ語試験 (DSD、ZDP) 実施	1,226	1,697	1,697
687 27-024	海外在住ドイツ人児童生徒の通信教育コース	102	130	130
	その他	10,245	2,411	2,471
	合計	213,702	224,687	225,750

資料：ZfA 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」

図表 3-2-2-⑨ 建築基金の予算額の推移

(単位：1,000 €)

番号	事項	2013年	2014年	2015年
519 31-024	土地および建物の維持費	959	1,500	1,500
519 39-024	管理費	544	1,500	1,500
711 31-024	小規模な新築・増改築	2,387	7,995	10,245
739 31-024	大規模な新築・増改築	14,327	19,705	20,203
821 31-024	建築プロジェクトに対する補助金	13,523	9,000	9,550
合計		31,740	39,700	42,998

資料：ZfA「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」

図表 3-2-2-⑩ 「739 31-024 大規模な新築・増改築」の支援額の推移

(単位：1,000 €)

場所	新築・増改築プロジェクト	連邦政府支出合計	2013年までに支出済	2014年認可	2014年より後に繰越す 剰余金	2015年見積	2016年以降に留保
ワシントン	省エネルギーのための在外ドイツ学校改修	4,758				1,000	3,758
カイロ	文化センターの改修および新築	8,066	3,130	1,679	196	1,500	1,561
ダブリン	文化センターの改修および増築	10,478	1,095	2,500	346	3,500	3,037
キエフ	文化センターの修繕	3,268	3,268				
パリ	文化センターの改修	4,773	4,635	0	138		
マドリッド	在外ドイツ学校新築： 管理取決めを必要とする 100万-500万ユーロ支出予定のプロジェクト (Konjunkturpaket II)	55,093	17,850	14,820	5,028	14,017	3,378
ロンドン	文化センターの改修および部分改築	6,210	6,208		2		
ソウル	文化センターの改修	6,039	5,486		553		
チュニス	文化センターの耐震化	2,241	749	501	751	186	54
メキシコシティ	文化センターの改修	2,423	1,649	205	569		
合計		103,349	44,070	19,705	7,583	20,203	11,788

資料：ZfA「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」

図表 3-2-2-⑪ 「821 31-024 建築プロジェクトに対する補助金」の推移

(単位：1,000 €)

場所	建築プロジェクト	連邦政府支出合計	2013年までに支出済	2014年認可	2014年より後に繰越す剰余金	2015年見積	2016年以降に留保
ワルシャワ		18,922	10,681	5,900		2,250	91
アレキサンドリア	在外ドイツ学校新築	20,000				1,000	19,000
イスタンブール		11,659	11,659				
リスボン		8,420	8,420				
モントリオール		1,250	1,250				
その他	小規模な建築プロジェクト	16,676	6,576	3,100		6,300	700
合計		76,927	38,586	9,000		9,550	19,791

資料：ZfA「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」

イ. 人材支援

連邦政府は在外教育施設への教職員派遣およびその人件費負担を行っている。

ZfAはADLKおよびBPLKを在外ドイツ学校およびDSD学校に派遣しているとともに校長を在外ドイツ学校に派遣している。各州は、主に中欧、南欧等の特定の地域の学校にドイツ語教師としてLPLKを斡旋している。

在外ドイツ学校振興法第11条第3項は必要とされる斡旋教員の給料を在外ドイツ学校は負担しなくてよいと明記しており、ADLKおよびPLKの経費として2014年度は1億2,781万9,000ユーロ、2015年度は4,500万ユーロが予定されている。なお、在外ドイツ学校振興法発効以前の2013年度においても、1億4,190万7,000ユーロが支出された²⁷。

在外教育施設勤務のために休職する教職の費用負担は以下のようになっている。

- ・ADLK：対外文化・教育政策の一環として給与(国内分)は、連邦政府が負担する。ただし、海外勤務手当は連邦政府と各州政府が分担する。
- ・BPLK：連邦政府も人件費を負担するが、学校側も一部負担する。
- ・LPLK：国内勤務と同様の給与は各州が負担する。引っ越し費用等の一時手当は連邦政府が負担する。社会保障費等は学校が負担する。

²⁷ 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」, p. 43.

DSD 学校には教員だけでなく、ZfA から教育専門家（いわゆる「ドイツ語専門コンサルタント／コーディネーター（Fachberater/ Koordinator für Deutsch）」）56 人も 36 ヶ国に派遣されている（2013 年 12 月時点）。ドイツ語専門コンサルタント／コーディネーターは外国語としてのドイツ語科目の所在国の教師等を訓練し、DSD の実施や学校のネットワーク化プロジェクトを行ったりする。FIT 学校にはドイツから教員は派遣されないが、ゲーテ・インスティトゥートのいわゆる「授業専門家」23 人がこれらの学校を支援している。

ウ. その他の支援

a) 優良在外ドイツ学校

在外教育施設のほとんどは私立であるので、ドイツの政府機関による表彰等により、品質向上の間接支援を行っている。その一つが、ドイツ大統領が署名した品質証明マーク（Gütesiegel）「Exzellente Deutsche Auslandsschule（優良在外ドイツ学校）」である。これは、2011 年 5 月以来 BLI でよい評価を得た在外ドイツ学校に授けられている。2014 年夏頃までに BLI は 127 校で行われ²⁸、「優良在外ドイツ学校」に認定されたと自ら公表している在外ドイツ学校は 2015 年 3 月時点で各校ホームページにて計 79 校が確認できる。

図表 3-2-2-⑫ 優良在外ドイツ学校ロゴ



b) PASCH 学校

PASCH 運動のパートナー校（PASCH 学校）になってドイツ語を授業科目として導入または発展させると、学校および生徒の両方に様々な支援がある。パートナー校は、最新のマルチメディアを使用した学習教材およびドイツの地理文化に関する資料だけでなく、必要な場合は機材も給付される。教員の訓練や学校発展策等により学校が質のよい（ドイツ語）授業を実施できるよう、ZfA、ゲーテ・インスティ

²⁸ ZfA の Jahrbuch 2013/2014, p. 6.

ウトおよびPADが学校を支援する。また、勤勉な生徒は奨学金を得てドイツでドイツ語夏季集中コースに参加したり、国際ドイツ語オリンピック等に参加したりすることができる²⁹。特に優秀な生徒はドイツ一時滞在の奨学金を得ることもでき、秀でた卒業生はドイツの大学で学ぶためにDAADの奨学金を獲得することも可能である。

c) 外務省による表彰制度

ドイツ外務省は様々な機会に優秀な在外教育施設を表彰し、公式ホームページで公開している。最新の例では、2015年1月5日から7日までドイツ外務省で行われた在外ドイツ学校校長会議において職業教育または障害者教育で優れた在外教育施設7校が表彰された³⁰。職業教育で優れているとして表彰されたのは、1位 Instituto Ballester - Deutsche Schule (アルゼンチン)、2位 Loyola-Gymnasium, Prizren (コソボ)、3位 Deutsche Schule Bilbao (スペイン)の3校である。優れた障害者教育で表彰されたのは、1位 Deutsche Schule Rio de Janeiro - Escola Alemã Corcovado (ブラジル)、2位 Deutsche Schule Pretoria (南アフリカ)、3位 Deutsche Schule Barcelona (スペイン)、特別賞 German Swiss International School Accra (ガーナ)の4校である。それぞれ1位に10,000ユーロ、2位に5,000ユーロ、3位に2,500ユーロが贈られた。なお特別賞には賞金はない。賞金額は決して多くないが、金額よりも表彰された事実の意義のほうが大きいであろう。

2011年および2012年には革新的な学習運動で在外ドイツ学校それぞれ5校および7校が表彰された。同運動の目的は、ドイツの顔とも言える在外ドイツ学校およびゲーテ・インスティテュートで未来志向の革新的な教育を実現し、卓越した教育の中心を発展させることであった³¹。特に重要視されたのが、未来志向の学習方法と学習目的、そのためのデジタルメディアの使用、およびデジタルメディアを使用して未来志向の知識を教えるための教員の知識技能であった。そのために重要な科目として技術、コンピューターサイエンス、自然科学および数学が挙げられ、これらの科目を大学で学びたいようになるように生徒に興味を抱かせ、それにふさわしい学習度を達成することが重要とされた。

2011年には、東北地方太平洋沖地震を教訓としてデジタルメディアを活用した危機管理教育を理由に東京横浜独逸学園が革新的な学習運動の一環で表彰された³²。

²⁹ PASCH 運動ホームページ <http://www.pasch-net.de/hil/faq/deindex.htm#3302572>

³⁰ ドイツ外務省ホームページ
http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/SchulenJugend/Aktuell/150105_Schulleitertagung_Deutsche_Auslandsschulen_2015.html

³¹ ドイツ外務省ホームページ
http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Initiativen/DSDI/Exzellenzinitiative_node.html

³² ドイツ外務省ホームページ

また Instituto Ballester - Deutsche Schule (アルゼンチン) は、近隣諸国の在外教育施設とテレビ会議システムで結んだ遠隔授業を予定するプロジェクト(「(4)③IT等を活用した遠隔授業の有無」参照)で表彰された。その他に同年に表彰された学校は、Deutsche Schule in der Provinz Málaga (スペイン)、Deutsche Schule Quito (エクアドル) および Deutsche Schule Lima Alexander von Humboldt (ペルー) である。

2012年の革新的な学習運動表彰でも2校間でテレビ会議システムを用いた授業を行った German International School Boston (USA) および German International School of Silicon Valley (USA) が賞を獲得した(「(4)③IT等を活用した遠隔授業の有無」参照)³³。その他、Deutsche Schule Stiehle de Cuenca (エクアドル)、Istanbul Lisesi (トルコ)、Deutsche Schule-Colégio Alemán “Mariscal Braun” La Paz (ボリビア)、Deutsche Schule Moskau “Friedrich-Joseph Haass” (ロシア) および Deutsche Europäische Schule Singapur (シンガポール) も同年に表彰された。

(4) 在外教育施設の教員の状況

① 在外教育施設に対するドイツからの教員の派遣と現地採用の有無

ドイツの在外教育施設の教員には、ドイツ国内の常勤教員で海外勤務中は休職扱いとなる海外勤務教員(ADLK: Auslandsdienstlehrkraft) および州プログラム教員(LPLK: Landesprogrammlehrkraft)、ドイツ国内で常勤の教職になくともなれる連邦プログラム教員(BPLK: Bundesprogrammlehrkraft)、ならびに在外教育施設が直接雇用する現地採用教員(OLK: Ortslehrkraft) と現地採用職員(OK: Ortkraft) がある³⁴。なお BPLK および LPLK は、しばしばプログラム教員(PLK: Programmlehrkraft) としてひとくくりに言及されることもある。ADLK と BPLK は ZfA が斡旋し、LPLK は各州から派遣されるが、OLK および OK は各学校に直接応募し、各学校が直接採用する。BPLK は教職経験のない教職資格取得(予定)者および臨時教員も応募できるが、ADLK および LPLK はドイツ国内で常勤教員でなければならな

http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Aktuelles/110909-Bildungsfest_node.html

³³ ドイツ外務省ホームページ

<http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Aktuelles/120910-Bildungsfest.html>

³⁴ ZfA ホームページ

http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/Bewerbung/Bewerbungen/Stellen/node.html

い。2013年12月時点でZfAが派遣し、連邦政府がその経費を負担する教員は在外ドイツ学校に1,340人、DSD学校に380人、欧州学校に218人、教員養成施設に12人いた。少なくともADLKは1,142人、PLKは192人、OLKは6,557人（ドイツ話者のOLKが3,142人、その他のOLKが3,415人）が世界の在外ドイツ学校で働いている³⁵。現行制度での派遣教員に係る法的地位、業務、給与等に関しては、2013年12月に策定された「外務大臣とドイツ連邦共和国の各州の文化大臣との行政協定」（Verwaltungsvereinbarung zwischen dem Bundesminister des Auswärtigen und den Kultusministern der Länder in der Bundesrepublik Deutschland）で定められている。

図表 3-2-2-⑬ ドイツの在外教育施設の教員の法的地位、業務、給与等

区分	法的地位	業務	期間	給与等	準備・研修
ADLK	無期限の労働契約中で、休職扱いとなる	ドイツが求める一般教育と職業教育の水準まで教育する	派遣期間は3ヵ年。延長により最大6ヵ年。特定の職種では最大8ヵ年	海外勤務における報酬、病気の場合の費用、医療保険等は連邦が負担する	連邦管理庁、ZfAが研修を行う
LPLK	州の学校教育に無期限の労働契約中で、休職扱いとなる	ドイツ語の教育	（規定されていない）	連邦管理庁・ZfAから通知される	ADLKに準ずる
BPLK	州の学校教育に属していない	ドイツ語の教育	（規定されていない）	連邦管理庁の管理のもと、ADLKに準じて行われる	ADLKに準ずる
OLK	他国又はドイツでの教員資格保有扱いとなる	（規定されていない）	学校との雇用契約に基づく	学校との雇用契約に基づく	州・連邦は予算内で在外学校の品質向上のための研修を行う

資料：「外務大臣とドイツ連邦共和国の各州の文化大臣との行政協定」（2013年12月）

② 教職員

ア. ADLK

ZfAによると、応募時点で公務員としてまたは無期限契約で少なくとも続けて2年間ドイツ国内の教職にあり、雇用者に海外勤務のために休職を認められた者が、ADLKとして斡旋されることができる。また、家族が海外在住に健康上耐えられることや勤務開始時点が61歳の誕生日前であることが必要である。

³⁵ 在外学校一覧および各学校ホームページの情報を総合。ただし生徒児童数を記載していない学校もあるため、実際の数値は当表の数値よりも多くなることは確かである。

ADLK としての海外勤務のための休職期間は通常 3 年間である。学校、ZfA および雇用者の了承のもと、もう 3 年間（合計最長 6 年間）の延長が可能である。

ADLK が派遣される学校は、ZfA が公式ホームページで公開する在外ドイツ学校一覧だけでなく、特に中欧、東欧、独立国家共同体の国立学校もありうる。派遣地域は次の世界 9 地域に分類される：北米、中南米、西欧・北欧、南欧・トルコ、中欧・東欧、中央アジア、近東、極東・オーストラリア、アフリカ。なるべく多くの地域に赴任可能とする教員に海外派遣のより大きなチャンスがあるが、特定の地域を除外したい場合は、最大 2 地域を除外することができる。ヨーロッパ地域を除外しない場合は、欧州学校も応募範囲に入る。また、応募書類にはドイツ連邦軍在外学校での勤務に興味があるかどうかを書くことができる。ドイツ以外の EU 圏内の国籍保有者の斡旋は EU 国内のみ可能である。その他の国への斡旋は、パスポート、ビザ、労働法上の理由で通常は不可能である。派遣先の国の言葉ができなくても斡旋は可能だが、一定期間中に習得が望ましいとされるが、特に難しい言語の場合は、現地で用いられるヨーロッパ言語の十分な知識があればよい。

ALK は、gymnasiale Oberstufe（ギムナジウム上級）、アビトゥーア試験（中等教育 II の教員）、DaF（Deutsch als Fremdsprache：外国語としてのドイツ語）、DFU（deutschsprachiger Fachunterricht：ドイツ語での専門授業）の経験があることが望ましいとされている。ALK として必要とされているのは、主に中等教育 II でドイツ語およびその他の現代外国語 1 ヶ国語、または歴史、地理、音楽のような主要科目以外の科目、または数学および理系科目またはコンピューターサイエンスを教えらるる教員である。二重職業教育（duale Berufsausbildung）のための商業事務教育の教師も少々必要とされている。基礎学校（Grundschule）、基幹学校（Hauptschule）、中等教育 I で教えらるる教員の斡旋は 20% 以下である。これらの教員には、少なくとも 2 主要科目を教えらるる場合にのみ現実的な斡旋チャンスがある。

ドイツ国内では（無給の）休職扱いであり、海外勤務における報酬として、連邦から ZfA を通じて支給される。

イ. 校長および専門コンサルタント／コーディネーター

在外ドイツ学校の校長は、ISAS-Online で自校に合う教員を探して選ぶことができる（オンライン手続き）。学校は選んだ教員に連絡をとり、教員が同校での勤務を拘束力のある承諾をした場合、ZfA はこの教員選択を精査し、通常は学校との契約に同意するが、ZfA が同意しない場合は学校と教員に理由は伝えずにその旨が伝えられる。特定の学校、特に中欧、東欧、独立国家共同体の国立学校には ZfA が教

員を選ぶ。拘束力のある承諾後に撤回した場合はその後から 12 ヶ月派遣停止措置が取られる。

校長および専門コンサルタント／コーディネーターへの応募は特定の求人に所定の事務手続きを経て行う。これらのポストの応募者の選択は、外務省、KMK、各州および ZfA の代表者から成る選抜委員会が行うが、校長ポストの場合は各学校運営者の了承のうえに最終決定がされる。

校長および専門コンサルタント／コーディネーターも基本的には ADLK と同じ派遣期間だが、これらは特別な任務のためさらに 2 年間延長（合計最長 8 年間）の海外勤務も可能である。再度の斡旋は、最初の海外勤務後から次の派遣開始まで最低 3 年間（応募時点で最低 2 年間）国内で教職に就いた場合可能である。

報酬については ADLK と同様である。

ウ. BPLK

ZfA が派遣する PLK が BPLK である。BPLK として応募できる者は、ドイツ国内で第 2 教職国家試験（Zweites Staatsexamen für das Lehramt）³⁶に合格した者、または近々合格予定の者、または同様と認められる卒業資格を得た者または近々得る予定の者である。DaF または DaF に重点をおいた言語学の修士号（Master または Magister）をよい成績で取得した者も、BPLK として ZfA の斡旋を受けることができる³⁷。BPLK は通常、常勤の教師ではないが、ドイツ国内で教職にある者も条件次第で BPLK に応募できる。その場合は雇用者の休職了解が必要である。BPLK には教職経験がある必要はないが、ADLK と同様の理由で 61 歳になる前に BPLK としての勤務を始めなければならない。

学校が希望する教育課程および科目は ADLK と同様であるが、BPLK は外国語教師としては授業を行わず、ドイツ語教師として働くことが多い。勤務地および現地語の習熟度については ADLK と同様である。ドイツ国内在住および EU 圏内の国籍保有も BPLK の斡旋条件になっているが、ADLK と同様にドイツ以外の国籍保有者の斡旋は EU 国内のみ可能である。

³⁶ 大学の教職課程の卒業試験合格によって第 1 教職国家試験に合格したことになるが、ボローニャプロセス採用後は州によっては修士課程修了が第 1 教職国家試験に代わるものとなっている。したがって学士号だけでは教職を得ることはできない。第 2 国家試験は、12-24 か月（州によって異なる）の研修修了時に行われる。

³⁷ ZfA ホームページ

http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/DieZfA/FAQ/Fragen_allgemein/BachelorAbschluss.html?nn=4490002

エ. LPLK

LPLK も公務員としてまたは無期限契約でドイツ国内の教職にあり、海外勤務のために休職した教員である³⁸。LPLK の派遣先は連邦政府と各州の教員派遣に関する申し合わせにより、主に中欧、東欧、東南欧、バルト三国、旧ソビエト連邦、モンゴル、中国、トルコ、インドおよびベトナムとなっている³⁹。派遣先の言語に習熟度についてはADLK およびBPLK と同様である。中欧、東欧、東南欧、バルト三国、旧ソビエト連邦、モンゴルに派遣される教員は派遣のため少なくとも2年間休職が許されていない。派遣の可能性が大きい教員は、ギムナジウム課程の教員でドイツ語、外国語としてのドイツ語または現代外国語1ヶ国語または場合によっては別の科目を教えられる教員である。基本的に多くのDSD II 合格者が見込まれる学校に派遣されるが、教材や教員の訓練、パートナー校等ドイツ語授業に関する全般的な相談を受けることも多い。

報酬については、個々にZfA が通知を行うものとされている。例えば、教員の渡航や帰国等に関する費用については連邦がZfA を通じて支給する。

オ. OK/OLK

OK とは、在外教育施設の教員、教育・事務担当職員であり、OLK はそのうち、の特に教員を指す。OLK として在外教育施設で教えるには、第2 教職国家試験は必ずしも必要条件ではない。学士号だけでは一般的にはドイツ国内で教職につけないため、ZfA は学士号のみの保有者を海外の学校に教員として仲介できないが、そのような者でもOK として各校に直接応募できることもある。

なお、教育の質の向上のために連邦政府及び州政府はOLK に対して、教育に係る訓練（研修）の実施を推進することとなっている。

³⁸ KMK 「Verwaltungsvereinbarung zwischen dem Bundesminister des Auswärtigen und den Kultusministern der Länder in der Bundesrepublik Deutschland zum Einsatz von Lehrkräften im deutschen Auslandsschulwesen und zum Gesetz über die Förderung Deutscher Auslandsschulen (Auslandsschulgesetz - ASchulG) vom 05. 12. 2013 (VwV ASchulG)」
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2013/2013_12_05-Verwaltungsvereinbarung-Auslandsschulgesetz.pdf

³⁹ 2002 年 9 月 25 日の BLASchA 決議による：「Merkblatt für die Entsendung von Landesprogrammlehrkräften」（ヘッセン州（Hessen）ホームページより引用）
http://www.hessisches-amtsblatt.de/download/pdf_2003/alle_user/09_2003.pdf

③ IT等を活用した遠隔授業の有無

ア. テレビ会議システムによる遠隔授業プロジェクト「グローバルな学校 (Globale Schule)」

ITを活用した遠隔授業の試みとしては、ZfAの提起および資金提供による実験プロジェクト「グローバルな学校 (Globale Schule)」⁴⁰が挙げられる。同プロジェクトではDeutsche Europäische Schule Singapur (シンガポール) および Christliche Deutsche Schule Chiang Mai (タイ)⁴¹の在外ドイツ学校2校間で2008/2009年度から2010年11月までテレビ会議システムを通じて遠隔授業が行われた。これらの授業で得られたデータの評価をドルトムント工科大学 (Technische Universität Dortmund) の学校開発研究所 (Institut für Schulentwicklungsforschung) 所属 (当時) のブリジット・アイケルマン博士 (PD. Dr. Brigit Eickelmann) が行い、公表しているが、評価には2010年1月から11月まで行った授業のデータが主に考慮に入れられている。

このプロジェクトは、Christliche Deutsche Schule Chiang Mai (児童生徒数125人) のように小規模な在外ドイツ学校の生徒が、どのようにすればギムナジウム上級のようにより高度な課程の教育を地元で受けることができるかという問題提起から始まった。そこでテレビ会議システムを用いて生徒を対象に教員1人が授業を行うというアイデアが生まれたが、それまではテレビ会議システムを学校で用いたインタラクティブな遠隔教育 (Distance Learning) の例がほとんどなかった。したがって同プロジェクトは、より大規模なDeutsche Europäische Schule Singapur (児童生徒数1,204人) の教員1人がテレビ会議システムを通じてより小規模なもう1校 (Christliche Deutsche Schule Chiang Mai) の生徒にも同時に授業を行う試みをした。

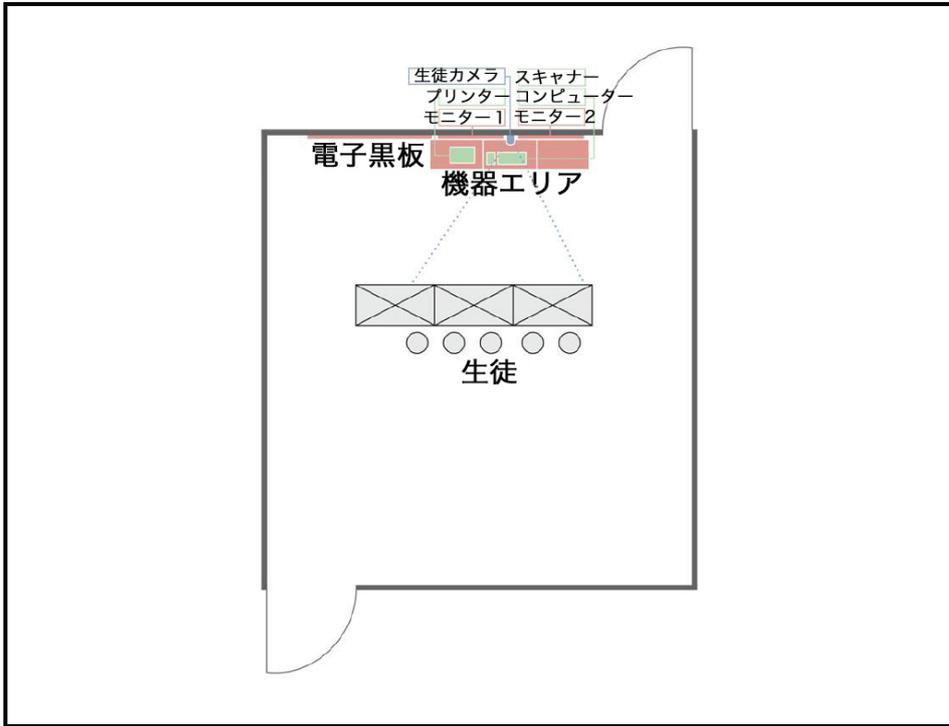
⁴⁰ パーダーボルン大学 (Universität Paderborn) ホームページ Brigit Eickelmann, 「Das Globale-Schule-System - eine Handlungsalternative im Distance Learning für das deutsche Auslandsschulwesen」, Dortmund, 2010 (ZfA 依頼による外部評価報告).
https://kw.uni-paderborn.de/fileadmin/kw/institute-einrichtungen/erziehungswissenschaft/arb_eitsbereiche/eickelmann/Evaluation_Globale_Schule.pdf

Deutsche Initiative für Netzwerkinformation e.V. ホームページ Brigit Eickelmann, 「Analyse der Unterrichtsqualität und Lehrerprofessionalität im videokonferenzbasierten Fernunterricht」 (2012年9月27日のワークグループ Videokonferenztechnologien und ihre Anwendungsszenarien (VIKTAS) 会議発表資料)

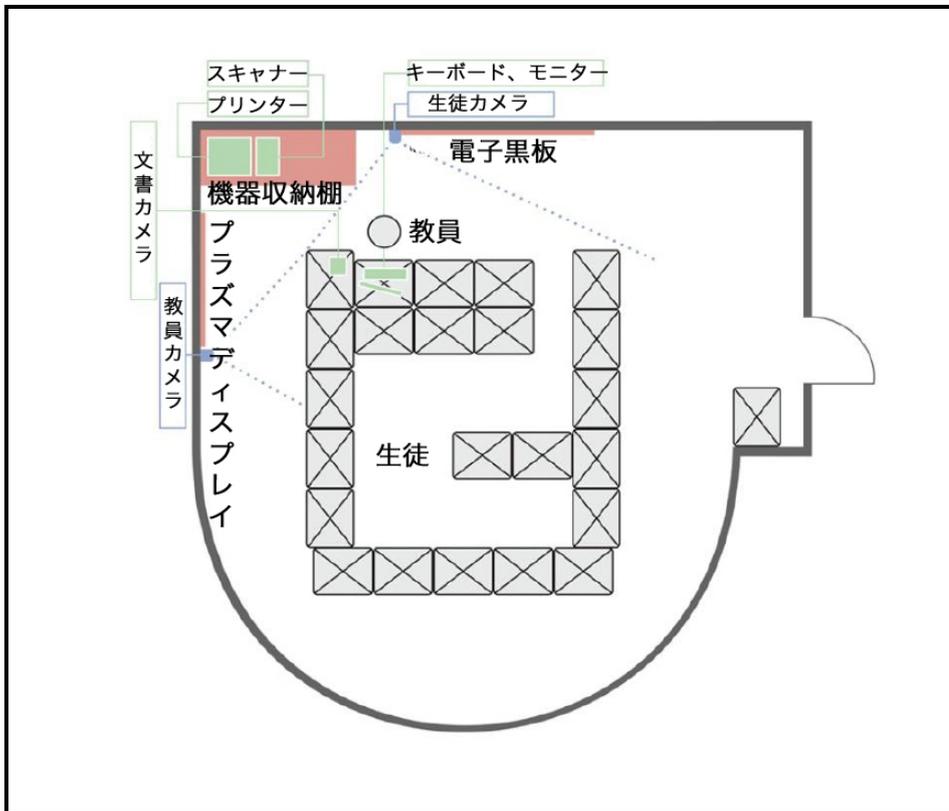
<http://www.dini.de/viktas/viktastag2012/eickelmann.pdf>

⁴¹ Christliche Deutsche Schule Chiang Mai ホームページ
<http://www.cdsc.ac.th/index.php/de/so-lernen-wir/global-school>

図表 3-2-2-⑭ 遠隔授業を受ける Christliche Deutsche Schule Chiang Mai
の教室プラン



図表 3-2-2-⑮ 教員が直接授業をする Deutsche Europäische Schule Singapur
の教室プラン



2008/2009 年度の最初の半年間はテレビ会議システムを導入し、試用テストが行われた。その後の半年間は、ドイツ語、数学、英語およびスペイン語の授業で授業における通常使用を目的としたテストが行われた。2009/2010 年度から、テレビ会議システムが第 9、10 学年の数学、ドイツ語およびフランス語の授業で通常使用された。2009/2010 年度の授業参加者は、9 年生ではチェンマイの生徒 5 人とシンガポールの生徒 13 人、10 年生ではチェンマイの生徒 3 人とシンガポールの生徒 12 人であった。2010/2011 年度からは、両校の第 9 学年または一部でドイツ語、英語および歴史の授業でこの共同授業システムが使われている。

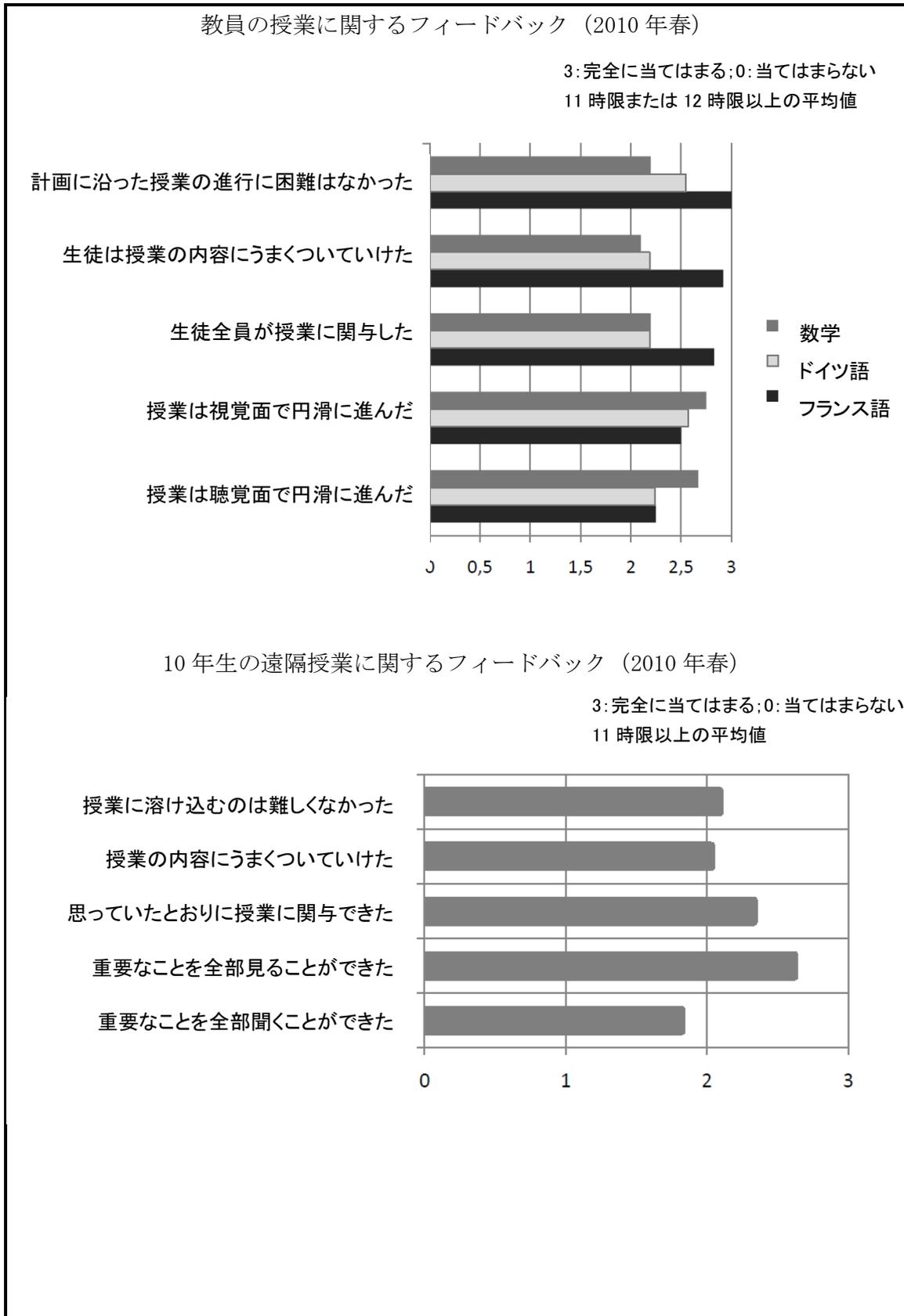
「グローバルな学校」プロジェクトで主に追究された疑問点は次のとおりである：

- ・ テレビ会議システムで「よい」授業を行い、よい学習効果を得られるか？
- ・ どのような条件が授業の質に影響するか？
- ・ 教員にどのような支援および訓練が必要か？
- ・ 教員の協力でどのように知識の伝達を支援できるか？
- ・ この学習設定のためにどのように教育的教授法上の知識（プロフェッショナルな協力構造および教材開発も含む）を発展させることができるか？
- ・ この学習設定においてどのような追加知識を生徒は必要とし、獲得できるか？

以上のような疑問点を調査するため、両校の各科目授業でそれぞれ 2 回ずつ（2010 年 2 月および 8 月）授業の観察、同時期に生徒、教員および校長にインタビューが行われた。また毎回授業後に教員と生徒に短い筆記アンケート、各学期末（2010 年 2 月および 8 月）に授業の質に関して教員に質問が行われた。

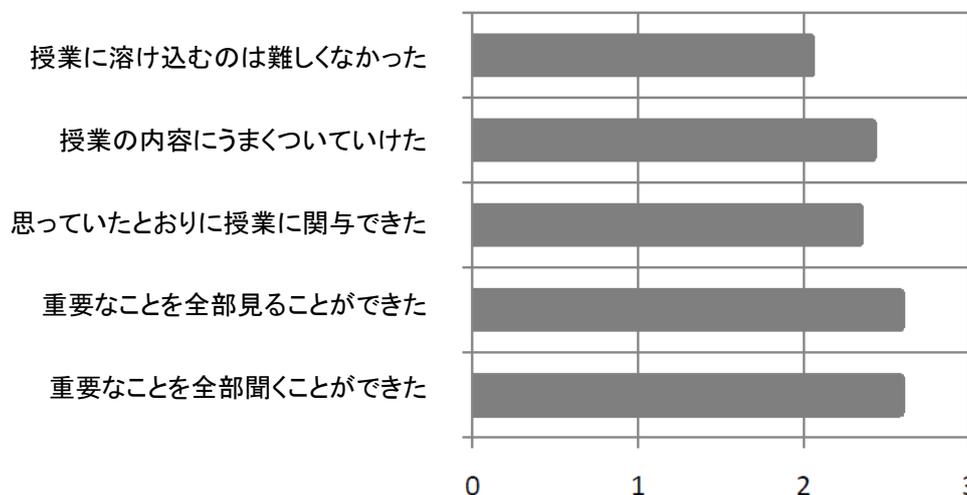
授業計画、生徒の関与度および授業進行に関し、インタラクティブ・テレビ会議システムの授業を教員は全体的に肯定的に評価した。生徒への質問調査では、インタラクティブ・テレビ会議システムの画質に 9 年生も 10 年生もよい評価を与えた。ただし、遠隔授業側のチェンマイの 10 年生 3 人のうち、2 人が全科目で学習意欲に問題を抱えている生徒であったので、音質改善および授業システム自体の発展の余地があることも判明した。遠隔授業では生徒の反応を教員が間違えて判断する可能性は、生徒が目の前にいる授業に比べて大きいと思われるが、それでも決まったモジュールのオンラインコースのような他の遠隔授業システムに比べて、テレビ会議システムによる遠隔授業では即時かつ同時にお互いの反応が期待できるので、より信頼がおけ、生徒の活発化ならびにモチベーションがみられた

図表 3-2-2-⑯ フィードバック状況



9年生の遠隔授業に関するフィードバック（2010年春）

3:完全に当てはまる;0:当てはまらない
6時限以上の平均値



イ. その他の在外教育施設におけるテレビ会議システムによる遠隔授業

その他の在外教育施設でもテレビ会議システムによる遠隔授業が実施もしくは実施予定とされている。近年発展が著しい国々で将来決定権を握る若い世代に投資することがドイツ企業にとって重要とされており、その一環で Daimler AG はテレビ会議システムによる遠隔授業プロジェクト「Globale Schule (グローバルな学校)」を中国で支援した⁴²。同プロジェクトは、授業科目を包括的にそろえられない設立間もない小規模校を対象とし、「中心校」での授業にテレビ会議システムによる参加を実現し、電子黒板、生徒各自にノートパソコン、宿題や文書の保存に使う学習プラットフォームを提供した。

例えば、Instituto Ballester - Deutsche Schule (アルゼンチン) は、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ等近隣諸国の在外ドイツ学校とテレビ会議システムで結んだ遠隔授業プロジェクトを計画し、2011年に革新的な学習運動の一環としてドイツ外務省に表彰された⁴³。同校は、商業事務系の職業教育課程のある在外ド

⁴² 在スロベニアドイツ大使館 (Deutsche Botschaft Laibach) ホームページ 「Globale Bildungspartnerschaften. Die Initiative” Schulen: Partner der Zukunft “」. Edition Diplomatie (2009年4月発行), p. 30.
http://www.laibach.diplo.de/contentblob/3458556/Daten/456182/Edition_Diplomatie_PASCH_DEU_Dwldat.pdf

⁴³ ドイツ外務省ホームページ
http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Aktuelles/110909-Bildungsfest_node.html

イツ学校 Deutsche Schule-Colégio Alemán “Mariscal Braun” La Paz（ボリビア）、Deutsche Schule Santiago（チリ）および Deutsche Schule São Paulo（ブラジル）との共同授業プロジェクト「交通インフラストラクチャー（Verkehrsinfrastruktur）」、成績のよい高学年の生徒が下級生に教えるプロジェクト、ビジネスシュミレーション「ジュニアマネージャー」および専門家の講演を他の在外ドイツ学校に中継等を予定している。

2012年には、German International School Boston（USA）および German International School of Silicon Valley（USA）の遠隔授業プロジェクト「Globale Schule macht Schule（グローバルな学校が学校をつくる）」が革新的な学習運動の一環で表彰された⁴⁴。同プロジェクトでは、両校の11年生が Skype およびテレビ会議システムを用いた授業を受けた。

ウ. 通信教育課程

ドイツの学校教育課程に沿った通信教育課程は IT 普及以前から存在している。近隣にドイツの在外教育施設がない地域でもドイツ人子弟が自国の学校課程で教育を受けることができるよう、ドイツ外務省が通信教育システムを外部委託で発展させた⁴⁵。下記に述べるように、近年はオンラインコースや生徒・保護者間のコミュニケーションを主目的とするポータルサイト等 IT も活用したシステムとなっている。

これら在外ドイツ人子弟の学校教育を目的とした通信教育コースには、一般の通信教育コースと同様に ZFU（Staatliche Zentralstelle für Fernunterricht：国立通信教育センター）の開設許可が必要である。趣味のコース等の例外を除き、ドイツの通信教育コースには FernUSG/ Fernunterrichtsschutzgesetz（Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht：通信教育受講者保護法）（1976年8月24日制定、1977年1月1日発効、2013年9月20日改定）に基づいた ZFU の開設前および3年ごとの検査、ならびにコース開設許可が必須である⁴⁶。合格したコースには許可番号、事業者には番号が振られ、開設許可されたコースの一覧が ZFU 公式ホームページで公開されており、在外ドイツ人子弟の学校教育を目的とした通信教育コースもこの一覧に含まれている⁴⁷。

⁴⁴ ドイツ外務省ホームページ

<http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Aktuelles/120910-Bildungsfest.html>

⁴⁵ ハンブルク学校職業教育局（Behörde für Schule und Berufsbildung）の外国課（Auslandsreferat）ホームページ <http://www.auslandsprogramme.hamburg.de/index.php/article/detail/1122>

⁴⁶ ZFU ホームページ <http://www.zfu.de/grundsatzliches.html>

⁴⁷ ZFU ホームページ 「Liste der gemäß § 12 FernUSG zugelassenen bzw. registrierten Fernlehrgänge」

a) 早期教育、就学前教育および基礎学校課程 : Deutsche Fernschule

早期教育（3-5歳）、就学前教育（5歳）、基礎学校第1-4学年（ドイツ語、算数、英語、美術、理科・社会）および第5学年（ドイツ語、算数）の通信教育課程 Deutsche Fernschule は、ドイツの公益社団法人である Deutsche Fernschule e. V. によって1971年から有料で開設されている。費用は1教科1年1,440ユーロ（美術のみ690ユーロ）だが、2教科セットで15%、3教科以上セットで30%の割引がある⁴⁸。1979年から1982年まで連邦政府は、この教育課程の利用者に助成金を支給したが、今はそのような財政支援はない⁴⁹。1971年から現在まで139ヶ国12,000人以上の児童が Deutsche Fernschule の通信教育を利用してきた。各教科は一括でなくても個別に受講することができ、毎年約400世帯がドイツ語のみ、毎年約200世帯が全科目を子供に受講させている。受講はドイツの学年が始まる時期でなくともいつでも開始でき、休暇も学校側と相談の上で保護者が中断期間を決められる。

Deutsche Fernschule の通信教育は、後述の第4または5学年向けのオンラインドイツ語コースを除き、紙ベースで行われており、学年の初めに全ての教材が郵送される。各教科には、教科書、解答集で児童自身が答えを添削できる問題集、サイコロ等の学習教材、2週間ごとに行うテスト20-50回分、ドイツ語および英語教科には聴解用のCDが含まれている。ドイツ語および英語教科では録音した発音、美術では撮影した課題作品を送って添削してもらおう。テストの解答は郵送でもメールで送ってもよく、ドイツにいる担当教員が添削し、評価する。教員は児童1人に1人ずつつき、テストの添削評価のほか、助言をしたり、証明書を作成したりする。

第4または5学年向けのオンラインドイツ語コースは、現地の学校に通う児童向けに学習量を各課約20-25分、週約2時間と減らしている。そのため、現地語ではあるが現地の学校で習う作文等の分野は扱わず、ドイツ語の正書法および文法だけをみっちり学習するようになっている。教材にはオーディオおよびビデオ、保護者や児童の学習支援者向けに各課のテーマをまとめた資料も含まれている。練習問題は入力後すぐに自動的に評価されるが、後でいつでも保護者や家庭教師が見たり、入力済みの解答を消して復習したりすることも可能である。2週間ごとに送られるオンラインテストは教師によって添削評価され、合格して修了した場合には証明書が発行される。

<http://www.zfu.de/Downloads/Ratgeber/Lehrgang.pdf>

⁴⁸ Deutsche Fernschule e. V. ホームページ 「Informationen zum Fernunterrichtsvertrag」, pp. 3-4.
https://www.deutsche-fernschule.de/fileadmin/user_upload/Downloads/Infos-und-Preise.pdf

⁴⁹ ZfA ホームページ

http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/Auslandsscholarbeit/Auslandsschulverzeichnis/WeltkarteDerSchulen/FernunterrichtKlasse1-4/fernunterrichtklasse1-4-node.html

帰国後にドイツのどの州の学校でも問題なく児童が学習内容についていけるよう、コースの課程は全 16 州の学習計画に基づいている。全教科の通信教育課程は通学課程の学校と同様に 1 日約 4 時間、ドイツ語教科には週に約 4 時間が必要とされているが、ドイツ語教科は 1 年間延長して週当たりの時間を減らすことも可能である。また、ドイツ語基礎およびドイツ語オンラインの 2 コースは、学習時間を週 2 時間に設定しており、現地の学校での学習と並行してドイツ語を学習できるようになっている。

毎学年末には証明書が作成され、第 4 学年の証明書には進学先の学校の種類の推薦も含まれている。ドイツ帰国後の学校の種類や学年は、第 4 学年末まで受講しなかった場合は子供の年齢と成績に、第 4 学年末まで受講した場合はそれに加えて大概 Deutsche Fernschule の推薦にも基づいて学校の種類や学年が決まる。

b) 中等教育 I 課程 : ILS – Institut für Lernsysteme GmbH の Fernlehrwerk

第 5 学年から 10 学年までの各種の学校課程に基づいた通信教育課程「Fernlehrwerk」が、外務省および BVA の支援のもとにドイツの通信教育会社 ILS – Institut für Lernsysteme GmbH により有料で開講されている⁵⁰。1980 年にドイツ外務省の委託による ZfA の在外ドイツ人子弟のための通信教育課程の開発入札を ILS が落札し、1981 年に同通信教育課程が正式に始まった。教材等を含めた授業料は全教科履修コースでは学年および選択科目によって 2,040 ユーロから 2,724 ユーロまでの幅があるが、外務省は教科書の開発費用およびきょうだい割引（「(7) ① 学費等の金銭的な支援」参照）を財政的に支援している。

同通信課程の対象は主にドイツの在外教育施設がない場所に住む児童生徒であるが、ドイツ国内でも病気等で学校に通学しなくてもよいとされた児童生徒も受講できる。また例えばインターナショナルスクールのドイツ人生徒がドイツ語のみ履修するように、単科目でも履修は可能である。1981 年から 2010 年 4 月までに延べ 7,500 人以上、2010 年時点で毎年約 900 人の児童生徒が履修している。

ILS の通信教育課程は中等教育 I の全 15 科目（ドイツ語、英語、フランス語、ラテン語、数学、物理、化学、生物学、地理、歴史、社会、宗教、倫理、美術、音楽）を開講しており、基幹学校、実科学校およびギムナジウムの課程によった選択科目の組み合わせを選択可能である。卒業資格は、同通信教育課程中に教員に送る筆記試験だけでは取得できないが、ILS 所在地のハンブルクで行われる国の外部試験により第 9 学年で基幹学校、第 10 学年で実科学校の卒業資格が取得可能である。

⁵⁰ ZfA ホームページ

http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/Auslandsscholarbeit/Auslandsschulverzeichnis/WeltkarteDerSchulen/FernunterrichtKlasse5-10/fernunterrichtklasse5-10-no.de.html

生徒は同通信教育課程およびドイツで実施される準備セミナーで卒業試験に備える。1991年以來、生徒110人が基幹学校または実科学校の外部卒業試験を受験し、95人が合格（合格率86.4%）した。

ILSの通信教育課程の教材には、教科書、解答集で自ら答え合わせできる問題集、物理や化学の実験材料、美術や音楽の教材、地図等その他の科目の教材、オーディオ教材等が含まれ、6ヶ月ごとに航空便で送られる。教材は児童生徒が自分で学習できるように構成されているが、保護者や児童生徒の学習支援者のサポートが必要な場合に備えて各科目の内容および Fernlehrwerk のコンセプト全般について説明する手引きも付属している。児童生徒は定期的に筆記試験の解答を送り、ハンブルクにいる教員がそれを添削する。質問は電話、ファックス、メール、インターネットでいつでも可能である。

さらに ILS はこの通信教育課程を履修する児童生徒向けの学習ポータルサイト「Fernlehrwerk-Campus」も開設している。同ポータルサイトでは、児童生徒同士がチャットルームやメッセージ機能で連絡を取り合い、年齢に応じて様々なテーマについて話し合ったり、学習教材についてアドバイスをしあったり、プロジェクトで協力したり、様々なことができる。また、このポータルサイト経由で教員に筆記試験の解答を提出し、質問もできる。その他にもクイズ、テスト、本のアドバイス、学習アドバイス、ルポタージュ、インタビュー、児童生徒の共同ブログ等がある。保護者も同ポータルサイトに別のアカウントでアクセスでき、他の保護者とチャットルームで連絡を取ることができる。学習進度および最新の成績も保護者と児童生徒の両方がポータルサイトで見ることが可能である。

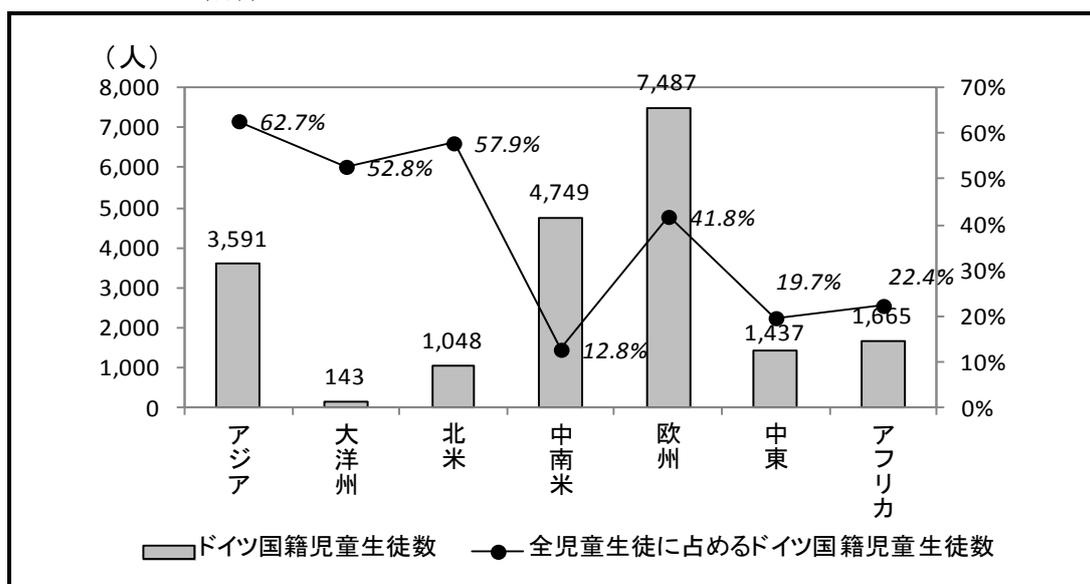
(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況

在外ドイツ学校への入学可否は通常校長の判断に基づいており、ドイツ国籍の有無は関係ない。それどころか、ドイツ人児童生徒のほうが少数派である学校が少なくなく、児童生徒の国籍は学校によってかなり異なる。在外ドイツ学校が主に「交流学校」として、どんな国籍の子供にも、特に地元の子供に開かれた存在であることがドイツの対外文化・教育政策の目的でもあるからである。また、実際問題としてほとんどの在外教育施設は私立であるためドイツ人のみ受け入れていたら経営が成り立たないであろうという事情もあると思われる。

現在、在外ドイツ人学校は 140 校、全児童生徒は少なくとも 77,387 人となり、そのうちドイツ人は 20,120 人（全体の 26.0%）、ドイツ語を母国語とする児童生徒は 22,074 人（全体の 28.5%）である。特に中南米、中東およびアフリカではドイツ人児童生徒の割合はそれぞれ 12.8%、19.8%、22.4%と低く、これらの地域の在外ドイツ学校ではドイツ人教育の場というよりも交流学校としての性質が強いものと思われる。またドイツの学校卒業資格ではなく DSD または国際バカロレアを取得可能な在外ドイツ学校（23 校）では、全般的にドイツ人児童生徒は少ない。

ドイツ国籍の児童生徒が占める割合を地域別にみると、アジア、北米、大洋州では、ドイツ国籍保有者が多く過半数を占めている。一方、中南米、中東、アフリカでは、ドイツ国籍の児童生徒が少なく、1 割から 2 割程度となっている。また、アフリカについては、ドイツ国籍の児童生徒数に比べてドイツ語ネイティブの児童生徒数が多い。

図表 3-2-2-⑰ ドイツ国籍の児童生徒数と全体に占めるドイツ国籍の児童生徒数の割合



資料：ZfA「在外ドイツ学校一覧」

図表 3-2-2-⑱ 在外ドイツ学校のドイツ国籍を保有する児童生徒とドイツ語ネイティブ児童生徒

地域	児童生徒数			ドイツ国籍を保有する児童生徒がドイツ語ネイティブ児童生徒より多い学校		学校数 (実数)
	全児童生徒数	うち ドイツ国 籍保有	うち ドイツ語ネ イティブ	学校数	全学校数に 占める割合	
アジア	5,725	3,591	3,664	8	44.4%	18
大洋州	271	143	153	0	0%	2
北米	1,810	1,048	1,237	2	28.6%	7
中南米	36,976	4,749	4,636	19	51.4%	37
欧州	17,896	7,487	7,809	12	28.6%	42
中東	7,277	1,437	1,323	5	29.4%	17
アフリカ	7,432	1,665	3,252	3	17.7%	17
合計	77,387	20,120	22,074	49	35%	140

資料：ZfA「在外ドイツ学校一覧」

(6) 在外教育施設の教育課程の状況

① 準拠している法令等とその概要

ア. デュッセルドルフ協定（1955年）

学校教育分野は州政府の管轄であるが、「学校分野における統一のための連邦共和国の州間協定（Abkommen zwischen den Ländern der Bundesrepublik zur Vereinheitlichung auf dem Gebiete des Schulwesens）」（いわゆるデュッセルドルフ協定）を各州知事が1955年2月17日に締結し、学校制度の統一を図っている。⁵¹

イ. ハンブルク協定（1964年）

1964年10月28日には、同協定に代わり新しい協定「学校分野における統一のための連邦共和国の州間新協定（Neufassung des Abkommens zwischen den Ländern der Bundesrepublik zur Vereinheitlichung auf dem Gebiete des Schulwesens）」（いわゆるハンブルク協定）⁵²が締結された。現在もなおドイツ連邦共和国の学校分野における基本的な一般規定である。本協定では、学年、就学義務年齢および期間、休暇、一般教育における学校の統一名称、組織形態、試験および証明書の認定、成績段階の呼称が定められている。在外教育施設に関連する内容は次のとおりである。

- 1学年：8月1日から翌年の7月31日まで（第1条）；
- 就学年齢：6月30日までに6歳の誕生日を迎える子供に同年8月1日から就学義務がある⁵³（第2条第1項） 就学義務期間：9年。ただし10年への延長も許される（第2条第1項）；
- 学校の統一名称：全児童共通の初等教育の学校は「基礎学校（Grundschule）」（第4条第1項）；基礎学校の上に設置される学校は「基幹学校（Hauptschule）」、「実科学校（Realschule）」および「ギムナジウム（Gymnasium）」（第4条第2項）；身体・知的障害者のための学校は「特別学校（Sonderschule）」と呼ばれる（第5条）；第12学年末に専門大学入学資格を獲得できる学校は「専門高等学校（Fachoberschule）」と呼ばれる（第6a条）；第13学年末に総合大学入学資格（allgemeine Hochschulreife）を取得できる学校は「ギムナジウム」と呼ばれる（第7条）；
- 学年：基礎学校第1学年から第13学年まで通しで数えられる（第8条）；
- 組織形態（基幹学校）：基幹学校は基礎学校の後に続き、第9学年で終わるが、

⁵¹ KMK ホームページ <http://www.kmk.org/bildung-schule.html>

⁵² KMK ホームページ
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/1964/1964_10_28-Hamburger_Abkommen.pdf

⁵³ 現在はより柔軟な運用が認められている。

第10学年も許容される（第9条第1項）；

- ・ 組織形態（実科学校）：実科学校には通常形態および編入形態がある（第10条第1項）；通常形態の実科学校は6年制または4年制である（第10条第3項）；外国語1ヶ国語の知識が必須でなければ、基幹学校の生徒は編入形態の実科学校に遅くとも第7学年で編入する（第10条第4項）；実科学校は第10学年で終わる（第10条第5項）；
- ・ 組織形態（専門高等学校）：専門高等学校は第11学年から第12学年まで実用的な教育および学問的・理論的な教育を行う（第10a条第1項）；実習経験なしの実科学校卒または同様の卒業資格を持つ者の専門高等学校の修学期間は2年である（第10b条第1項）；
- ・ 組織形態（ギムナジウム）：ギムナジウムの形態には通常形態および編入形態がある（第11条第1項）；通常形態のギムナジウムは9年制または7年制である（第11条第2項）；外国語1ヶ国語の知識が必須でなければ、基幹学校の生徒は編入形態のギムナジウムに遅くとも第7学年で編入する（第11条第3項）；外国語1ヶ国語の知識が必須でなければ、実科学校の生徒は編入形態のギムナジウムに遅くとも第10学年で編入し、少なくとも3年在学する。それには第2外国語1ヶ国語の知識は必須ではない（第11条第4項）；
- ・ 試験認定：各州で作成された大学入学資格証明書および当協定で定められたその他の学校の卒業証明書は認定される。証明書の授与はKMKの要綱に基づく（第17条第1項）。

ウ. 学校制度に関する KMK の決議（1997 年）

ハンブルク協定は就学義務が生じるとされる6歳の誕生日を6月30日までとしていたが、1997年10月24日のKMKの決議「Empfehlungen zum Schulanfang（就学に関する推薦事項）」⁵⁴により各州が比較的臨機応変に就学機会を定めることが可能になった。毎年ある期日までに6歳の誕生日を迎える全ての子供の就学義務が同年8月1日（ただし通常は夏季休暇後）に生じる。この期日は各州が決めることができるが、通常は6月30日から9月30日までの間とされる。ただし、定められた入学期日の後に6歳の誕生日を迎える子供や12月31日より後に生まれた子供も監護権者の申請によって早めに就学することができる。逆に就学が子供の成長に早すぎる場合は就学を遅らせることもできる。

⁵⁴ KMK ホームページ 「Empfehlungen zum Schulanfang」
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/1997/1997_10_24-Empfehlung-Schulanfang_01.pdf

エ. KMK の学校制度の発展決議 (2001 年)

ハンブルク協定締結後の学校制度の発展およびドイツ統一による変化により、KMK は 2001 年 5 月 10 日に「Weiterentwicklung des Schulwesens in Deutschland seit Abschluss des Abkommens zwischen den Ländern der Bundesrepublik zur Vereinheitlichung auf dem Gebiete des Schulwesens vom 28. 10. 1964 i. d. F. vom 14. 10. 1971 (1964 年 10 月 28 日 (1971 年 10 月 14 日変更) の学校分野における統一のための連邦共和国の州間協定締結以後のドイツにおける学校制度の発展)」(以下「学校制度の発展決議」)⁵⁵を決議することになり、旧東ドイツ側の州もこの決議に加わった。同決議は、主にハンブルク協定締結後に KMK の様々な決議や取決め等で決められた内容をまとめて確認している。学校制度の発展決議がハンブルク協定と異なる点としては、ギムナジウムの 8 年制、ハンブルク協定では定められていなかった職業学校制度および障害者教育支援に関する規定、ある程度臨機応変にした就学年齢、第 2 外国語の授業がより低学年で開始可能な点、移住者および移住者の子弟が母国語を必須外国語として履修可能な点が主に挙げられる。ハンブルク協定では総合大学入学資格はギムナジウム第 13 学年で獲得できるとされていたが、学校制度の発展決議によれば第 5 学年からギムナジウム上級卒業までで少なくとも 265 時限の授業時間が証明されれば、同資格を第 12 学年でも達成することができる。

② 在外ドイツ学校の教育課程

ア. ドイツの教育課程

KMK が認定し、在外ドイツ学校で得られる卒業資格には、中等教育 I の卒業資格、職業教育の卒業資格、アビトゥーアがある。アビトゥーアを出している在外ドイツ学校のほとんどは、ドイツ国内の大概の州のギムナジウムと同様に 8 年制（基礎学校から数えると 12 年）に切り替わっている。在外ドイツ学校でのギムナジウム上級課程の設置は KMK 設置の委員会 BLASchA が認可することになっている⁵⁶。

中等教育 I の卒業資格の証明書と教育課程を持つと KMK が認定した在外ドイツ学校では、次の卒業資格が得られる⁵⁷：(1) 第 9 学年末に試験による基幹学校の

⁵⁵ KMK ホームページ
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2001/2001_05_10-Weiterentw-Schulw-seit-HH-Abkommen.pdf

⁵⁶ KMK ホームページ「Richtlinien für die Ordnung der Deutschen Internationalen Abiturprüfung an deutschen Auslandsschulen」(2005 年 7 月 13 日採択、2008 年 9 月 17 日改正), p. 2 (1.3)
http://www.kmk.org/fileadmin/pdf/Bildung/Auslandsschulwesen/DIAP/Richtlinien_DIAP_17_09_2008.pdf

⁵⁷ KMK ホームページ
<http://www.kmk.org/bildung-schule/auslandsschulwesen/sek-i-abschlusspruefung.html>

卒業資格、(2) 第 10 学年末に試験による実科学校の卒業資格、(3) 第 10 学年末にギムナジウム上級の資格段階への編入権利(中等学校卒業資格を含む)。第 10 学年までしかない在外ドイツ学校では試験が行われ、最終学年までである学校では編入手続の一部として主要筆記試験(ZM: Zentrale Klassenarbeiten)が行われる。

在外ドイツ学校によっては、ドイツ語を含めた複数言語での授業および卒業試験によるドイツ国際アビトゥーア試験(DIAP: Deutsche Internationale Abiturprüfung)でアビトゥーアを得ることもできる。在外ドイツ学校のための DIAP の規則⁵⁸は 2005 年に BLASchA により採択され、2009 年に初めて実際に Deutsche Schule Shanghai、Deutsche Schule Kuala Lumpur、German International School of Silicon Valley (GISSV) の 3 校に採用された⁵⁹。現在の普及状況は公開されていないが、ZfA の在外ドイツ学校一覧および一部の学校ホームページで 13 校が DIAP を実施しているのが確認でき、Deutsche Internationale Schule New York のように通常のアビトゥーア試験と DIAP の両方を行っている在外学校もある。

イ. 現地法および国際バカロレア機構の教育課程

在外ドイツ学校は、ドイツの教育課程を基本としつつ、所在国の教育課程、国際バカロレア等それ以外の教育課程によりカリキュラムが組まれているケースが多い。ただし在外ドイツ学校振興法に基づく助成条件としてはドイツの教育課程のみが考慮される。

特に外国語としてのドイツ語の試験である DSD を実施している DSD 学校や在外ドイツ学校でもドイツ語を外国語として教える学校は、現地法の教育課程および卒業資格を採用しており、在外ドイツ学校全 140 校中 56 校が現地法による卒業資格を出している。また、RIS Swiss Section、Deutschsprachige Schule Bangkok のようにスイスの在外学校と共同設置の学校の場合、スイスの大学入学資格を取得できる学校もある。

ドイツ語で授業および試験の行われる科目が含まれる多言語国際バカロレアも在外ドイツ学校振興法の定める在外ドイツ学校の卒業資格の中に含まれている(第 2 条第 2 項第 2 文)。多言語国際バカロレアでは、第 11 および 12 学年にドイツ語、生物、歴史の授業がドイツ語で、他の試験科目は学校の選択により英語またはスぺ

⁵⁸ KMK ホームページ「Richtlinien für die Ordnung der Deutschen Internationalen Abiturprüfung an deutschen Auslandsschulen」(2005 年 7 月 13 日採択、2008 年 9 月 17 日改正)
http://www.kmk.org/fileadmin/pdf/Bildung/Auslandsschulwesen/DIAP/Richtlinien_DIAP_17_09_2008.pdf

⁵⁹ KMK ホームページ
<http://www.kmk.org/bildung-schule/auslandsschulwesen/deutsche-internationale-abiturpruefung.html>

イン語（もしくは理論上はフランス語も可能）で行われ、制限なくドイツの大学入学資格が認められる⁶⁰。2002年に世界の在外ドイツ学校から多言語国際バカロレアのモデル実施校14校がKMKによって選ばれ⁶¹、在外ドイツ学校全140校中27校が多言語国際バカロレアを実施している。

ウ. 在外教育施設の教育課程

在外ドイツ学校は特定のドイツの州の教育課程を採用しているか、もしくは科目によって現地の教育課程と併用している。特に現地語の語学科目には所在国の教育課程を採用していることも多い。もっとも多くの37校で採用されているドイツの教育課程はテューリンゲン州（Thüringen）のもので、その次に多いのが12校に採用されているバーデン＝ヴュルテンベルク州（Baden-Württemberg）の課程である。なお、その課程はBLASchAの認可のうえに地域の事情に合わせて変えられている⁶²。例えばDeutsche Schule Jeddah（サウジアラビア）の教育課程はテューリンゲン州に基づいているが、同州の教育課程で倫理と二択で必須とされている宗教授業がサウジアラビアでは法的に禁じられているので、同校では実施されていない。

在外ドイツ学校全140校のうち、中等教育Iの卒業資格を取得可能な学校がもっとも多く99校、アビトゥーアまたは専門大学アビトゥーアを獲得できる学校が延べ75校となっている。

第12学年または第13学年まで課程のある学校のほとんどは第1学年から設置されている。一部では第2学年、第5学年、第9学年から設置されている不規則な学校もみられる。

⁶⁰ ZfA ホームページ「ABC des Auslandsschulwesens」, p. 8.
http://www.bva.bund.de/DE/Organisation/Abteilungen/Abteilung_ZfA/DieZfA/ABC/ABC.pdf?__blob=publicationFile&v=2

⁶¹ KMK ホームページ「Gemischtsprachiges International Baccalaureate an ausländischen Schulen mit Deutschunterricht」
http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2002/2002_04_26-IB-Schulen-Deutschunterricht.pdf

⁶² Deutsche Schule Shanghai Pudong ホームページ「Grundschulen in der Region 20 / 21. In Anlehnung an die Lehrpläne des Landes Thüringen」(2006年11月発行)
http://www.pudong.ds-shanghai.de/fileadmin/resources/03_grundschule/Lehrplaene/Kernlehrplan_Grundschule.pdf
「Vorwort. Lehrpläne Klasse 5 bis 12」
http://www.pudong.ds-shanghai.de/fileadmin/resources/04_sekundarstufe/Lehrplaene/Vorwort_alle_Lehrplaene_DSS-Region.pdf

外国語としてのドイツ語試験であるDSDを受けることができる学校も比較的多く63校あり、その半分以上の36校は中南米に集中している。国際バカロレアが取得可能な学校は30校であり、そのうちの19校は中南米に立地している。DIAPは13校が実施している。

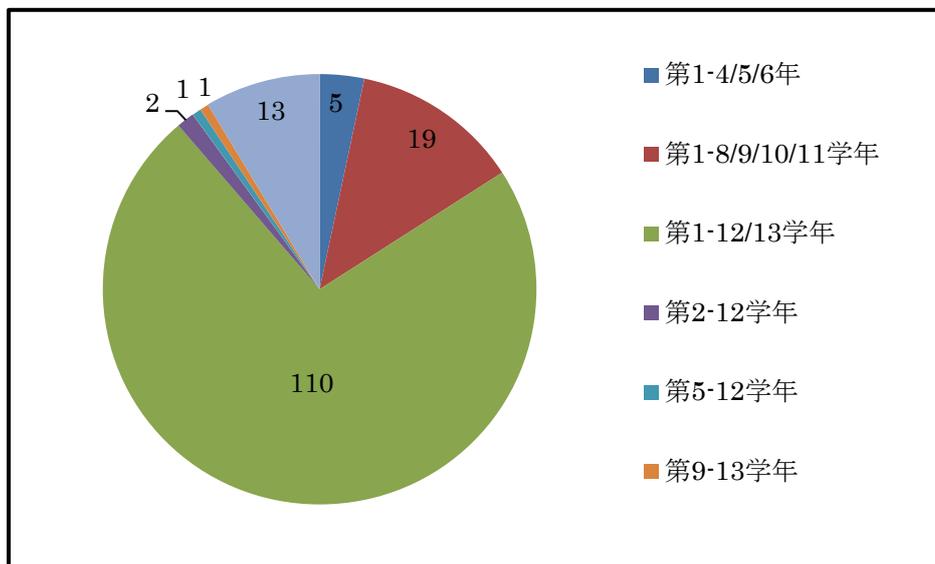
職業教育課程のある、または職業学校である在外ドイツ学校は一般教育課程を持つ学校に比べて少なく、13校である。そのうち半数以上の7校が中南米にあり、11校は一般教育課程のある学校に併設されている。在外ドイツ学校ではFEDA Business School Barcelona（スペイン）およびFEDA Business School Madrid（スペイン）だけが、第14-15学年の2年制の純然たる職業学校である。これらの学校で取得可能な職業資格のほとんどは商業関連である。なお、ドイツ国外でドイツの職業教育課程を採用している学校は在外ドイツ学校以外では多く、職業中等学校（Berufliche Sekundarschule）75校、専門高等学校（Fachoberschule）76校、職業学校（Berufsschule）522校である（2013年現在）。在外ドイツ職業学校522校で取得されている資格は、産業取引事務員、卸売・貿易事務員であり、資格取得者はラテンアメリカが多い。

図表 3-2-2-⑱ 各卒業資格を取得可能な在外ドイツ学校（2015年）

卒業資格 地域	中等教育 I	アビトゥーア/専門 大学アビ トゥーア	DIAP	GIB/ IB	DSD	中等教育 I の卒業資 格なし	職業教育あり /職業教育の み	学校数
アジア	15	6	4	3	4	3	1	18
大洋州	1	0	0	1	0	1	0	2
北米	4	5	3	0	2	1	0	7
中南米	19	19	1	19	36	17	7	37
欧州	35	30	3	1	8	6	3	42
中東	12	6	2	4	5	3	2	17
アフリカ	13	9	0	2	8	2	0	17
合計	99	75	13	30	63	33	13	140

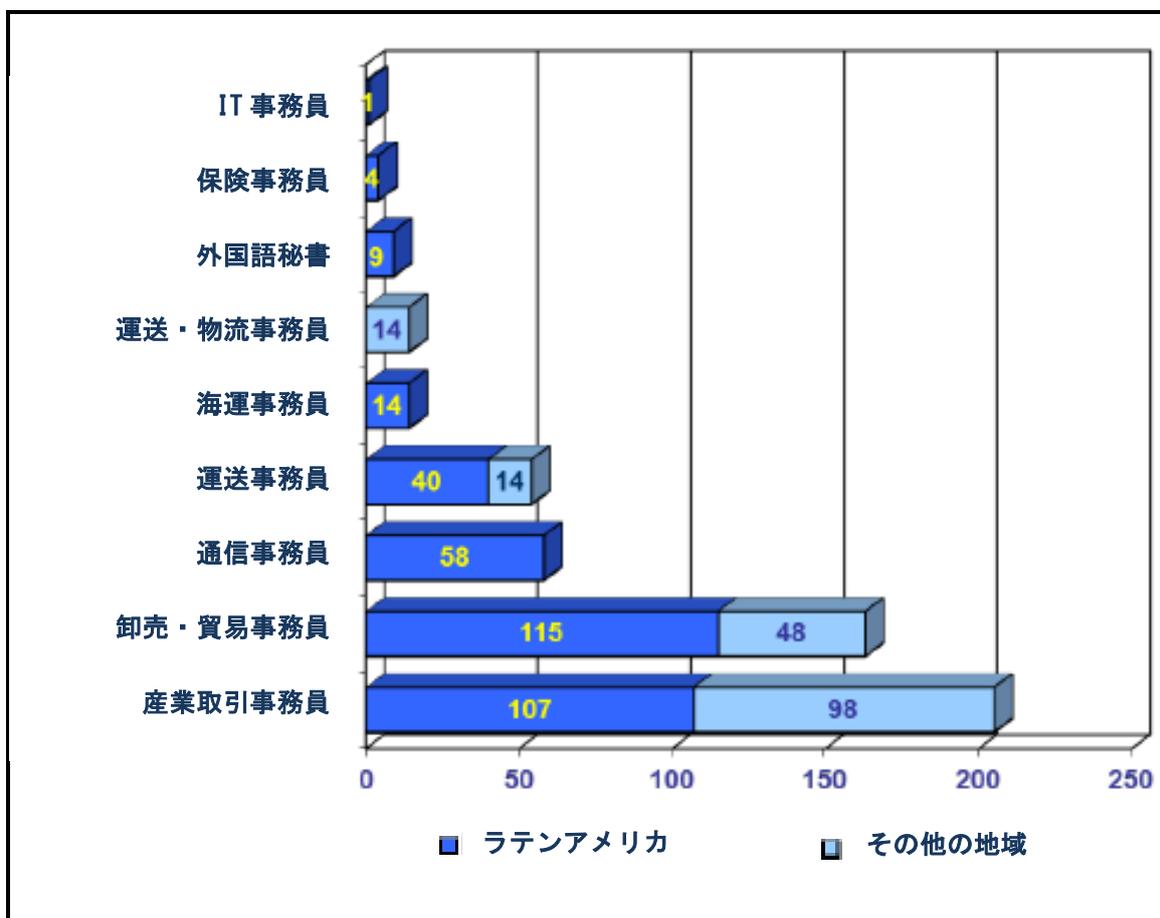
資料：ZfA「在外ドイツ学校一覧」

図表 3-2-2-⑳ 在外ドイツ学校に設置されている学年別校数 (2015 年)



資料：ZfA「在外ドイツ学校一覧」

図表 3-2-2-㉑ 在外ドイツ職業学校で取得された職業資格 (2013 年)



図表 3-2-2-⑳ 在外ドイツ学校における運営状況（ヒアリング回答結果）

		Deutsche Schule Kuala Lumpur マレーシア	Deutsche Schule Madrid スペイン
1. 教員の状況	a) 教員の現地の有無及び本国からの派遣受入の有無	直接雇用とドイツ政府派遣の両方のタイプの教員がいる。	現地採用とドイツ政府派遣の両方のタイプの教員がいる。
	b) 本国からの派遣及び現地(日本)採用教員数	教員 25 人中、8 人がドイツ政府派遣教員、他は直接雇用。	派遣 15 人、雇用 105 人
	c) 採用方法等を決定している主体	学校運営委員会＝雇用者	学校自体
	d) 教員を採用する基準	客観的な基準：科目の組み合わせ；校長の場合は、ドイツで校長または校長代理の経験者 個人的な特徴：モチベーション、社会貢献など	能力、教室での実績、文化意識、経験
	e) 採用方法及び現地での採用のメリットデメリット	通常は ZfA の応募者データベースにアクセスし、応募者に連絡をとってマレーシアで働く気があるかどうか質問する。 その他、教員の配偶者も学校で教員として働くことができる。 その際、教員経験や教職資格が必ずしもある必要はない。	面接、教室参観
	f) 教員の出身、身分・処遇等	フルタイムの教員（ほとんどの教員がフルタイム）は週に 21 時間（1 時限＝45 分）の授業。これは少なく見えるかもしれないが、教員には授業準備やテスト採点などの他の業務もある。また、委員会への参加や学校の発展事業、スポーツ、芸術などのその他の業務もある（ただし無給の業務もあり）。 2 年以上働く直接採用の教員には引っ越し費用、渡航費用が支払われるが、2 年より短い勤務の場合は部分的に返済を求められる。教員の子供は同校に無料で通学することができる。	週に授業 24 回、被雇用者 1 人につき年に 178 日
2. IT 等を活用した遠隔授業実施の有無。行っている場合は、その内容等。		行っていない。	行っていない。
3. 在外教育施設における児童生徒の受入状況	a) 本国以外の生徒受入の有無	学校側は国籍による制限はしていないが、マレーシア国籍の児童生徒にはマレーシア政府による制限がある。マレーシア人児童生徒は現地学校制度の学校の他は、英語による授業をするインターナショナルスクールにしか入学できない。	受け入れている
	b) (受け入れている場合) 本国・本国外の児童・生徒の割合	ドイツ人児童生徒の割合は 80% 以上。	ドイツ人 40%、他国籍 60%
	c) 本国・本国外の児童生徒の受入方針・基準	ドイツ語知識。第 1 学年からでもドイツ語が全くできない児童の受け入れは厳しい。例えば、ドイツ人の両親を持ち、英語圏	言語を自由に使いこなすこと。

		Deutsche Schule Kuala Lumpur マレーシア	Deutsche Schule Madrid スペイン
		で育った児童生徒ならドイツ語があまりできなくても例外的に受け入れるかもしれない。	
	d) 児童生徒を受け入れるにあたって、現地法などの影響の有無	児童生徒受け入れに関する法律や規則は特にない。	特にない。
	e) 過去に受け入れた児童生徒数の変化の有無とその背景。	過去数年、ほとんど横ばい。児童生徒のほとんどは3~4年ほど在籍して転校していくが、ごく少数(5~10%)の児童生徒は第1学年から第12学年まで在学している。	特に変化はない。
4. 在外教育施設の教育課程の状況	a) 準拠している法令等とその概要	同校の課程はテューリンゲン州の課程に基づいており、課程を変更する自由はない。少々の逸脱としては、Deutsche Internationale Abiturprüfung (ドイツ国際アビトゥーア試験)のために第7・8学年で1、2科目(たいてい理系科目)が英語で授業されることが挙げられるが、内容的には変わらない。アビトゥーア試験の際には、テューリンゲン州から代表者が来て試験監督をする。アビトゥーア試験の結果は教員が採点をした後、テューリンゲン州に送られ、もう一度評価チェックがされる。このような措置で同校のアビトゥーアがドイツ国内で取得したアビトゥーアと同等であることが保証される。マレーシアの課程は全く準拠していない。マレーシアについての授業はテューリンゲン州の課程内の地理の授業として多少扱われる程度で、マレーシア語の授業もない。	ドイツ国内の課程、社会とスペイン語にはスペインの課程
	b) (現地法や国際バカロレア機構の教育課程などを導入している場合)、独自にカリキュラム等実施の有無とその内容	現地法や国際バカロレア機構の教育課程は導入していない。	現地法や国際バカロレア機構の教育課程は導入していない。

(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況

① 学費等の金銭的な支援

ア. 通学制の教育施設に対する支援

政府機関または企業による駐在の場合は、雇用者が子弟の学校の授業料を全額または一部負担するのが一般的であり、ドイツ連邦政府は、通学制の在外教育施設の児童生徒全般に対する学費等の金銭的な直接支援を行っていない。ただし、在外ドイツ学校が 在外ドイツ学校振興法に基づく 連邦政府の助成を受ける場合、経済的に厳しい家庭の子弟の学費を減免することが義務付けられている (ASchulG 第 9 条第 1 項第 6 文)。

イ. 通信制の教育施設に対する支援

ドイツの学校課程による ILS の通信教育課程 Fernlehrwerk については、外務省が教科書開発費用およびきょうだい割引を財政支援しているので、全教科セットの授業料が割引なしで年 2,040–2,724 ユーロと通常の在外教育施設の授業料より低く抑えられている⁶³。きょうだい割引は、同一世帯の複数の子供が Fernlehrwerk の通信教育課程を履修し、保護者がその費用を全て負担しなければならない場合、ドイツ国籍保有者にのみ適用される。子供が中等教育 I の卒業資格を取得可能なドイツの学校に通える場合および単一科目のみ履修の場合、きょうだい割引は適用されない。同割引は全教科履修コースの授業料全額 (学年および選択科目によって 2,040–2,724 ユーロ) ではなく、授業料に含まれるサポート料金のみが対象である。サポート料金は、基幹学校または実科学校課程では 1,466 ユーロ、ギムナジウム課程では 1,509 ユーロである。

サポート料金は、第 2 子は 50%、第 3 子は 60%割引され、第 4 子以降は全額免除される。

② 海外赴任者の家族の帯同に係る国の支援

海外赴任者の家族の帯同に係る国の支援等については見当たらない。しかしながら、ドイツ連邦議会の決議および BiZBw の見解からは、在外ドイツ学校、ドイツ

⁶³ 例えば、東京横浜独逸学園のドイツ・スイス・日本国籍の 1-4 年生の授業料は 134 万円、German International School Boston の 5-10 年生の授業料は \$24,425、Deutsche Schule Paris の 1-9 年生の授業料は 8,000 ユーロ

連邦軍在外学校の有無が家族を持つドイツ人の海外赴任の重要な条件となっている。

③ 読み書き計算に困難を持つ児童生徒に対する支援

ア. 支援措置および支援計画

KMK 設置の委員会 BLASchA は、読むこと、正書法で書くことおよび計算に困難を持つ在外教育施設の児童生徒に対する支援促進を 2010 年 3 月 17 日に決議している。

就学前に言葉に意図的に触れることが書き言葉の習得課程初期の困難をやわらげるのに役に立つということで、BLASchA の決議では在外ドイツ学校内での基礎学校と幼稚園の密接な協力が勧められている。学習成果の状況分析とそれに応じた考慮は、入学期および第 5、6 学年で特に重要とされている。支援措置は基本的に通常の授業中に実施されるが、第 3 学年以上からは教員が適切な知識を教える義務的な追加授業も行うことができ、追加授業は全科目の授業と密接に結びつけられる。国内の児童生徒への支援措置と同様に、第 10 学年末に支援措置が原則として終了できるように支援計画が立てられるように勧められている。

監護権者と密な話し合いにより支援の必要性を決めるのは、学校の義務であり、学校がそれぞれの学習支援方法を決めるとされている。支援措置は原則として記録されるのが必須であり、計画は毎年必要に応じて加筆され、学校に保存される。ただし該当する児童生徒のために転校の際、監護権者の同意書提出の上で部分的な成績上の弱点および支援計画に関する情報を転校先の学校に渡すことができる。

イ. 支援対象児童生徒の判断基準

読み書き力が弱い子供を判断する基準例は BLASchA の決議付録 1 に列举されており、外国語環境にいる児童生徒の判断基準として重要であろうもの、一般的な読み書き能力判断に関係するもの、計算力の判断に関係するものは次の通り整理できる。

1) 外国語環境にいる児童生徒の判断基準として重要

- 類似するようと思われる音および音の組み合わせを混同する
(dragen/tragen, Vata/Vater, Marschine/Maschine)。
- 読み書きの際に文字の正しい順番 (Lied/Leid, Garten/Graten) に困難を持つ。

- ・ 類似するように思われる音 (m/n, ng/n, b/p, d/t, g/k, ch/r) を混同し、場合によっては読むときも取り違える。
- ・ 単語の初め、終わりまたは単語の中の文字を省略する (母音省略)。
- ・ 語幹原則 (Wortstammprinzip)⁶⁴ を考慮に入れない。
- ・ だいたいの内容に沿って読むだけで、本当に書かれていることを読まない。語尾に注意せずに例えばこのように読む: Michael kaufen⁶⁵ ein Eis.

2) 一般的な読み書き能力判断に関するもの

- ・ 就学 6 か月後も誰かが事前に音読しない限り、未知の (短い) 単語を既知の文字からつなげて読めず、理解できない。
- ・ 音読された後も絵に関した適切な単語を書けない。
- ・ 視覚的に似ている文字を間違えて読み書きする (b/d/p, m/n/u)。
- ・ 単語の長短がわからない。
- ・ 練習にもかかわらず多くの間違いを繰り返す; 間違えて書いた単語を毎回違う間違え方をして書く。
- ・ 単語をすらすら読まずに綴りを言うように言いよどみながら、場合によっては本当の意味を理解することなしに読む。
- ・ たとえ意味が合わなくても間違えて読んだこと / 読まれたことに気付かない。
- ・ 作文で文章の最初と最後の見分けがつかない。しばしば文章の重要な部分が抜けている。
- ・ 文章を首尾一貫して書くこと全般に困難を伴う。
- ・ 原則として単語の性質を判別するのに大きな困難が長く続く。

3) 計算力の判断に関するもの

- ・ 何桁もある数字の場合、数字の順番を取り違える (132 の代わりに 123)。
- ・ 記述問題を目的なしに計算したり、最初から完全に難しすぎると感じたりする。
- ・ 全体的に数量がわからない。
- ・ 数字の前と次を把握することができない (例えば 1 の次の数字が 2、2 の前の数字が 1 ということが理解できない)。
- ・ しばしば 1 少ないまたは多い計算間違いをする (例えば 9-4=6 と計算する)。
- ・ 基礎計算方法がわからない。足す、引く、掛ける、割るの意味もわからない。

⁶⁴ 同じ語幹が含まれる全ての単語でその語幹は同様に表記される (例えば, nummerieren—Nummer) ので、語幹によって関連する語の意味が素早く理解できる。

⁶⁵ 本来は 3 人称単数形の「kauft」が正しい。

- ・ 間違った計算方法を用いる。例えば、掛け算を足し算として計算する。
- ・ 所定の物の数量から数を探し出すことができない。
- ・ 金額の価値を理解できない。小遣いをうまく扱えず、値段を比較したり、お釣りを確かめたりできない。比較が困難である。何がより軽くて何がより重いのか、何がより長くて何がより短いのか確実に言うことができない。時間単位を間違ったり（例えば秒と分）、時計の時間を読むのを習得するのが難しかったりする。
- ・ 解答が無意味なことに気が付かない（例えば「電車のコンパートメント1室に何人座っていますか？」という質問に対して答えが「894.25」）。

ウ. 成績評価

読み書き計算に困難を持つ在外教育施設の児童生徒の評価も、基本的に KMK が現在定めている全児童生徒の成績評価に基づくが、弱点の補完または成績評価の一般原則からの逸脱も各児童生徒の個性に留意した上で読み書きの習得課程において考慮に入れられる。これらの措置例は同様の問題を持つ国内の児童生徒と同様である。

弱点を補う方法としては、筆記試験時間の延長や、音声ヘルプやコンピュータのような技術な補助手段および教育的教授法的な補助手段の準備、特定の問題形式を同レベルの問題と交換、および単語を読む方向を示す矢印 (Lesepeil)、大文字や特別なプリント等の使用が挙げられる。

(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況

① 公立校等への編入学

ア. 在外教育制度センター (ZAB : Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen) の卒業資格認定推奨

在外ドイツ学校は KMK 認定のドイツの教育課程に基づいて授業を行っているので、在外ドイツ学校からドイツ国内の同種の学校への転校は基本的に比較的問題なく可能であり、在外ドイツ学校で大学入学資格を満たす卒業資格を取得した場合にはドイツ国内の大学進学も可能である。ハンブルク大学のカール＝ルートヴィヒ・フルック教授 (Prof. Dr. Carl-Ludwig Furck) の 1981 年から 1990 年にわたる追跡調査によれば、ILS の通信教育課程を履修したかつての児童生徒の大半 (84%) は、学年に応じてドイツ国内の学校の授業にうまく適応できた。

海外在住中に KMK 認定卒業資格を出す学校の基礎学校課程のみ履修したり、KMK 認定外の卒業資格を出す現地の学校等を卒業したりしたとしても、ドイツ国内での編入学や大学進学の可能性は閉ざされていない。ドイツ帰国後の編入先の学校の種類や学年は、基礎学校課程のみ履修した場合は子供の年齢と成績で、海外で基礎学校第4学年末まで在学した場合はそれに加えて大概海外で在学した学校の推薦にも基づいて決まるため、たいていの場合問題なくドイツの教育制度に適応している⁶⁶。

KMK 認定外卒業資格を出す学校卒の場合、KMK に設置されている ZAB が外国で取得した学校、大学および職業教育資格を評価鑑定し、学校なら各州の学校局、大学入学なら各大学、職業資格なら職業認定機関等、それぞれの管轄機関がそれを参考に資格を認定して編入学等を決定する。

例えば、拡張中等教育 I の卒業資格と同等とみなされる以下のような在外教育施設の証明書によってドイツ国内のギムナジウム上級への編入が許可されると ZAB (国外教育事情認定センター) は推奨している⁶⁷：

1. 評価推奨で大学に直接入学可能とされる卒業証明書を出す在外教育施設の第 11 学年への進級証明書
2. 卒業後に大学入学試験を受けて大学に直接入学可能とされる卒業証明書を出す在外教育施設の最終学年への進級証明書
3. 評価推奨で「確認試験を経た大学入学 (大学入学準備課程) (Hochschulzugang über die Feststellungsprüfung (Studienkolleg⁶⁸))」に分類される在外教育施設の卒業証明書
4. 外国の大学入学試験に結び付く在外教育施設の卒業証明書 (同在外教育施設の卒業証明書が評価推奨で「確認試験を経た大学入学 (大学入学準備課程)」に分類される場合)
5. 在外教育施設の卒業証明書および外国の国立大学または国認定の大学で少なくとも 1 年首尾よく学業を修めた証明書の両方
6. 旧ソビエト連邦出身の後期ドイツ系移民 (Spätaussiedler)⁶⁹ / BVFG/ Bundesvertriebenengesetz (Gesetz über die Angelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge : 亡命および難民に関する法律) が定める地位

⁶⁶ この例は通信教育の Deutsche Fernschule のものであるが、通学制の学校でもおそらく同様と思われる。

⁶⁷ ニーダーザクセン州文部省ホームページ 「Verordnung über die gymnasiale Oberstufe und Ergänzende Bestimmungen zur Verordnung über die gymnasiale Oberstufe」, pp. 32-33.

http://www.mk.niedersachsen.de/download/64007/V0-G0_und_EB-V0-G0_Fassung_12.2.2014_.pdf

⁶⁸ 在外教育施設の中には、卒業後にドイツの大学に直接入学できる権利がなく、Studienkolleg (大学入学準備課程) を卒業することで初めてドイツの大学に入学可能になる場合がある。ドイツ学術交流会東京支部ホームページ参照：<http://tokyo.daad.de/wp/studienkolleg-propaedeutikum/>

⁶⁹ ドイツ系移民 (Aussiedler) とは、1945 年以前までドイツ領であった地に戦後もとどまったドイツ国籍保有者、その子孫および配偶者のうちドイツへ移住した者、ならびにヨーロッパの共産圏でドイツ人を祖先に持ち、移住手続きでドイツに移住した者を指す。後期ドイツ系移民 (Spätaussiedler) とはドイツ系移民のうち、1993 年 1 月 1 日以降にドイツに移住した者を指す。

の権利がある者の Attestat o srednem または専門中等学校 (Fachmittelschule) / カレッジ (College) の同等のディプロム

7. USA の High School Diploma (HSD)
8. UK (イングランド、ウェールズ、北アイルランド) の General Certificate of Secondary Education (GCSE) または General Certificate of Education (GCE) の Ordinary Level
9. 1 から 3、7 および 8 の場合で、少なくとも 11 学年まで進級して在学したことが証明され、中等教育 I レベルおよびギムナジウムの導入段階または総合学校で必須とされる外国語を少なくとも 4 年間履修した場合、ギムナジウム上級の資格段階へ直接編入することができる。

ZAB は外国の大学卒業証明書の鑑定書も卒業生本人が申請すれば作成する。さらに ZAB は 外国の卒業資格認定に関する情報ポータルサイト (Informationsportal zur Anerkennung ausländischer Bildungsabschlüsse) で各管轄機関や雇用者、被雇用者により詳細な情報を提供している。ここには各州の学校局の連絡先および資格認定に関する情報のリンクが掲載され、180 ヶ国以上の卒業資格の情報を集めた anabin データベース (Datenbank anabin) も公開されている。このデータベースでは、ドイツの大学に入学可能であると ZAB が推奨する外国の学校卒業資格を国別に、また国別の大学卒業資格を学位別 (学士、修士、博士) もしくは専攻別 (例えば Bachelor of Arts、Bachelor of Biological Sciences 等) に検索することができる。さらに各国の教育機関のリストも国別に検索でき、特定の教育機関が所在国で大学と認定されているか等の教育機関の地位についても知ることができる。このリスト掲載の教育機関はほとんど大学だが、スイスやトルコなど一部の国の中等教育レベルの学校も掲載されている。

イ. 各州の編入学の判断基準：ニーダーザクセン州の例

上記で述べたとおり教育は州の管轄であるので、海外からの編入学の可否を各州の学校局が決定する判断基準となる法律および法規命令 (Verordnung) は各州が独自に定めている。ニーダーザクセン州の例では外国からの編入学の条件は次の通りである。

ニーダーザクセン州学校法 (NSchG : Niedersächsisches Schulgesetz) ⁷⁰ は、他州または外国における学校教育、もしくはドイツ国内で修めた外国学校における教

⁷⁰ ニーダーザクセン州文部省ホームページ
http://www.mk.niedersachsen.de/download/79353/Das_Niedersaechsische_Schulgesetz_NSchG_Lesefassung.pdf

育の卒業資格、知識および能力をニーダーザクセン州で修了した卒業資格と同等と認定できる条件を同州文部省（Niedersächsisches Kultusministerium）が法規命令で定められるとしている（NSchG第60条第1項第7文）。

ニーダーザクセン州では他の多くの州と同様、義務教育年齢の児童生徒は初等教育および中等教育 I 課程を通じて少なくとも9年間学校へ行かなければならないが、児童生徒が飛び級をしたり在外教育施設で教育を受けたりした場合は例外も許されている（NSchG第66条第2文）。

在外教育施設を卒業した生徒のニーダーザクセン州におけるギムナジウム上級への受け入れについては、ギムナジウム上級に関する法規命令（VO-GO: Verordnung über die gymnasiale Oberstufe）（2005年2月17日制定、2011年12月16日改定）およびギムナジウム上級に関する法規命令の補足規定（EB-VO-GO: Ergänzende Bestimmungen zur Verordnung über die gymnasiale Oberstufe）の中で定められている。同州では、在外ドイツ学校、欧州学校またはその他の在外教育施設で中等教育 II 段階の学校に入学権利のある卒業資格を取得した者はギムナジウム上級に入ることができるが、その他の在外教育施設の場合はドイツ語の十分な知識を証明しなければならない（VO-GO第2条第1項第3文および第4文）。在外教育施設の卒業・成績証明書を取得した生徒のギムナジウム上級への編入の可否は学校側が ZAB の評価推奨または決定手続き（VO-GO 付録 1）に基づく（EB-VO-GO 2.2）。

同州におけるギムナジウム上級の在学年数は導入段階では1学年、資格段階では2学年、最長3学年となっている（NSchG第11条第3項および第4項）。アビトゥーア試験不合格の場合、学校は最長在学期間をもう1年延長できるが、生徒自身に責任がない困難な事情がある場合にはもう1年延長も許される（NSchG第11条第4項）。13年教育制度で大学入学資格を取得する場合、在外教育施設の一定の科目（外国語3ヶ国語、社会学系の科目、数学および物理、化学または生物学のうちの1科目）の合格評価がある場合にのみ、海外での通学期間分、導入段階の在学期間を短縮することができる（EB-VO-GO 4.3）。

ニーダーザクセン州では、在外教育施設で取得した成績は、12年教育制度（つまり8年制ギムナジウム）のギムナジウム上級で取得することになる成績に通常は算入されないが、認定在外ドイツ学校または欧州学校で取得した成績は、学校の申請により算入されることができる（VO-GO第4条第2項）。ただし認定在外ドイツ学校でなくとも、発行する証明書が同等に扱われる権利を持つ在外ドイツ学校は認定在外ドイツ学校と同様に扱われる。またその他の在外教育施設での成績も同等と証明できれば、導入段階の第2学期および資格段階第1学年第1学期で取得すべき成績に学校の申請で算入されることが可能である。帰国子女の生徒には外国語履修に特別配慮も可能である。在外教育施設在学後にギムナジウム上級に編入した生徒

が海外での学校教育歴ゆえに特別措置を必要とする場合、必須科目としての外国語を規定とは異なった方法で修めることができる（VO-GO 第4条第5項）。

② ドイツ語指導の支援

各種支援は、帰国子女を受け入れた個々の学校独自の措置であるため、帰国子女だけを特別に対象としたドイツ連邦政府の支援は、ドイツ語指導に限らず全般的に行われる予定はない。したがって読み書き計算に問題を抱える国内の児童生徒の支援措置は、そのような児童生徒全般が対象であり、特に帰国子女を対象としたものではない。ただし、ニーダーザクセン州学校法第70条第1項では、在外教育施設で教育を受けた義務教育年齢の児童生徒が特にドイツ語の支援を必要とする場合、必要とされるドイツ語コース参加期間中の就学義務の停止を州学校局が命令できるとされている。

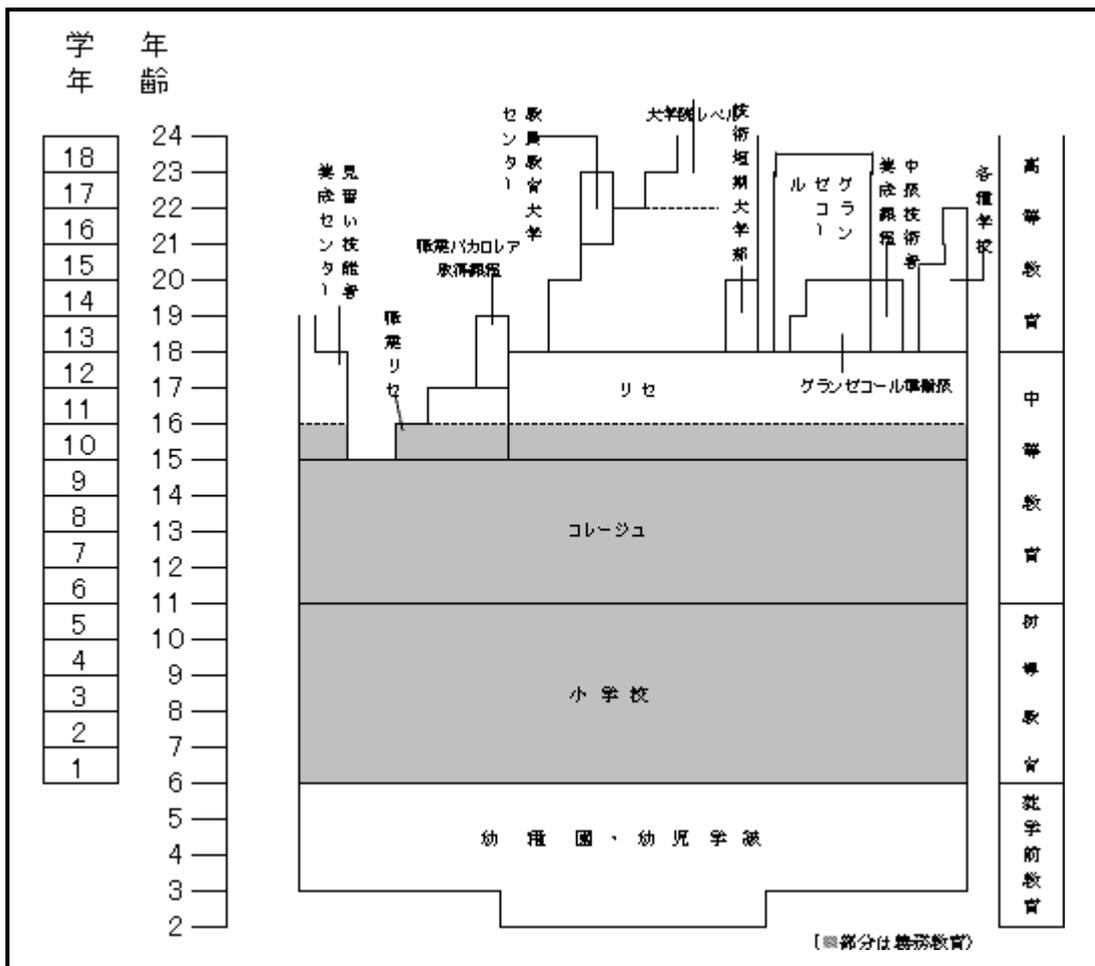
3-3 フランス

3-3-1 教育制度の概要

フランスの教育システムは、前初等教育（幼稚園）（5歳以下）、初等教育5年間（小学校）（6歳から10歳）、中等教育前期4年間（中学校）（11歳から14歳）となり、そして中等教育後期は、高校3年間（15歳から17歳）または職業リセ・職業見習い訓練所4年間（15歳から18歳）に分かれる。なお、初等教育から落第・飛び級制度がある。

義務教育期間は6歳から16歳未満の10年間である。一般的には、義務教育期間は初等教育から中等教育（高校または職業リセ・職業訓練見習い所）の初年度までとなる。

図表 3-3-1-① フランスの一般教育制度概要



資料:文部科学省

3-3-2 海外子女・帰国子女教育に関する調査結果

(1) 海外子女のための教育施設の設立に係る調査研究対象国の関与の状況

①設立に当たっての調査研究対象国の関与

ア. 関与の状況

フランスでは、1990年に外務・国際開発省 (Ministère des Affaires étrangères des Développement international) の管轄下に行政的公施設法人 (établissement public à caractère administratif) としてフランス在外教育機構 (AEFE : l'Agence pour l'enseignement français à l'étranger) が設立され、国として海外教育施設の支援を行っている。AEFE は、国民教育・高等教育・研究省 (Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche) によって承認された 494 校のフランスの海外教育施設の管理や、連絡・調整を行う。国民教育・高等教育・研究省は、それぞれの教育施設の教育内容がフランスの教育省のプログラムと一致しているかどうかなどを監査するために、初等教育・中等教育視学官をそれぞれの学校に派遣している。

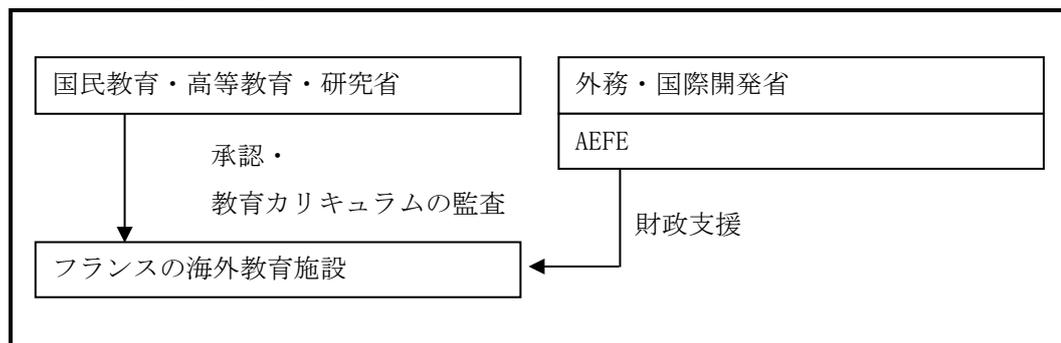
なお、これらのうち、87 校については、1902 年に設立された私立団体であるフランスの宗教から独立したミッション (Mlf : Mission laïque française) が委託を受けて運営している。

国家予算から年間 5 億 1,000 万ユーロ以上が「フランス人子女対象の奨学金のための資金プログラム 151) 及び「学校内での活動への資金プログラム 185」という補助金 AEFE を通じて海外のフランス教育機関に配分されている⁷¹⁾。

また、AEFE においては、2014 年に策定された戦略的行動計画 2014-2017 (Plan D'Orientation Stratégique 2014-2017) により、111 項目の行動指針を定め、教育の質の向上や在外教育施設の経営の健全化等の在外教育施設の施策の推進を行っているところである。

⁷¹⁾ AEFE en chiffres 2014-2015

図表 3-3-2-① 支援関連団体



AEFE の設立の目的 (1990 年 7 月 6 日法律第 90-588 号 第 2 条)

1. 海外在住のフランス人の子女が求める、義務教育関連の行政サービスを確保すること。
2. フランスの教育と諸外国の教育の協力関係の強化を支援し、フランス人と諸外国の学生の便益に資すること。
3. 諸外国の学生の受け入れを図ることを含め、フランスの言語と文化の影響を高めること。
4. 初等教育、中等教育又はより高度な教育に対する教育費を負担し、フランスと外国人留学生の家族を支援すること。
5. 学校に在籍しているフランス人子女、国民教育大臣と外務大臣、協力担当大臣の共同署名により作成されている海外のフランスの学校に対し奨学金を付与すること。

図表 3-3-2-② AEFE の行動計画 2014-2017

戦略	業務の方向
1 新たな課題	優秀な教育、全ての学生の成功のネットワークの認定 強力な政策指針、生徒に対する教育プログラム デジタル化による発展
2 ともに作る	ネットワーク構成の改革 海外でのフランスの教育の立役者と協力者の統合 立地国との協調、開放性
3 未来のデザイン	戦略的なネットワーク開発 活用する資源

資料：AEFE 「Plan D'Orientation Stratégique 2014-2017」

イ. AEFE を経由して支援する経緯

フランスでは、1,000 以上の公的な第三者機関があり、活動に関する政策的・戦略的な管理は国が行っているが、日常的な運営についてはより柔軟な対応ができるように第三者機関に委任する形をとっている。

特に AEFE の収入に関する管理については、予算の 50% は生徒の親からの支払いによるものであり、在外の教育施設の運営に 100% 使用されているが、AEFE が直接管理している。

例えば、AEFE の口座に年末に資金を残していても、年をまたいで翌年に使用することができるが、もし国が収入を管理すると在外教育施設へ直接使用されることはなく、年度末に全体の教育施設の共通の予算として分配されることになる。

ウ. 教育施設が新設される背景

2004 年の会計検査院の AEFE に関する報告書⁷²によると、教育施設が新設される背景としては、生徒の親によるイニシアチブによるものがほとんどである。フランス人が駐在する箇所にある小さな学校は一時的な物が多い。様々な宗教（特に中東等）の礼拝に集まる人々によって学校が作られることもある。国は、1990 年から在籍生徒数が多い教育施設を AEFE という公的団体によってまとめることにする。第一の使命としては駐在しているフランス人の子どもたちの利益のため、義務教育を行うというものである。

②関与の背景事情

ア. フランスの海外教育機関の設立に関する歴史的背景⁷³

1950 年代から 1960 年代に、海外でのフランス人社会が大幅に拡大しており、政府によって設立された学校がない地域では、駐在員により、多くの場合大使館や領事館の支援を受けて数十の「小さなフランスの学校」設立されていた。1970 年代初頭には、これらの学校を整理し、編成する必要性から、政府はこれらの小さな機関へのよりよいサポートをするためのルールを確立することとなった。

これらの学校は、主に施設の建設支援を必要とし、フランスの上院議員の提案により 1971 年 10 月 4 日の法令により、融資の条件が定められた。在外にある機関に

⁷² <http://www.ccomptes.fr/content/download/2417/24194/version/1/file/Aefe.pdf>

⁷³ ANEFE ホームページ
<http://www.anefe.fr/historique.htm>

直接資金を付与することはできないため、本部はフランスにあるという条件があった。そこで1976年、海外フランス学校協会（ANEFE：l'Association Nationale des Ecoles Françaises de l'Étranger）が設立された。

一方、1971年の法令によって「海外の小さなフランスの学校」と認められる条件としては、領事館に登録されたフランスの子供たちのため、その子ども達の親の会によって設立され、非営利で、取締役会があり会長または会計のいずれかがフランス人であること、フランスの教育プログラムに「実質的に」一致した教育を提供し、フランス当局による行財政監査を受け入れるというものであった。

ANEFEが始動した1976年には、100を超える学校がこれらの条件を満たしていた。経済発展が進み学校の数は着実に増加し、1979年2月19日の新法令では「小さな学校」から「海外のフランスの学校」と名称を変更し、親の会だけでなく、教育非営利団体や財団が学校を設立することもでき、フランス人の子どもだけでなく、外国人の子どもたちも入学を認めることができると明記された。また、少なくともフランス語のセクションがあり、そこで提供される教育は、フランスの教育課程と一貫性があり、フランスの卒業証書の授与ができることが条件であった（詳細については、1975年7月11日の法律・その施行令と海外でのフランスの教育に関する1977年7月13日の法令によって定められた）。

これにより、国民教育省は外務省と共同署名のもと、毎年認定校のリストを発行するようになった。

それ以来、法令に多少の変更があるものの、基本的には制度を受け継いでいる。1989年7月10日、新教育基本法（Loi d'orientation sur l'éducation no. 89-486 du 10 juillet 1989）が制定され、それに伴い、AEFEが外務省管轄の公的な機関として、1990年7月6日の法律によって設立された。なお、「海外に存在するフランスの教育機関」については新教育基本法第31条に基づき、1993年9月9日付施行令により同法が適用された。

なお、ANEFEはAEFEの理事会のメンバーとなり、建物の建設や修繕に関する国からの貸し付けや行政との関係についての相談などを担当している。

イ. 認可のための基本的な原則と基準

海外のフランスの教育機関は、教育法典 R. 451-1 条から R. 451-14 条まで、特に R. 451-2 条に基づきフランスの公的教育施設として認可される。なお、フランスの公的教育の教育プログラム・目標・基本的原則として、自由・平等・宗教からの独立、教育的組織であること、教育施設としての活動を行うことが前提である。

教育法典 R. 451-2 条と、これに示されている L 111-1 条は下記のとおりである。

教育法典 R451-2 条、L111-1 条（教育機関の認可に関する部分）

R 451-2 条

海外フランス教育施設のリストは、外務大臣と国際協力をゆだねられた大臣の合意の上で教育大臣が作成する。

そのリストは毎年修正可能である。初等教育及び中等教育の教育機関のみがリストに掲載可能である。

1. その教育機関は、フランス国外に居住するフランス国籍の子どもに開かれたものであり、L 111-1 条に定められた原則を尊重し、フランスの公的教育施設のプログラム、教育的目的、組織の規則と合致した教育を行う。
2. その教育機関は、(フランスの公的教育) 施設が行う様に試験やディプロマ取得試験に向けた準備を生徒にさせる。

海外フランス教育施設は外国籍の生徒を受け入れることができる。

L 111-1 条

- ・国民教育・高等教育・研究省が定めた教育プログラムと教育内容が一致すること
- ・フランスの試験準備と試験実施(獲得した知識やスキルを評価する中学修了試験、大学などの高等教育機関に入学するための資格を取得できるバカロレア試験)
- ・教育はフランス語で行われること
- ・直接指導
- ・フランス人生徒が在籍していること
- ・国民教育・高等教育・研究省の資格を持つ教員及び現地採用で資格を持つ教員が在籍していること
- ・教育施設としての管理体制と管理原則の遵守
- ・教育レベルにあった建物や設備を備え持つこと

なお、認可された施設のリストは、フランス共和国官報および国民教育・高等教育・研究省の公式紀要に発行される。認可された在外フランス教育施設に在学した生徒は、フランスにおいては試験を受けることなく、公立教育施設もしくは国と協

定している私立の教育施設に編入ができる。また、国外では、認可された在外フランス教育施設に受け入れ可能な枠があれば、編入ができる。

ウ. 認可を行う部署と認可プロセス

海外のフランスの教育機関が、フランスの公的教育施設として認可されるための認可を行う部署とそのプロセスは以下のとおりである。

a. 認可を行う部署

- ・ 国民教育・高等教育・研究省のうちの、
 - ①学校教育総局 (DGESCO : Direction générale de l'enseignement scolaire)、
 - ②国民教育省監査総局 (IGEN : Inspections générales de l'éducation nationale)
 - ③国民教育研究行政監査総局 (IGAENR : Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la recherche)
- ・ 外務・国際開発省
- ・ AEFÉ
- ・ 外交関係の部署

b. 認可プロセス

- ・ 認可申請希望する施設は、AEFEが管理するHP上で申請手続きを行う。
- ・ 施設が所在する国にあるフランス大使館のSCAC (Le service de coopération et d'action culturelle: 協力援助・文化活動部) が認可申請受領された旨を知らせる通知を出す。
- ・ AEFÉは、外務・国際開発省のDGM (la direction de la mondialisation, du développement et des partenariats: グローバリゼーション・開発・パートナーシップ局) と共にこの申請の審査を行う。
- ・ MAEDI と AEFÉ による審査の結果、申請が受理された場合は、国民教育・高等教育・研究省の DGESCO (Direction générale de l'enseignement scolaire : 学校教育総局) に教育内容に関する査定のため認可申請が送られる。
- ・ 国民教育・高等教育・研究省の査定の後、統合チームが認可委員会の準備をする。この認可委員会は、DGESCO が議長を務め、IGEN の最古参、IGAENR の局長、DGM の事務局長そして AEFÉ の機構長を集める。

(2) 在外教育施設の概要

認可されたフランス教育施設は、135 カ国に 492 校ある(巻末一覧表参照)。うち、AEFE による直営校 (EGD : Les établissements en gestion directe) は 74 校、協定校 (Les établissements conventionnés) は 156 校、パートナー校 (Les établissements partenaires) は 262 校である。AEFE は、EGD 及び協定校には、職員を配置し、学校運営のための技術助言を行う。EGD 及び協定校の運営費の収入は、平均して 44% が国からの補助金であり、56% は学費等である。

なお、これらの区分は、それぞれの立地国の諸事情や協定により、EGD、協定校、パートナー校となっている。例えば、マグレブやヨーロッパでは、教育施設の不動産は、教育機関として使われるようにまた 2 国間の協力関係に貢献するために受け入れ国からフランスに託されているため、直営とならざるを得ない。また、国によっては (例えば中国やベトナム)、民間団体として存在することは難しく、国同士の交渉によって教育機関を設立することができたという経緯がある。そのような国においても、EGD となる。

ア. EGD 74 校 24 カ国

EGD は、AEFE の権限の一部が委譲されて運営されており、AEFE 本部には、幹事 (実行係) と主任会計担当者が配置され、各リセには副実行係に相当する校長と、副会計担当者が派遣されている。これにより、1 つの予算と 1 つの理事会という機能形態を採用している。

EGD は AEFE の一部であり、年次予算は AEFE の予算の範囲内で組まれている。職員については、AEFE の職員扱いとなっており、AEFE から給与が支給される。

イ. 協定校 156 校

協定校は、M1f などの非営利団体が運営する在外教育施設である。AEFE と行政・財政・教育に関する協定を結んでいる。この協定は、特に国民教育・高等教育・研究省が定める資格を有した職員の配属及び報酬について、また補助金の配分に関するものとなっている。これらの協定校は AEFE と緊密に運営に関する協議を行う。

ウ. パートナー校 262 校

パートナー校は、主に技術・職業訓練のための教育施設である。フランスや外国の民間団体が運営し、AEFE とパートナー協定を締結している。この協定は、AEFE との財政的な関係、また AEFE によって提供される職員の研修、視察 (監督)、教育方法・技術、学校運営に関する助言、進学・進路、サービスや教材の利用について明確にされている⁷⁴。

⁷⁴ AEFE ホームページ

(3) 在外教育施設の運営に係る支援の状況

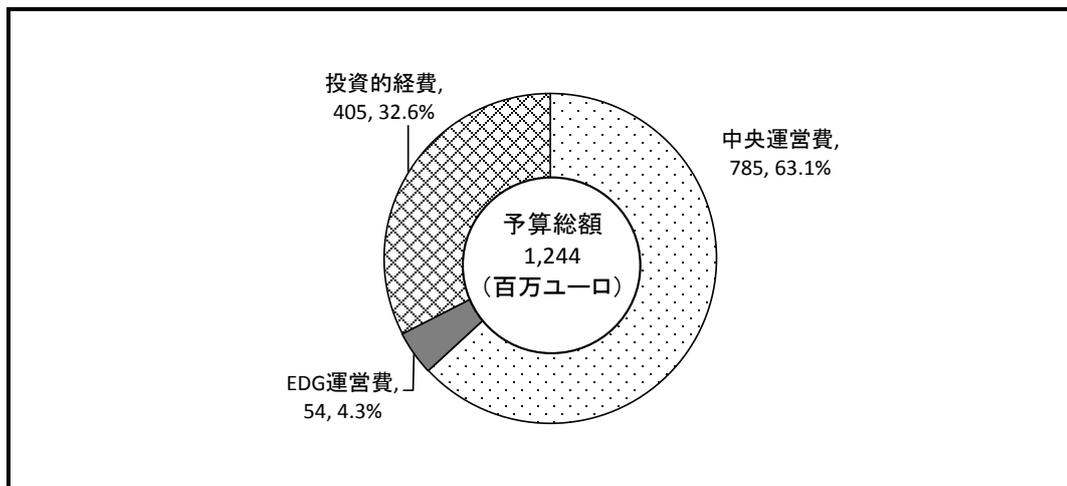
①AEFE による支援

AEFE による在外教育施設に対する支援は次のとおりである。

- AEFE本部の職員、特に分析とアドバイスを担当している部署は、在外教育施設の運営に関する専門的相談を行っている。
- いくつかの国を地域毎にまとめるコーディネーターがその地域（例：アジア-パシフィック地区では北京校）に配置されており、そのコーディネーターがAEFE 本部の現地代表窓口である。このコーディネーター以外には、フランス本部に地域毎にそれぞれ担当部署があり、相談を行っている。
- 地域で開催される研修（地域毎の教育施設の管理職、校長、副校長、事務局長など）や交流・統括セミナー（学校運営委員会長や会計部長向け）が開催されている。
- 2014年には年間で、1,031回の研修セッション、3万3,085回の一日研修、432回の監査ミッションが行われた。
- 緊急事態が発生した場合は、AEFE内の予防・危機部が相談を受けている。この部署は、外務・国際開発省の危機センターと密接に連絡を取り協働している。

AEFE の 2013 年-2014 年の予算は、12 億 4,400 万ユーロである。中央運営費が約 7 億 8,500 万ユーロ（63%）、EDG 費が 4 億 500 万ユーロ（33%）、投資が 5,400 万ユーロ（4%）となっている。

図表 3-3-2-③ AEFE の 2013 年-2014 年の予算額



資料：rapport d'activité 2013/2014

中央運営に係る収入と支出についてみると、収入 (7 億 8,480 万ユーロ) のうち、自己資金は 2 億 3,410 万ユーロ (30%)、「文化的外交と影響」の活動 (プログラム 185) は 4 億 950 万ユーロ (52%)、は、「在外フランス人」の活動 (プログラム 151) は 1 億 650 万ユーロ (13.5%)、そしてその他が 3,470 万ユーロ (4.5%) である。

なお、自己資金は、EGD 及び協定校から、それぞれの施設の職員の給与の一部と、学費収入の 6% が AEFE に納められているものである。

支出は、7 億 8,480 ユーロであり、そのうち人件費が 77% (6 億 500 万ユーロ)、学費にかかる奨学金が 13.5% (1 億 650 万ユーロ) (プログラム 151 の「在外フランス人」活動に対応)、減価償却費が 5% (3,840 万ユーロ)、在外教育施設への補助が 3% (2,250 万ユーロ)、運営費が 1.5% (1,240 万ユーロ) である⁷⁵。

在外教育施設への補助は、EGD 及び協定校が学費の 6% を AEFE に納めたものを、施設の不動産に関するプロジェクトや教育プロジェクトのためにいくつかの施設に再配分しているものである。プロジェクトのための補助を希望する施設は、年に 3 回開催される AEFE 本部の委員会にプロジェクトの申請を行う。通常は、プロジェクトの総額の 3 分の 1 を限度額として補助している。委員会で承認されたプロジェクトに対しては、AEFE から直接施設に配分される。補助された施設はその用途の報告を行わなければならない⁷⁶。

⁷⁵ AEFE 「rapport d'activité 2013/2014」 (P. 15)

⁷⁶ AEFE 事務局長からのメールによる返信

図表 3-3-2-④ AEFЕ の中央運営に係る収入と支出 (2013 年-2014 年) (単位:百万€)

収入	784.8	100.0%
文化的外交と影響	409.5	52.2%
その他	34.7	4.4%
自己資金	234.1	29.8%
在外フランス人	106.5	13.6%
支出	784.8	100.0%
人件費	605.0	77.1%
運営費	12.4	1.6%
在外教育施設への補助	22.5	2.9%
減価償却費	38.4	4.9%
学費にかかる奨学金	106.5	13.6%

資料: rapport d'activité 2013/2014

②外務・国際開発省によるによる支援

外務・国際開発省による「フランス在外での活動」に対する2つの補助金が存在するが、これらは、全て AEFЕ を通じて各教育施設、フランス人子女に配分されている。

- ・ 学校内での活動への資金プログラム185の「文化的外交と影響」活動の金額は、2013年は4億2,500万ユーロ⁷⁷、2014年は4億950万ユーロである。2014年の使途は、全額人件費に対する補助(総額6億500万ユーロ)である⁷⁸。
- ・ フランス人子女対象の奨学金のための資金プログラム151の「在外フランス人」活動の金額は、2013年1億1,030万ユーロ⁷⁹、2014年1億650万ユーロである。2014年の使途は、全額奨学金として2万5,500人のフランス人子女に対して使われている⁸⁰。

フランスの海外教育施設として、正式な承認を受けていない学校に対しては、フランス語バイリンガルセクションがあり、フランス語と語学以外のフランス文化に関する授業を行う、国民教育・高等教育・研究省認定の教師がいるなどの条件を満たすと、「Label Franc Education」という認定を受けられる。ただし、認定を受ける学校が会費を支払うことになり、金銭的支援はない⁸¹。

⁷⁷ AEFЕ ホームページ

<http://www.aefe.fr/aefe/operateur-du-ministere-des-affaires-etrangeres-et-du-developpement-international/systeme>

⁷⁸ AEFЕ 「rapport d'activité 2013/2014」 (P. 15)

⁷⁹ AEFЕ ホームページ

<http://www.aefe.fr/aefe/operateur-du-ministere-des-affaires-etrangeres-et-du-developpement-international/systeme>

⁸⁰ AEFЕ 「rapport d'activité 2013/2014」 (P. 15)

⁸¹ 2012年1月12日の政令第2012から40《Label Franc Education》 (Décret n° 2012-40 du 12 janvier 2012 portant création du label « Label Franc Education »)

(4) 在外教育施設の教員の状況

AEFE からは在外教育施設へ 1,132 人の駐在職員 (expatrié) と住居者職員 (résident) 5,348 人が派遣されており、このほかに在外教育施設が直接採用する現地採用職員 (locaux) 1 万 5,000 人がいる。

駐在職員は、3 年以上、管理・監督の経験があり、フランスでの教員としての 2 年以上の経験がある者を対象に AEFE が採用し、在外教育施設に派遣しているものである。管理職 610 人、教育方法の指導教員 522 人である。国別では、アフリカ 481 人、アメリカ 231 人、ヨーロッパ 212 人、アジア・オセアニア 208 人である。

住居者職員 (résident) は、フランスで 3 年以上勤務している者を対象に AEFE が毎年採用し、在外教育施設に派遣しているものである。176 人が管理職、5,172 人が教員として派遣されている。国別では、アフリカ 2,071 人、ヨーロッパ 1,892 人、アジア・オセアニア 706 人、アメリカ 679 人である。

現地採用職員は、AEFE の職員ではなく、現地の法令によって雇用される職員である。職種としては教員、行政関連の事務、その他の労働者などがあり、フランス国籍の場合や、そうでない場合など多様なケースがある。そのうち 4,125 人は、EDG に在籍している⁸²。なお、AEFE は現地採用職員に対しても研修を実施している。

(5) 在外教育施設における児童生徒の受入状況

生徒数は 2013-2014 年現在で約 33 万人。その国籍別内訳はフランス人が約 12 万 4,000 人、在学施設の所在国籍の生徒は約 16 万 7,000 人、その他の国籍の生徒は約 3 万 9,000 人であり、児童・生徒数別には、初等教育 12 万 8,000 人、中等教育 8 万 6,000 人、幼稚園 6 万 3,500 人、高等教育 5 万 2,000 人、バカロレア以降の教育 500 人である。

地域別の生徒の割合は、アフリカが 33.6%、アジアが 28.6%、ヨーロッパが 21.2%、アメリカが 16.6%である。

なお、バカロレア試験の 2014 年 6 月の受験者数は 1 万 4,500 人であるが、そのうち、37.9%がフランス人となっている。バカロレア合格者のうち 52%がフランスにある教育機関に進学しており、特に成績優秀者に与えられる奨学金は、80 カ国に渡る国籍を持つ 800 名の生徒に支給されている。

⁸² AEFE en chiffres 2014-2015

(6) 在外教育施設の教育課程の状況

教育課程別には、初等教育、中等教育、幼稚園、高等教育、バカロレア以降の教育施設がある。初等教育は2008年6月11日の省令 (Arrêté du 19 juin 2008) により教育課程が定められている⁸³。中等教育⁸⁴、高等教育⁸⁵についてもそれぞれ省令により教育課程が定められている。

⁸³ <http://www.education.gouv.fr/bo/2008/hs3/default.htm>

⁸⁴ <http://eduscol.education.fr/pid23391/programmes-de-l-ecole-et-du-college.html>

⁸⁵ <http://www.education.gouv.fr/pid24426/special-n-9-du-30-septembre-2010.html>

図表 3-3-2-⑤ 在外フランス人学校（ヒアリング回答結果）

		Lycée Français de Hambourg ドイツ（ハンブルグ）	Lycée Français Jean Renoir ドイツ（ミュンヘン）	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
1. 教員 の状況	a) 教員現地採用 の有無及び本 国からの派遣 受入の有無	本国からの派遣と現 地採用の両方を受け 入れている	本国からの派遣と現地 採用の両方を受け入れ ている	本国からの派遣と現 地採用の両方を受け 入れている	本国からの派遣と現 地採用の両方を受け 入れている	本国からの派遣と現地 採用の両方を受け入れ ている
	b) 本国からの 派遣及び現地 採用教員数	現地採用 50 人、派遣 33 人	現地採用 43 人、派遣 54 人	現地採用 30 人、派遣 15 人	現地採用 30 人、派遣 70 人	現地採用 133 人、派遣 154 人
	c) 採用方法等 決定主体者	現地採用については、 教育に関する管理職 と現地採用に関する アソシエーションの 委員会によって決め る。派遣職員につい ては AEFE と管理職が 決める。	AEFE の基本方針と校長 と AEFE パリ本部とのや り取りによる。	学校の理事会と校 長、AEFE の派遣職員 については AEFE。	校長が決定している	現地の職員の代表者 による委員会での話し 合いの後に校長が決定 する。
	d) 教員採用の 基準	プロとしての資格を 持っていること（フ ランスの資格もしく は同等の資格、ドイ ツの資格） すでに職業経験があ ること-国際的な事柄 に関して理解がある こと 場合によっては現地 の言葉が話せること	幼稚園と小学校は、ド イツのErzatschuleとい う地位となるため、幼 稚園と小学校の教師は バイエルン地方の当局 から認定されないとい けない。フランスの国 民教育・高等教育・研 究省の正式な資格を持 っているか、バイエル ンのStaatexamenの正式 な資格を持っている必	派遣教員はAEFEの基 準。 現地採用は教員資格 、（中・高等教育） 教授資格であるアグ レガションもしくは CAPES (Certificat d' aptitude pédagogique à l' enseignement secondaire : 中等 教育教員適正証)、カ	フランスの教師につ いては、教師になる ための国家試験 (CAP ES/ Agrégation)、最低 3年間のフランスの 国民教育・高等教育 ・研究省の教師とし ての経験	フランスの教育制度を 知っていること、教員 免許を所有しているこ と（フランスもしくは 海外のもの）

		Lycée Français de Hambourg ドイツ (ハンブルグ)	Lycée Français Jean Renoir ドイツ (ミュンヘン)	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
		(ドイツ語)	要がある。 中学校・高校は、フランスのCAPES中等教育教員適正証、高等教育の教授資格を持っている者が優先。教員免許を持っている教師を採用するように注意している。またフランス語を使える必要がある。	ナダルバータ州の教員資格		
e) 教員採用方法及び現地での採用のメリットデメリット	公募。 書類選考-現地での採用面接もしくは遠距離 (スカイプ) での採用面接を行っている。 独自で採用をすることで、必要とされているプロフィールにより近い人材を見つけることができる。	学校に直接採用されている職員は、求人募集に応募してきた人たちである。ベルリンのフランス大使館内の文化参事官によって開催される諮問委員会で、学校長から提案された求人に関して可否の見解が出される。 この方法で十分な数の応募があるため、特にデメリットはない。利点としては、直接応募者に会うことが出来ることである。	面接。現地採用のメリットは、学校が面接するので必要な人材を選びやすい。AEFEからの派遣教員がいつもすぐれている訳ではなく、AEFEの選択を学校は受け入れなければならない状況である。デメリットは、人材募集をかける採用する作業が大変なことである。現地在住者の中に求められる人材の数は少ない。	LILA は、パリで1月に選考面接を行っている。応募者は、学校のサイト、新聞 le Monde とテレビマガジン Télérana や talents. fr というサイトまた Mission Laïque Française というアソシエーションを通して応募してくる。2014-2015 は 100 名程度の応募者と面接を行い 15 名を採用した。	採用は公募により、書類選考 (フランスからの派遣職員) と面接及び実際の授業をしてもらって選考 (現地採用)。 メリットは、その人についてよく知ることができる。デメリットは、フランスの教育プログラムに適した教育が確実にできるか確かではないこと。	
f) 教員の出身、身分・処遇等	ランド地方の法定の条件-雇用者及び職員代表 (Bertriebsrat)	AEFE の理事会で認められた給与一覧表に従って現地採用教員は報酬	AEFE からの派遣職員は AEFE の給与表による。現地採用は、	フランスの国民教育・高等教育・研究省から派遣されている	職員の権利と義務及び報酬に関する表や休暇に関する条件が要約さ	

		Lycée Français de Hambourg ドイツ (ハンブルグ)	Lycée Français Jean Renoir ドイツ (ミュンヘン)	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
		によって定められた内部での雇用に関する条件	を受ける。フランス国内の教員と同じ時間だけ授業を行う。一方でドイツの労働法に従っているため、ドイツの健康保険及び年金の負担金を支払う。フランス国籍の職員は、フランスとドイツ間の税金に関する協定により、フランスに所得税を払うことができる。	学校と教員との間での交渉で決まる	が、現地の契約教員である。昇進があり、社会保険や年金もカバーされ、給与は給与表によって学校から支払われる。	れたスタッフハンドブックがある。
	2. IT 等を活用した遠隔授業実施の有無と その内容	行っていない。	行っていない。	行っていない。	LILA で行われているインターナショナル・カリブにおいて、生徒は PAMOJA によってネット上で行われている教育を選択する。	行っていない。
3. 在外 教育施設 における 児童生徒 の受入 状況	a) 本国以外の 生徒受入の有 無	本国以外の生徒も受け入れている。	本国以外の生徒も受け入れている。	本国以外の生徒も受け入れている。	本国以外の生徒も受け入れている。	本国以外の生徒も受け入れている。
	b) (受け入れている場合) 本 国・本国外の児 童・生徒の割合	18カ国の国籍を持つ生徒が本校には在籍している。56%がフランス国籍 (中には二重国籍者もいる)。33%がドイツ国籍、11%がその他の国籍である。	84%はフランス国籍をもつ生徒、13%がドイツ国籍をもつ生徒、3%がその他の国籍である。全体のうち25%がフランスとドイツの二重国籍を持つ生徒である。フランスとドイツを	10カ国程度の国籍。フランス国籍者は30%程度。	50カ国以上の国籍。43%がフランス国籍である。	40カ国の国籍を持つ生徒がいる。83%がフランス国籍 (そのうち20%はフランスとイギリスの国籍を持つ)。

		Lycée Français de Hambourg ドイツ (ハンブルグ)	Lycée Français Jean Renoir ドイツ (ミュンヘン)	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
			含めて13カ国の国籍を持つ生徒がいる。			
	c) 本国・本国外の児童生徒の受入方針・基準	フランス国籍者：選考はしない。場合によっては最も適切なクラスに入れる様に学力テストを行うこともある。 外国籍者：フランス語テスト-場合によっては学力テスト。	フランス人の生徒が優先的に入学する。第1にすでに兄弟が本校に属している生徒、次にフランスからもしくはAEF Eに認可された学校から来た生徒が優先される。他の国籍については、残りの受け入れ可能な生徒数にもよるがまずドイツ国籍を持つ生徒が優先される。	フランス国籍の生徒は受け入れる義務がある。外国籍の生徒については、幼稚園では特に条件はない。家族との面接により自由に受け入れている。初頭教育以降は、フランス語のレベルテストを学校が行う。	国籍に関係した基準はない。	受入可能数によるが下記の優先順位によって入学審査会議の際に受け入れが決められる。 ※1 に詳細
	d) 児童生徒を受け入れるにあたって、現地法などの影響	受け入れ可能な生徒数にもよるがフランス国籍の生徒が優先され受け入れは義務である。 フランスで就学していた生徒もしくはAEF Eに認可された他の学校に在籍していた生徒 受け入れ可能な生徒数の残席にもよるが、外国籍の生徒はテストを行う。	生徒の受入れについては、フランスの教育法典に従う。	フランス国籍の生徒は受け入れる義務がある。外国籍の生徒については、幼稚園では特に条件はない。	法も規定もない。アメリカの非営利団体であるため、本校の受け入れに関して外部からの規制を受けることはない。	受入可能数によるが下記の優先順位によって入学審査会議の際に受け入れが決められる。 ※2 に詳細。

		Lycée Français de Hambourg ドイツ (ハンブルグ)	Lycée Français Jean Renoir ドイツ (ミュンヘン)	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
	e) 過去に受け入れた児童生徒数の変化の有無及びその背景	特に変動はない。	4年ほどの間に毎年少しずつ生徒数が増え、現在は受け入れ可能な最大数に達している。	時とともに生徒数が増えている。 -アルバータ州にフランス人の人口が増えているため。 -学校のマーケティングの成果。	需要は延びている。LILAは現地の状況ではとても魅力的な学校である。生徒数は常に増えており、ウェイトリングリストが長くなっている。	長い間全ての入学願書を受け入れることが出来なかったため、ロンドンに他のフランスの学校が出来る計画がある。 全て学校の生徒数は4,100名だが許容範囲を超えている。来年度の始めには生徒数が減ることになる予定である（ロンドンに新しいフランスの学校が開校するため）。
4. 在外教育施設の教育課程の状況	a) 準拠している法令等とその概要	フランスの国民教育・高等教育・研究省で認可されるためにはフランスのカリキュラムの内容及び国の指令に従うことが義務である。AEFEの管轄下では、施設の受け入れ国によって適応させたり、状況にあわせたりすることは可能である。 ハンブルグでは、学校の意志により、小学校は現地の教育省によって認可されている	初等教育に関してはErzatschuleの地位があるため、フランスのカリキュラムは多少調整されている。生徒は、ドイツの教育やドイツ語での教育を週に9時間、週の3分の1受けている。 幼稚園については、ミュンヘン市に認可され、フランス語とドイツ語のバイリンガル教育である。この2つの調整は、ランド市からの補助金を受けるための	AEFEと協定しているためAEFEのプログラム（カリキュラム）と規定がある。アルバータ州とも協定しているため、アルバータ州のプログラムと規定がある。この両方から補助金ももらうために両方のプログラムと規定に一致していなければならない。	プログラムの内容は、フランスの国民教育・高等教育・研究省が定めるものと一致している。アメリカでは私立校には強制されないがCommon Coreがあらわれたことで、アメリカ連邦政府が奨励するように英語教育により力を入れるようになってきている。	フランスの国民教育・高等教育・研究省で決められたフランスのカリキュラムを厳格に適用している。

		Lycée Français de Hambourg ドイツ (ハンブルグ)	Lycée Français Jean Renoir ドイツ (ミュンヘン)	Lycée Louis Pasteur Calgary カナダ	Lycée international de Los Angeles (LILA) 米国	Lycée Français Charles de Gaulle 英国
		(不都合なことはない)。	必要条件である。学校の魅力となり、ポジティブだと考えている。			
	b) (現地法や国際バカロレア機構の教育課程などを導入している場合) 独自にカリキュラム等の有無とその内容	自由裁量権はない。現地で認可されることで、基本的には財政や管理、部分的に教育に関するいくつかの制約を受ける。	Erzatschuleの地位があることにより年間の授業数などいくつかの義務がある。しかし年間の予定表やバカンスの時期を決めることは自由にできる。	国際バカロレアは扱っていない。現地での人材不足による。学校の判断で変更できるのは教科の授業数を増やしたり減らしたりするだけである。別の言い方をすると生徒の時間割を変えることができるだけである。	国際バカロレアに関しては、認可の基準に一致する必要があるため自由裁量で決められることはない。一方でオプションをつける方針ということが、学校の明瞭な特徴となっている。	本校は、フランスの基準によるフランス語の授業の他Year10からは英語の授業も行われている。このイギリスセクションは、GCSE (Year11修了時に行われる統一試験) の準備をし、全ての教科でAを目指している。外国語教育が本校では得意な所といえる。

- ※1 : 1. フランス国の行政機関によって派遣された公務員の子ども。Lycée Français Charles de Gaulle の職員の子ども。
2. 2014-15 に Lycée Français Charles de Gaulle の小学校に兄弟・姉妹が在籍している幼稚園児等。ロンドンにある認可校から優先的に入学できる者は、その学校に進学可能な学校が設立されていない場合のみとなる。ロンドンの認可校から学年の途中で転校することは禁止されている。
3. ロンドン外の AEFE の認可校に 2014-15 に在籍し転校してきた者。
4. フランスで 2014-15 に公立校もしくは私立校に在学していた者。
5. 2014-15 にイギリスにて就学していて、CNED (国立遠隔教育センター) で学習していた者。
6. フランス語を話し CNED の国際コースで学習している者。7. 他のフランス語を話す者。

- ※2 : 1. フランス国の行政機関によって派遣された公務員の子どもでフランスの教育機関に籍を置いていた者。
2. 兄弟・姉妹が既に本校の小学校に在籍したことがある者 (中学校や高校ではなく)。
3. AEFE の認可校から転校してきた者。
4. フランスで公立校もしくは私立校に在学していた者 (幼稚園入学時には適応されない)。
5. イギリスにて就学していて、CNED で学習していた者。
6. イギリスにて就学していたフランス国籍を持つ者。
7. 他のフランス語を話す者。※年齢が上のものが優先される。

(7) 海外子女及びその家族に対する国の支援の状況

海外子女及びその家族に対する国の支援については、学費支援は行われているが、海外赴任者の帯同に係る国の支援は特に行われていない。

① 児童生徒の帯同率について

外務・国際開発省から委託を受けた Maison des Français de l'Étranger が定期的に在外フランス人に対する調査を行っている。最新の 2013 年調査報告書によると、調査対象者のうち 58.7%が 1 人以上の子どもがいる。そのうち 64%は子どもと同居していると回答した。調査時に子どもがいると答えた在外居住フランス人のうち、子どもの数が 1 人と答えたのは 29.5%、2 人子どもがいる人の方が数が多く 42.7%で、3 人もしくはそれ以上は 27.8%である⁸⁶。帯同している子どもの年齢構成をみると、3 歳までが 16.6%、4～10 歳が 26.6%、11～14 歳が 12.4%、15～18 歳が 9.0%、18 歳以上が 35.4%である。

② 学費の金銭的な支援の具体的な内容、予算

教育法典 D531-45 条～D531-51 条に準拠し、家族とともにフランス在外に居住しているフランス人子女を対象とした学費に関する奨学金制度を国からの資金にて実施している。AEFE が在外認定フランス学校生徒であるフランス人子女の学費支援のための奨学金を担当している。フランス人子女対象の奨学金のための資金プログラム 151 の「在外フランス人」活動として、金額 2013 年は 1 億 1,030 万ユーロ⁸⁷、2014 年は 1 億 650 万ユーロが支給されている⁸⁸。2013-2014 年度は、3 万 2550 件の申請者のうち 2 万 5680 件に受給が認められ、約 21%の在外フランス人子女が受給している⁸⁹。なお、奨学金は事後返還の情報がないことから給与型の奨学金ではないかと考えられる。

この奨学金を受ける条件は、フランス国籍を有すること、少なくとも片方の親がその国に居住していること（フランス在外地に居住と管轄の領事館にて登録済みであること）、幼稚園年少から高校最終学年（小学生では 1 年までの遅れ、中学・高校では 2 年までの遅れまで）の間に認可されたフランス教育施設に在学することで

⁸⁶ 在外フランス人に関する調査報告書 2013
http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/squelettes/liseuse_pdf/75647/sources/projet/Enquete_expatriation_2013.pdf

⁸⁷ AEFE ホームページ
<http://www.aefe.fr/aefe/operateur-du-ministere-des-affaires-etrangeres-et-du-developpement-international/systeme>

⁸⁸ AEFE 「rapport d'activité 2013/2014」 (P. 15)

⁸⁹ フランス在外教育機構 (AEFE) 2014-2015の数字

ある。また家族の収入により、受けられる奨学金の額は変わり、毎年申請手続きを行わなければならない。

奨学金に関しては、下記が対象となりえる。

- A) 年間の学費、1年分の登録料、入学金
- B) 給食代、通学バス(スクールバスか個人別のバスか地域の事情によって変わる)、教科書、文房具代(学費に含まれていない場合)、寮、学校保険、試験の登録料及び交通費

全額がカバーされる訳ではなく、それぞれの家庭の全ての収入(Rb: Ressources brutes)、雇用主からの支援(家賃や車など)及び不動産収入(Av: Avantage)、家族の人数(世帯数)、社会保険額や所得税額(Ch: Charges déductibles)、在住している国の物価等価指数(IPA: Indice Parité de pouvoir d'achat)が関係した奨学金を受ける際の計算表によって、加重計算された家族指数(Qp)が出され支給額が決まる。計算式は次の通りである。

- 家族の年間所得(Rn: Revenu net annuel de la famille)=Rb+Av-Ch
- 計算表で指標として使われる学費はA)の額(Fs)
- 基準となる所得(R: Revenu de référence)=Rn-Fs
- 家族の分担数(P: nombre de parts de la famille)の出し方
2人親家族のうちの1人親=1
1人親=1.5
子ども(扶養している)=0.5(障害をもつ子どもの場合は1.0)
- 家族指数(Q)=R/P
- 加重計算された家族指数(Qp)=Q × 100(パリの物価等価指数)/IPA

加重平均された家族指数(Qp)により、奨学金の金額は次の通りとなる。

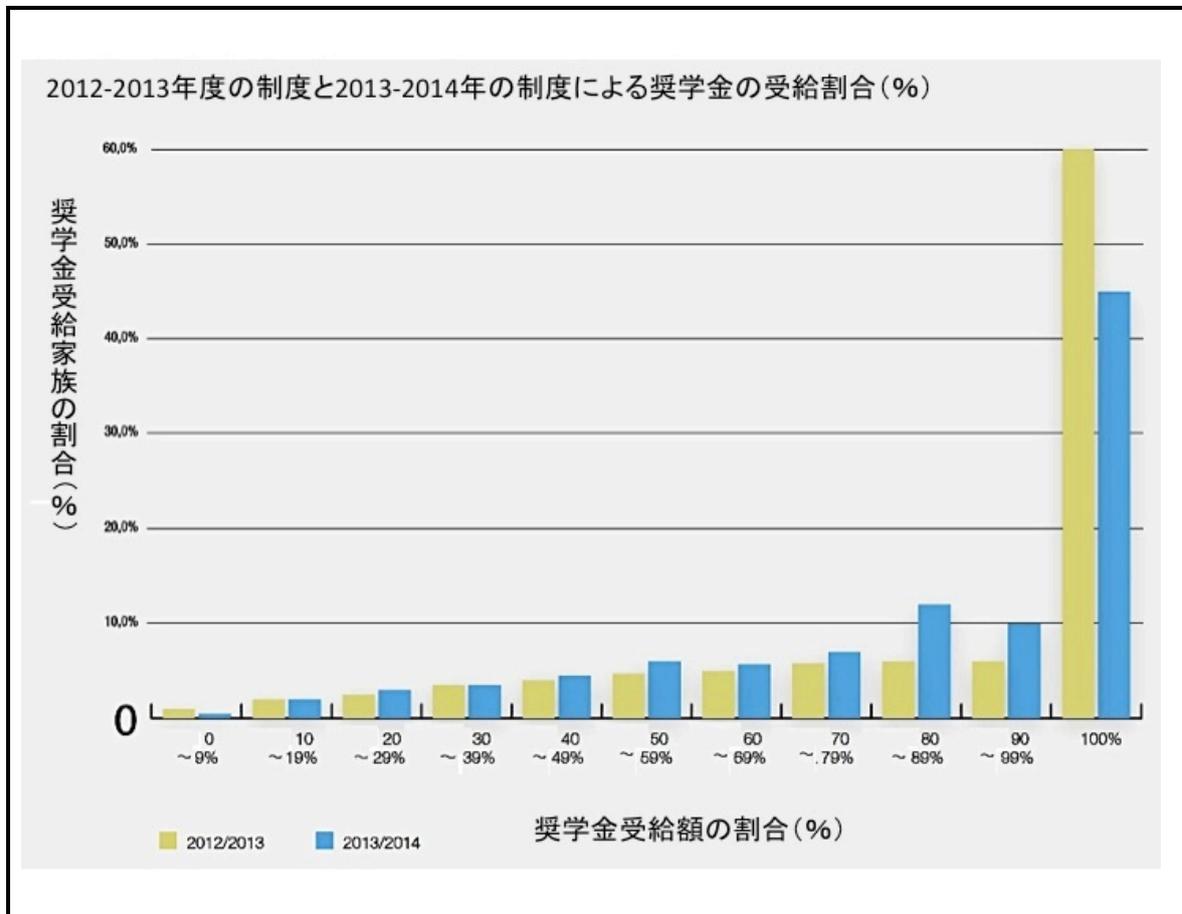
- ・ Qpが2万1,000ユーロ以上の場合、奨学金の対象にはならない。
- ・ Qpが3,000ユーロ以下の場合A)B)の費用の100%が支給される。
- ・ Qpが3,000~2万1,000ユーロ未満の場合下記の計算式による。
$$\{1 - [(Qp - 3000) \div (21000 - 3000)]\} \times 100$$

A)B)に対する受給奨学金の割合別の家族の割合は、下記の通りであり、2013/2014年度において、100%の奨学金を受給した家族が45%、80~90%未満が約10%、90~100%未満が約10%となっている。

なお、本国の公立学校においては、義務教育期間だけではなく、就学前教育、高校についても授業料の自己負担がない(さらに国公立大学についても授業料が無償

となっている)。小学校では教科書の貸与の他、ノートや鉛筆などの文房具も支給される。従って、奨学金受給等があっても、在外教育機関の子女だけが特別に手厚い保護を受けているということではない。

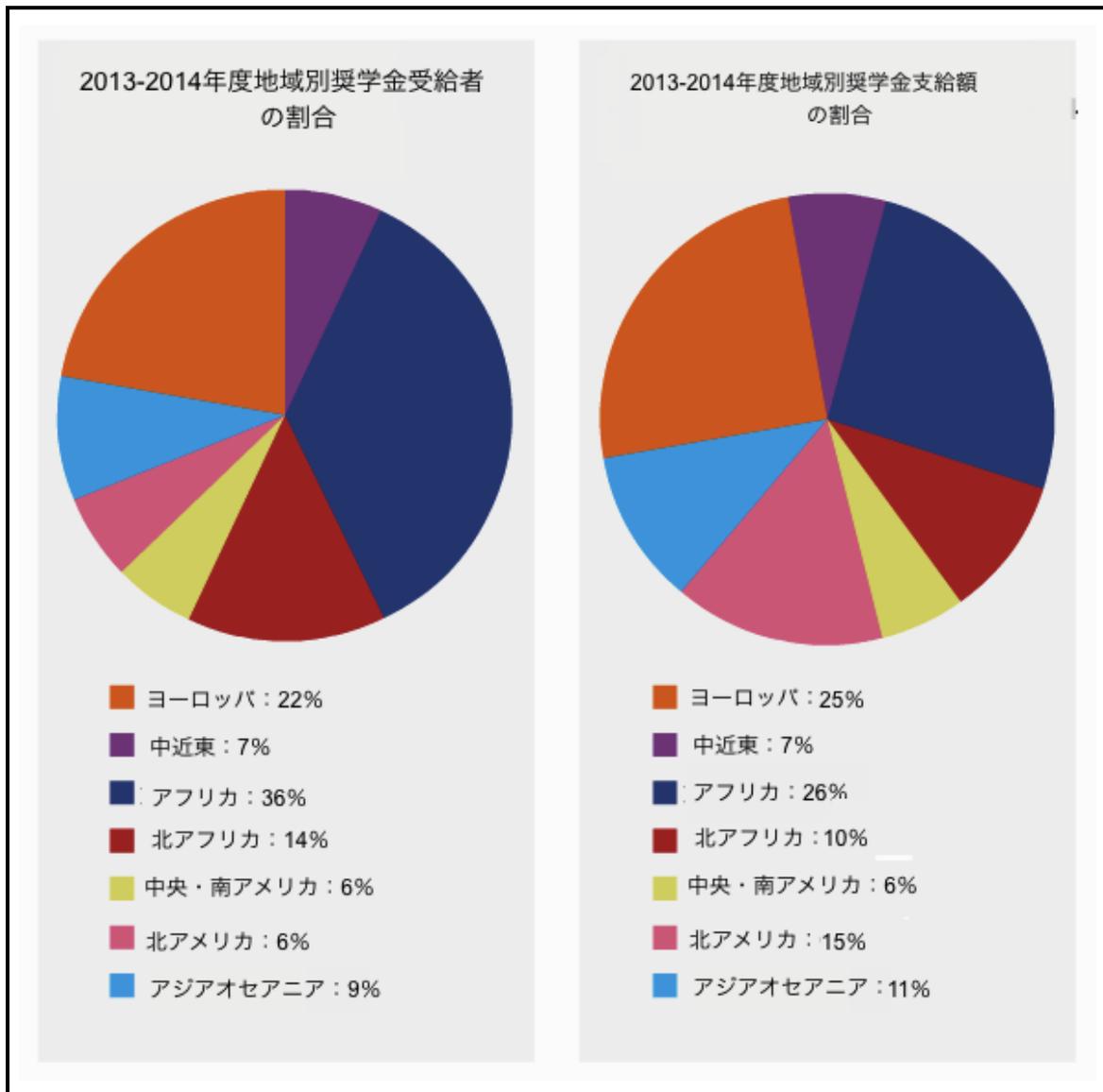
図表 3-3-2-⑥ 奨学金の受給割合



地域別の人数及び予算の割合は下記の通りである。2013-2014年度は1億650万ユーロを2万5,680人のフランス人子女に支給している。北アメリカとヨーロッパが奨学金の支給額の大部分を占め対象者数の割合も最も多くなっている。北アメリカは支給額全体のうちの15%を占め、全体の支給対象者の6%の割合を占め、ヨーロッパは支給額全体のうち25%を占め、全体の支給対象者の22%を占めている⁹⁰。

⁹⁰ 在外フランス人に関する政府の報告書2014
<http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/vivre-a-l-etranger/actualites-23618/article/rapport-du-gouvernement-sur-la>

図表 3-3-2-⑦ 奨学金の受給割合(地域別)



(8) 帰国子女及びその家族に対する国の支援の状況

①公立校等への編入学、母国語指導等の支援の有無

現在は滞在国の深刻な危機があった場合を除き帰国子女に対する国からの特別な支援は行われていないが、認可校からは編入学は可能である。

②具体的な支援の内容、編入学手続き

滞在国の深刻な政治的、保健衛生や環境の危機があった際には、AEFE の教育部が他の地域の教育施設もしくは本国の教育施設への児童生徒の一時的な編入手続きを支援している。元海外フランス国民の代表公使（2012年6月から2014年3月）で国外のフランスの上院議員であるヘレン・コンウェイ・ムレ氏は、海外から帰国するフランス人の「道のり」（特に就学・編入に関して）現状調査及び提案を行うように、首相から委任されている。コンウェイ・ムレ氏は2015年5月1日までに、その報告書を提出する予定となっている。

現在は、在外フランス教育施設として認可された学校からであれば、編入はフランス国内での編入と同じ扱いとなる。

認可校からでない場合は、正式な規制はないため、ケースバイケースで担当部署の国民教育部のアカデミー部長（DASEN : directeurs académiques des services de l'éducation nationale）が対応している。初等教育では、家族の住居地の管轄市役所によって学校が決められ、年齢や学校の教員によって行われた評価によってクラスが決められる。中学校・高校の場合は、1981年4月16日の覚書81から173号また1953年6月12日の高校及び中学校の生徒の入学及び進学に関する法令の規定に基づき、入学を希望する学校の試験に合格することでクラスが決まる。この試験は、入学を希望する学校の校長により行われる。試験の内容は、今まで通学していた学校のクラスと進学を希望するクラスで共通して行われてきた分野に関するものとなる。内容は、DASEN によって定められる。試験に合格した場合は、フランス国内にある私立学校から編入をする生徒と同じ条件で DASEN によって配属される⁹¹。

⁹¹ フランス国民教育・高等教育・研究省ホームページ
<http://eduscol.education.fr/cid75205/scolarisation-des-eleves-retour-etranger.html>

4. 我が国の制度への示唆

これまでの調査を踏まえ、これらの国の海外子女・帰国子女の教育が我が国の制度への示唆を整理すると以下のことが指摘できる。

現状として、日本では、平成 26 年現在、約 4 万人の児童生徒が日本人学校や補習授業校で学んでいる中、憲法第 26 条の「教育の機会均等」等の精神により、政府として現地日本人学校等へ積極的に支援している状況にある。

支援内容は、外務省として、日本人学校・補習授業校校舎の借料援助(約 12 億円)、現地採用教員に対する給与援助(約 11 億円)、日本人学校の安全対策に対する援助(約 2 億円)などに 25 億円を支援している。文部科学省としても、日本人学校・補習授業校への教員派遣、義務教育教科書の無償給与等の支援を行っている。(171 億円)

そのような中、米国においては、国務省が管轄している在外教育施設は約 200 施設、在籍児童数 13 万 5,000 人(うち米国籍 3 万 6,000 人)となっている。管轄は国務省であり、少なくとも在外教育施設に関しては教育関連省庁は関与していない。そのような中、米国の特徴は、在外教育施設に対して多様な主体が関与している点であり、海外学校諮問委員会(OSAC)や非営利団体、民間企業などがさまざまな形で在外教育施設を支援している。日本においても「海外子女教育振興財団」、在外公館、日本人会などが関わるものの、米国ではさらに民間企業等が多く関わるのが特徴である。米国政府においては、在外教育施設へ直接助成するほか、在外教育施設を支援している非営利団体への助成も行っている。基本的には基準に沿った助成を行っており、事業内容などへのサポートは行っていない。海外子女・帰国子女とその家族に対する支援も見受けられない。これらの特徴は、英語が母国語であることや民間サービスが充実していることといった米国の特性が背景にあるといえる。

ドイツにおいては、在外教育施設(在外ドイツ学校数)は 71 ヶ国、140 校あり、児童生徒は 7 万 7,000 人(うちドイツ国籍約 2 万人)在籍している。在外教育施設の基準に沿った学校を「在外ドイツ学校」と認定し、ZfA(在外学校センター)が管轄している。在外教育に対する支援は、基本的に教育施設に対する支援であり、教員等を派遣し、人件費を負担する人材支援や、卒業資格・学級数等により助成される財政支援などがあり、その他相談や表彰制度なども実施している。ZfA から派遣される教員は、ドイツ国内の現職の教員であり、休職扱いで在外ドイツ学校に派遣される。また、それ以外にもドイツと所在国の両方の学校教育を行う学校、職業教育を行う学校、ドイツ語試験校なども幅広く支援対象となっている。支援対象が幅広い背景としては、在外教育の目的が対外文化・教育政策の一環と位置付けられてお

り、在外ドイツ人向けの教育に限定されていないことによるところが大きい。

フランスにおいては、公的教育施設として認可された在外教育施設は135ヶ国に492校(直営校74校、協定校156校、パートナー262校)、生徒数は約33万人在籍している(そのうち、フランス人以外が20万5千人)。これらの在外教育施設を支援するため、外務・国際開発省の管轄でAEFE(フランス在外教育機構)が設立されている。在外教育施設に対しては、教員等の派遣が行われるとともに、現地教育施設への相談・アドバイス、研修・セミナー開催、人件費の補助などが実施されている。学校内での活動として4億950万ユーロ補助(主に人件費補助)、奨学金として1億650万ユーロを支援している(2014年)。奨学金については約21%の在外フランス人子女が受給している。また、正式な在外教育施設と認可されていない教育施設に対しても一定の認定制度はあるものの、財政支援は実施されていない。フランスの在外教育は、在外フランス人子女に対する義務教育の提供が第一の目的であるものの、フランスの教育と諸外国の教育の協力関係の強化を図ることや、フランスの言語と文化の影響を高めることも目的とされていることに特徴がみられる。

各国の取組は、当該国の歴史的・文化的背景をもとに組み立てられているため、一概に比較できないが、総じて米国は海外に滞在する連邦政府職員の福利厚生の一環として在外米国児童等を支援している傾向が強い一方、ドイツ及びフランスはより(義務)教育的な視点からの支援の傾向が強いとみられ、後者の方が日本と近い。

また、ドイツ及びフランスは、在外教育機関に係る法律等により、自国民の子女の教育の機会の確保という目的とともに所在国との文化交流、相互理解の場として位置づけられており、ZfAやAEFEといった機関が主体となって在外教育施設の教育の質等の管理や教員等の派遣や財政的な支援を行っている。

一方、日本人学校及び補習授業校は海外に滞在する日本人子女への教育の機会の確保という目的で設立されているが、「日本再興戦略」改訂2014に掲げられている「グローバル化等に対応する人材力の育成強化」の機関としての明確な位置づけやそのあり方については十分に議論がなされていないように思われる。海外子女はグローバル人材育成に向けての好機を有していると考えられるため、今後、諸外国における在外教育政策を参考にしつつ、在外教育施設のプログラムの見直し、他国との交流の促進、補習授業校の充実等の検討を通して、「日本再興戦略」改訂2014に掲げられているグローバル化等に対応する人材を育成する場としての在外教育施設のあり方を検討するとともに、帰国後の受入環境の充実を進めていくことが望ましいと考えられる。

参考 在外教育施設一覽等

・在外教育施設一覽(米国)

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低、 (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
1	ALBANIA	Tirana	Tirana International School	independent, nonprofit	PS	grade12	182	31	
2	ARGENTINA	Buenos Aires	Asociacion Escuelas Lincoln	private, nonprofit	PS	grade12	729	123	1936年設立。14名の評議員により運営。カリキュラムは米国に準拠。New England Association of Colleges and Schools (NEASC) 認定。
3	ARMENIA	Yerevan	QSI International School of Yerevan	independent	PK	grade12	124	34	運営は Board of Directors of Quality Schools International
4	ARUBA (Dutch Caribbean)	Aruba	International School of Aruba	nonprofit	toddlers (1.5歳)	grade12	197	27	International School Services (Princeton) の代表などによる7名の委員が運営。カリキュラムは米国に準拠。
5	AUSTRIA	Vienna	The American International School of Vienna	independent	PK	grade12	771	100	保護者会が選任した運営委員会が運営主体
6	AZERBAIJAN	Baku	Baku International School	independent	PK=2歳	grade12	192	45	PKクラスは2歳から受け入れ
7	BAHAMAS	Freeport	Lucaya International School	independent, non-denominational	PK (3歳)	Year13 (=18 yrs)	233	31	1998年設立。7名の無報酬の評議員により運営。国際バカロレアディプロマに対応した同国唯一の学校。
8	BAHAMAS	Nassau	Lyford Cay International School	independent, non-denominational	PK	grade12	350	49	1962年設立。国際バカロレア機構の認証を受け、Council of International School・New England Association of Schools and Colleges認定。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
9	BANGLADESH	Dhaka	American International School of Dhaka	independent	PK	grade12	757	99	1972年設立。保護者会が選任した9名の運営委員会が運営する。カリキュラムは米国準じる。Elementary Schoolは国際バカロレアのPYPに準じている。
10	BELARUS	Minsk	QSI International School of Minsk	independent	2歳	18yrs	142	19	運営はBoard of Directors of Quality Schools International。ベラルーシ政府の認証を得て運営されている。
11	BELGIUM	Brussels	International School of Brussels	independent, nonprofit	2.5歳	19yrs	1,520	226	職員は16カ国に及ぶ多国籍からなる。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
12	BOLIVIA	La Paz	American Cooperative School of La Paz	private, non-profit, non-denominational	K	grade12	478	54	1955年設立。10名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
13	BOLIVIA	Santa Cruz	Santa Cruz Cooperative School	private	PK	grade12	635	51	1959年設立。1971年より保護者による運営形態へ移行。10名の評議員により運営。カリキュラムは米国に準拠。
14	BOSNIA-HERZEGOVINA	Sarajevo]	QSI International School of Sarajevo	independent, nonprofit	PS	grade12	134	33	運営はBoard of Directors of Quality Schools International。ボスニア・ヘルツェゴビナ政府の認証を得て運営されている。PSクラスはPKクラスと一緒にとなっている。
15	BRAZIL	Belo Horizonte	The American School of Belo Horizonte	private	PS	grade12	304	50	7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
16	BRAZIL	Brasilia	American School of Brasilia	private	K	grade12	625	64	1961年設立。カリキュラムは国際バカロレアに準拠し、米国のHigh Schoolのディプロマも取得可能。
17	BRAZIL	Porto Alegre	Pan American School of Porto Alegre	private, not for profit	PS3	grade12	392	58	1966年設立。7名の評議員会によって運営されている。カリキュラムは国際バカロレアに準拠し、米国とブラジルのHigh Schoolのディプロマも取得可能。
18	BRAZIL	Recife	American School of Recife	private, not-for-profit	nursery	grade12	419	47	1957年設立。5名の運営委員により運営。カリキュラムは米国に準拠。
19	BRAZIL	Rio de Janeiro	American School of Rio de Janeiro	private, independent	PS	grade12	1,200	125	1937年設立。13名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。国際バカロレアと米国、ブラジルのディプロマに対応。
20	BRAZIL	Sao Paulo	Graded School	independent	PK	grade12	1,207	132	1920年設立。カリキュラムは米国とブラジルの双方に準拠し、国際バカロレアのディプロマにも対応。ブラジル政府教育省の認定を受けている。
21	BULGARIA	Sofia	Anglo-American School of Sofia	independent	PS	grade12	460	63	1967年設立。New England Association of Schools (NEASC)、Council of International School (CIS)、International Baccalaureate Organization (IBO) world school、Council of British International Schools (COBIS)の認定を受けている。
22	BURKINA FASO	Ouagadougou	International School of Ouagadougou	nonprofit, independent	PK	grade12	248	44	1976年設立。7名の評議員により運営。米国のカリキュラムに準拠。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低、 (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
23	BURMA	Rangoon	International School Yangon	private	PK	grade12	671	103	1955年設立。9名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準じつつ、高校課程は国際バカロレアに準じている。
24	CAMBODIA	Phnom Penh	International School of Phnom Penh	private, nonprofit	PS	grade12	728	84	1989年設立。カンボジア政府教育省の認定により運営されている。カリキュラムは国際バカロレアに準じつつ、高校課程では米国のディプロマも取得できる。
25	CAMEROON	Douala	American School of Douala	independent, nonsectarian, nonprofit	PS	grade12	210	34	1978年設立。保護者から選出された9名の運営委員会が運営を行っている。カリキュラムは米国に準拠しつつ、英語と仏語の二ヶ国語で授業が行われている。
26	CAMEROON	Yaounde	American School of Yaounde	independent, non-profit	PK	grade12	145	25	Council of International School (CIS) in Europeと、Middle State Association of Colleges and Schools (MSA) に認証を受けている。
27	CHILE	Santiago	International School Nido De Aguilas	private	PK	grade12	1,674	246	1934年設立。カリキュラムは米国に準拠し、チリまたは国際バカロレアのディプロマも取得できる。
28	CHINA	Beijing	International School of Beijing		PK	grade12	1,732	208	2002年に現在の場所に移転して開校。12名からなる評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
29	CHINA	Chengdu	QSI International School of Chengdu	independent	PK (2歳)	grade12	370	40	2002年設立。カリキュラムは米国に準拠。設立者と学校が選出した評議員会により運営。
30	CHINA	Guangzhou	The American International School of Guangzhou	independent	PS	grade12	940	96	1981年設立。7名の評議員会により運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
31	CHINA	Hong Kong	Hong Kong International School	private, Christian	PK	grade12	2,585	251	1966年、産業界とLutheran Church-Missouri Synodとのパートナーシップにより設立。また、香港政府の教育事務所に登録されている。カリキュラムは米国に準拠。
32	CHINA	Shanghai	Shanghai American School	independent, nonprofit	PK	grade12	3,053	398	1912年に設立され、1950年から1979年の閉鎖時期を経て再開。9名の評議員会により運営され、うち6名は保護者会、3名は出資者によって選出される。カリキュラムは米国に準拠。
33	COLOMBIA	Bogota	Cologio Nueva Granada	private	PK	grade12	1,820	345	1938年設立。8名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
34	COLOMBIA	Cartagena	Colegio Jorge Washington	private	nursery	grade12	766	163	1952年設立。保護者会から選任された8名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠し、米国のHigh Schoolのディプロマとコロンビアのディプロマが取得できる。
35	CONGO	DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE Kinshasa	The American School of Kinshasa	independent	K	grade12	311	38	1961年設立。TASOK School Associationが運営。カリキュラムは米国に準拠。
36	COSTA RICA	San Jose	Lincoln School	private, nonprofit	K	grade12	1,315	113	1945年設立。米国とコスタリカの双方で比叡の教育機関として登録。保護者会が選任した11名の評議員により運営。米国 High School とコスタリカのバカロレアのディプロマが取得できる。
37	COSTA RICA	San Jose	The American International School of Costa Rica	private, non-profit	PS	grade12	254	36	1970年設立。米国 High School とコスタリカのバカロレアのディプロマが取得できる。
38	COTED' IVOIRE	Abidjan	The International Community School of Abidjan	nonprofit, independent	PK	grade12	377	41	1972年設立。カリキュラムは米国に準拠。9名の評議員会により運営。
39	CROATIA	Zagreb	American International School of Zagreb	private	junior kindergarten	grade12	226	52	1966年設立。7名の教育委員会によって運営されている。
40	CUBA	Havana	International School of Havana	private	PS (2.5歳)	grade12	385		1965年に設立され、形態を変えながら現在に至る。NEASCとCIS認定。イングランドのカリキュラムに準拠。Grade10以降は国際バカロレアのディプロマに対応。
41	CZECHREPUBLIC	Prague	International School of Prague	independent	PK	grade12	823	116	1948年設立。9名の教育委員会で運営され、委員のうち2名が保護者となっている。
42	DENMARK	Copenhagen	Copenhagen International School	independent	PK (3・4歳)	grade12 (IB DP)	831	146	1963年設立。国際バカロレアのカリキュラムプログラムにより、Primary Years Program (PK-Grade5)、Middle Years Program (Grade6-10)、Diploma Program (grade11-12)に分かれる。国際バカロレアのほか、Council of International Schools、New England Association of Schools and Colleges認定。
43	DOMINICAN REPUBLIC	Santo Domingo	Carol Morgan School	private	PK	grade12	1,087	131	12名の評議員会によって運営。うち、8名は保護者会から選出。カリキュラムは米国に準拠。
44	DUTCH CARIBBEAN	Curacao	International School of Curacao	private, non-profit	K	grade12	409	45	1967年設立。オランダ領キュラソー自治政府により認定。カリ

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
									キュラムは米国に準拠。
45	ECUADOR	Guayaquil	InterAmerican Academy	private, nonprofit	nursery	grade12	275	34	1979年設立。7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
46	ECUADOR	Quito	Academia Cotopaxi	private, independent	PS (1.5歳)	grade12	604	83	1959年設立。9名の運営委員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠、
47	EGYPT	Alexandria	Schutz American School	independent, nonsectarian	PK	grade12	326	65	1924年設立。米国のカリキュラムに準拠。New England Association of Schools and CollegesとCouncil of International Schools認定。
48	EGYPT	Cairo	Cairo American College	independent	PK	grade12	840	106	1945年設立。米国のカリキュラムに準拠。10名の運営委員会が運営する。
49	ERITREA	Asmara	Asmara International Community School	nonprofit independent	3 歳	grade12	155	20	1994年設立。7名の運営委員会が運営する。5名の委員は保護者会が選出し、残り2名を米国大使館、国連ミッションが派遣する。
50	ESTONIA	Tallinn	International School of Estonia		PS	grade12 (IB DP)	158	25	1995年設立。非営利の保護者会から選出された運営委員会が運営を行う。エストニア政府の教育省の認証とフルライセンスを取得している。国際バカロレアのカリキュラムプログラムにより、Primary Years Program (PK-Grade5)、 Middle Years Program (Grade6-10)、 Diploma Program (grade11-12)に分かれる。
51	ETHIOPIA	Addis Ababa	International Community School of Addis Ababa		early education	grade12	834	126	米国のカリキュラムに準拠。9名の運営委員会が運営する。
52	FIJI	Suva	International School Suva	independent, nonprofit	EC	Year12	542	62	1972年設立。Intrnational Schools Associationが所有・管理し、14名の教育委員会が運営している。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
53	FINLAND	Helsinki	International School of Helsinki	independent	PK	grade12 (IB DP)	373	78	国際バカロレアのカリキュラムプログラムにより、Primary Years Program (PK-Grade5)、 Middle Years Program (Grade6-10)、 Diploma Program (grade11-12)に分かれ、PK-grade5はLower School、 grade6-12はUpper Schoolと2つに分かれて運営されている。
54	FRANCE	Paris	American School of Paris	nonprofit	3歳	grade13	752	112	1946年欧州で最初に設立。フランス法の下、財団委員会で運営。K1-5歳、6-8歳、9-13歳分かれて管理。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
55	GABON	Libreville	American International School of Libreville	private, nonprofit	PK	grade12	50	8	1975年設立。米国のカリキュラムに準拠。5名からなる運営委員会が運営。
56	GAMBIA	THE Banjul	Banjul American Embassy School	independent	PK	grade12	74	10	1984年設立。米国のカリキュラムに準拠。High School (grade9-12)はネブラスカ大学リンカーン校・高校の通信課程を受講する。
57	GEORGIA	Tbilisi	QSI International School of Tbilisi	independent	3歳	high school	127	30	1995年設立。Board of Directors of Quality Schools International (QSI)と、地域の顧問委員会によって運営されている。また、米国に準じたカリキュラムとなっている。
58	GERMANY	Berlin	John F. Kennedy School	public	1歳	grade12	1,650	160	1960年ベルリン議会特別法で設立。多国籍の生徒在籍。
59	GERMANY	Dusseldorf	International School of Dusseldorf		4歳	grade12 =18yrs	1,058	137	1968年設立、評議会により運営。52ヶ国の生徒がいる。
60	GERMANY	Frankfurt	Frankfurt International School		3歳	grade12	1,740	195	1961年設立。12人の評議会により運営。国際バカロレアに準拠。
61	GERMANY	Hamburg	International School of Hamburg	independent	3歳	grade12	711	100	1957年設立。11人の評議員で運営。カリキュラムはアングロアメリカン、国際バカロレア。
62	GERMANY	Leipzig	Leipzig International School		1歳	grade12	817	104	1992年設立。4人の理事会により運営。
63	GERMANY	Munich	Munich International School	independent, nonprofit	4歳	grade12	1,175	145	1966年設立。9人の理事会により運営。非営利・税免除施設。
64	GERMANY	Berlin	Berlin Brandenburg International School	nonprofit	3歳	grade12	686	108	1990年設立。監査委員による有限責任非営利組織。カリキュラムは米国の学校に準拠。
65	GERMANY	Bonn	Bonn International School	independent, self-supporting, nonprofit	3歳	grade12 =19yrs	747	108	ボンの既存学校が統合して1997年に設立。ドイツ国登録。
66	GHANA	Accra	Lincoln Community School	private nonprofit	PK	grade12	764	90	1968年設立。9名からなる運営委員会が運営する。58カ国から児童・生徒が集まる。
67	GREECE	Athens	American Community Schools of Athens	independent	junior kindergarten	grade 12	832	85	1945年設立。18名の委員からなる運営委員会によって運営されている。
68	GREECE	Thessaloniki	Pinewood - The American International School of Thessaloniki	independent, nonprofit	PK	grade12	245	36	1962年設立。保護者等から選出された9名の運営委員会が運営する。
69	GUATEMALA	Guatemala City	Colegio Maya	private nonprofit,	PK	grade12	355	49	1958年設立。9名の評議員会により運営。カリキュラムは米国

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
				nonsectarian					に準拠。
70	GUINEA	Conakry	The American International School of Conakry	nonprofit, private	nursery	grade8 (grade12)	36	12	1963年設立。High Schoolに入ると、ネブラスカ大学の通信課程に準じて学習する。
71	GUYANA	Georgetown	Georgetown International Academy	private	nursery	grade12	143	29	1971年設立。7名の評議員により運営。ガイアナ国による法に基づいて運営されているが、米国のカリキュラムをベースとして同国のカリキュラムを加えている。AdvancED認定。
72	HAITI	Port-au-Prince	Union School	private	PK	grade12	367	71	1919年設立。7名の運営委員会により運営。米国で免税団体として認定。ハイチ国の法ではPublic Utilityとして認定。カリキュラムは米国に準拠。
73	HONDURAS	Tegucigalpa	American School of Tegucigalpa	private	nursery	grade12	1,152	114	1946年設立。9名の評議員により運営。AdvancED、ホンジュラス政府教育省の認定を受けるとともに、国際バカロレアのディプロマに対応。
74	HONDURAS	Tegucigalpa	Discovery School		EC	grade12	249	41	7名の評議員により運営。
75	HUNGARY	Budapest	American International School of Budapest	independent, nonprofit	early childhood (=3歳)	grade12	822	124	1973年設立。米国のカリキュラムに準拠し、Grade11-12は国際バカロレアのカリキュラムにも対応。
76	ICELAND	Reykjavik	International School of Iceland	independent	K	grade7	60	14	1960年にThe American Embassy Schoolとして開校し、後に現在の名称に変更。希望によりGrade8にも個別対応する。
77	INDIA	Chennai	American International School of Chennai	non-profit, independent	PS	grade12	915	145	1995年設立。カリキュラムは米国に準拠。9名の評議員により運営。High SchoolにてHigh Schoolディプロマと国際バカロレアのディプロマが取得できる。
78	INDIA	Mumbai	American School of Bombay	independent	EC	grade12	750	169	1981年設立。カリキュラムは米国に準拠。インド政府の外務省との規約により運営委員会が運営している。カリキュラムは米国に準拠し、国際バカロレアのディプロマにも対応。
79	INDIA	New Delhi	American Embassy School of New Delhi	independent	PK	grade12	1,329	190	7名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠。
80	INDONESIA	Jakarta	Jakarta International School	private	PK	grade12	2,319	307	1951年設立。インドネシアの法に基づき基金(Yayasan)として設立されている。11名の運営委員会によって運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
81	INDONESIA	Surabaya	Surabaya International School	private	PS	grade12	323	46	1971年設立。インドネシアの法に基づき基金 (Yayasan) として設立されている。7名の運営委員会によって運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
82	IRELAND	Dublin	St. Andrew's College	independent	K	grade12	1,263	146	1894年設立。New England Association of Schools and CollegesとEuropean Council of International Schools加盟。
83	ISRAEL	Tel Aviv	Walworth Barbour American International School in Israel	independent, non-profit	PS	grade12	603	95	1958年設立、その後2007年にキャンパス拡張。学校はデラウェア州に非営利組織として登録。Middle School Association of Colleges and Schools認定。
84	ITALY	Florence	International School of Florence	nonprofit independent	3歳	grade12	454	85	米国内学校により1952年に設立。12人の評議員による運営。
85	ITALY	Milan	American School of Milan	nonprofit independent	1歳	grade12	763	79	1962年設立。12人の評議員で運営。
86	ITALY	Rome	American Overseas School of Rome	nonprofit independent	3歳	grade12	600	83	米国デラウェア州免税施設・非営利団体として1947年設立。12人評議員により運営。
87	ITALY	Rome	St. Stephen's School	nonprofit non-denominational	grade9	grade12	274	49	イタリア国法律とコネチカット州法による免税施設、無宗派組織非営利組織として1964年設立。
88	JAMAICA	Kingston	American International School of Kingston	private	PS	grade12	256	38	9名の運営委員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠し、国際バカロレアのディプロマにも対応。
89	JAPAN	Fukuoka	Fukuoka International School	private	3歳	grade12	210	38	1972年、日本の法律のもと学校法人として設立。監査委員等により運営12人の評議員で運営。
90	JAPAN	Nagoya	Nagoya International School	private nonprofit	3歳	grade12	338	42	日本米両国双方により1964年設立。7-9人の評議員で運営。
91	JAPAN	Osaka-Kobe	Canadian Academy	private	3歳	grade12	586	86	1913年設立。10人の評議員で運営。国際バカロレアに準拠。
92	JAPAN	Sapporo	Hokkaido International School	private nonprofit	3歳	grade12	199	31	オレゴン・ポートランドと北海道国際学校とが共同で1958年設立。35人の評議員で運営。
93	JAPAN	Tokyo	Nishimachi International School	private nonsectarian	5歳	grade9	356	53	1949年私的・無宗派組織、学校法人として設立。15人の評議員で運営。
94	JAPAN	Tokyo	The American School in Japan	nonprofit	3歳	grade12	1,504	190	1902年設立。日本財団米国学校財団の15人の評議員で運営。
95	JERUSALEM	Jerusalem	Jerusalem American International School	independent, nonprofit	PS	grade12	126	14	2001年にWalworth Barbour American International School (イスラエル) の分校として開校。7名の運営委員会に

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低、 (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
									よって運営。Middle School Association of Colleges and Schools認定。
96	JORDAN	Amman	American Community School	independent	PK	grade12	786	87	1955年設立。7名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠。
97	KAZAKHSTAN	Almaty	Almaty International School	indepent	PK	grade12	538	113	1993年設立。Middle States Association of Colleges and Schools (MSA)の認証取得。Central and Eastern European Schools Association (CEESA)加入。カリキュラムは米国に準拠。
98	KAZAKHSTAN	Astana	QSI International School of Astana	indepent	PK	grade12	225	48	2005年設立。Board of Directors of Quality Schools Internationalが管理。6名の評議員が運営。
99	KENYA	Nairobi	International School of Kenya	private	PK	grade12	843	124	1976年、米国とカナダが共同設立。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。9名の評議員が運営。9名中3名は関係大使館、4名は選出、2名は評議員自身の指名による。
100	KUWAIT	Kuwait	The American School of Kuwait	independent	PK	grade12	2,021	185	1964年設立。カリキュラムは米国に準拠。クウェート政府の教育省の承認のもと開校。運営委員会が運営している。カリキュラムは米国に準拠。
101	KYRGYZSTAN	Bishkek	QSI International School of Bishkek	indepent	PK 2歳	high school	103	35	1994年設立。Board of Directors of Quality Schools Internationalが管理。4名から10名の評議員が運営。
102	LAOS	Vientiane	Vientiane International School	independent, nonprofit	3 歳	18 yrs	475	66	8名の運営委員会によって運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
103	LATVIA	Riga	The International School of Latvia	indepent	3歳	18yrs	329	59	1994年設立。全保護者が当校の協会会員となる。国際バカロレアのカリキュラムプログラムにより、Primary Years Program (PK-Grade5)、Middle Years Program (Grade6-10)、Diploma Program (Grade10-11)に対応している。児童生徒は29カ国の国籍。
104	LEBANON	Beirut	American Community School	independent	nursery	grade12	1,074	173	1905年設立。22名の自主運営委員会が運営。カリキュラムは米国に準拠。
105	LESOTHO	Maseru	American International School of Lesotho	nonprofit, independent	PS	grade10	191	17	1991年設立。米国スタイルの教育内容。8名から10名の評議員会により運営。
106	LIBERIA	Monrovia	The American International	independent	3 歳	grade9	152	20	2007年設立。9名の評議員会により運営され、9名中最低4名は

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
			School of Monrovia						米国大使館から指名される。
107	LIBYA	Tripoli	American School of Tripoli						一時的に閉鎖中
108	LITHUANIA	Vilnius	American International School of Vilnius	indepent	PK 3歳	grade12	242	49	1993年設立。7名の評議員が運営。カリキュラムは米国に準拠するとともに、国際バラロレアのディプロマにも対応。
109	MACEDONIA	Skopje	NOVA International Schools	indepent	PK	grade12	595	96	1997年設立。9名の評議員が運営。カリキュラムは米国に準拠するとともに、国際バラロレアのディプロマにも対応。
110	MACEDONIA	Skopje	QSI International School of Skopje	indepent	PS	grade12	66	22	1996年設立。Board of Directors of Quality Schools Internationalが管理。
111	MADAGASCAR	Antananarivo	American School of Antananarivo	independent, nonsectarian	PS	grade12	215	34	1969年設立。カリキュラムは米国に準拠。Middle State Association of College and Schools認定。
112	MALAWI	Lilongwe	Bishop Mackenzie International School	not-forprofit	PK	grade12	680	65	カリキュラムは国際バカロレアに準拠。New England Association of Schools and Colleges (NEASC)とCouncil of International Schools (CIS)認定。マラウイ政府により非営利団体として認定。
113	MALAYSIA	Kuala Lumpur	International School of Kuala Lumpur	private, not-for-profit, parent-owned	PK	grade12	1,591	212	マレーシア法において非営利教育機関として登録。14名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠。
114	MALI	Bamako	American International School of Bamako	independent, private	PK (2 歳)	grade12	160	23	1977年設立。9名の評議員会により運営。カリキュラムは他のインターナショナルスクールに加えて、Advanced Placement (AP) コースがある。
115	MALTA	Verdala	Verdala International School	indepent	PK 3歳	grade12	400	57	Middle States Association of Schools and Collegesから認証を受けている。
116	MAURITANIA	Nouakchott	American International School of Nouakchott	nonprofit, private	PK	grade12	77	15	1978年設立。カリキュラムは米国に準拠。Middle States Association of Colleges and Schools (MSA)認定。教員の43%が教育学修士。
117	MEXICO	Guadalajara	The American School Foundation of Guadalajara	private, not-for-profit	nursery	grade12	1,507	155	18名の評議員会により運営。カリキュラムは米国とメキシコに準拠。AdvancED、メキシコ政府教育庁長官、メキシコ大学機構の認定を受ける。
118	MEXICO	Mexico City	The American School Foundation		EC	grade12	2,550	262	1888年設立。16名からなる運営委員会が運営。カリキュラムは米国とメキシコに準拠するとともに、国際バカロレアにも対

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低、 (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
									応。
119	MEXICO	Monterrey	American School Foundation of Monterrey	private, nonprofit	nursery	grade12	2,365	279	1928年設立。出資者が評議員を選出して運営。K-grade9は米国のカリキュラムに準拠。10-12はメキシコか米国のどちらかのディプロマを選択する。
120	MEXICO	Puerto Vallarta	American School of Puerto Vallarta	independent, nonprofit, nonsectarian	nursery	grade12	346	38	1986年に地元の産業界が設立。運営委員会は地域と保護者会から選出された5名からなる。カリキュラムは米国とメキシコに準拠。
121	MOLDOVA	Chisinau	QSI International School of Chisinau	independent	PK	grade10	59	15	1996年設立。Quality Schools Internationalが管理し、10名の評議員により運営。
122	MONGOLIA	Ulaanbaatar	International School of Ulaanbaatar	private	PK	grade12	350	67	1992年にモンゴル政府教育省の認可を受けて設立。運営委員会は保護者と大使館の代表からなる。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
123	MONTENEGRO	Podgorica	QSI International School of Montenegro	private, nonprofit	early education (3 & 4歳)	high school (to 18)	53	16	2006年設立。Quality Schools Internationalが管理。モンテネグロ政府の教育省よりライセンスを取得している。
124	MOROCCO	Casablanca	Casablanca American School	independent	nursery	grade12	711	113	1973年設立。米国のカリキュラムに準拠し、Grade11-12は国際バカロレアのカリキュラムにも対応。
125	MOROCCO	Rabat	Rabat American School	independent	PK	grade12	467	66	1962年設立。カリキュラムは米国に準拠。9名からなる運営委員会が運営。
126	MOROCCO	Tangier	American School of Tangier	independent	PK	grade12	354	47	1950年設立。自主運営委員会により運営。デラウェア州と連携して運営されており、米国の課税免除団体として登録されている。
127	MOZAMBIQUE	Maputo	American International School of Mozambique	private	early learning	grade12	570	84	カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
128	NAMIBIA	Windhoek	Windhoek International School		toddlers/k	grade12	523	87	7名から11名の評議員により運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。K1-grade5はPrimary Years Program、Middle SchoolはCambridge Secondary 1に準拠し、grade9と10は国際バカロレアのディプロマに対応。
129	NEPAL	Kathmandu	Lincoln School	independent	PK	grade12	248	37	1954年設立。7名の評議員会で運営。カリキュラムは米国に準拠。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
130	NETHERLANDS	Amsterdam	International School of Amsterdam	non-sectarian, non-profit	nursery (2歳)	grade 12 (18yrs)	1,190	182	1964年設立。9名の運営委員会により管理。国際バカロレアのカリキュラムに準拠し、Primary Years ProgramとMiddle Years Program、Diploma Programに分かれる。
131	NETHERLANDS	Rotterdam	American International School of Rotterdam	independent, non-sectarian, non-profit	PK (3歳)	grade12	209	69	1959年設立。8名から11名の運営委員会で運営。43カ国の国籍の児童生徒が学んでいる。
132	NETHERLANDS	Hague	American School of The Hague	independent	PS	grade12	1,182	160	1953年設立。運営委員会が運営に当たっている。米国のカリキュラムに準拠し、国際バカロレアのディプロマにも対応。
133	NICARAGUA	Managua	American Nicaraguan School	private, nonprofit	nursery	grade12	977	116	1944年設立。保護者会が選出した7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国のカリキュラムに準拠し、ニカラグアのディプロマも選択できる。
134	NIGER	Niamay	American International School of Niamay	independent	PK	grade12	93	13	1982年設立。7名の評議員により運営。カリキュラムは米国のカリキュラムに準拠。
135	NIGERIA	Abuja	American International School of Abuja		PS	grade12	473	60	1993年設立。7名の評議員が運営。Middle States Association of Colleges and Schoolsの認定を受け、カリキュラムも準拠。
136	NIGERIA	Lagos	American International School of Lagos	private	PS	grade12	633	73	1964年設立。9名の評議員会により運営。カリキュラムは米国のカリキュラムに準拠するとともに、grade11と12は国際バカロレアのディプロマに対応。
137	NORWAY	OSLO	Oslo International School	independent, non-profit	PS	IB2 (18yrs)	602	129	1963年設立。Pre-School、Primary、Secondaryに分かれる。
138	NORWAY	Stavanger	International School of Stavanger	independent, non-profit	PK (3歳)	grade12	682	107	1966年設立。80%の児童生徒がNATOと石油関連産業の家庭となっている。運営委員会が運営を行っているが、NATO、石油企業、保護者代表、職員代表が委員となっている。
139	OMAN	Muscat	The American International School of Muscat	independent	Childhood (3歳)	grade12	775	101	2000年に現在の地域に移転。カリキュラムは米国のカリキュラムに準拠。New England Association of Schools and CollegesとCouncil of International Schools認定。
140	PAKISTAN	Islamabad	International School of Islamabad	private	PK	grade12	264	38	1965年設立。カリキュラムは米国のカリキュラムに準拠し、Grade11と12に国際バカロレアのディプロマにも対応。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
141	PAKISTAN	Karachi	Karachi American School	independent	pre-nursery	grade12	420	45	1952年設立。保護者会から選任された7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
142	PAKISTAN	Lahore	Lahore American School	independent	PS	grade12	393	40	1956年設立。7名の評議員会が運営。カリキュラムは米国に準拠。2020年までにMiddle States Association of Colleges and Schoolsの認定を受ける予定。
143	PANAMA	Panama City	Balboa Academy		PS	grade12	917	94	1999年設立。出資者による9名の評議員会が運営。米国とパナマのディプロマに対応。
144	PANAMA	Panama City	The International School of Panama	private, nonsectarian	PK	grade12	1,188	201	1982年設立。カリキュラムは米国、国際バカロレア、パナマに準拠。
145	PARAGUAY	Asuncion	The American School of Asuncion	private, nonprofit	PK	grade12	671	78	1953年設立。米国とパラグアイの両方のディプロマに対応。AdvancEDとSouthern Association of Colleges and Schools認定。
146	PERU	Lima	Colegio Franklin Delano Roosevelt - The American School of Lima	private	EC	grade12	1,641	202	1946年設立。12名からなる評議員会が運営。ペルーで免税団体に指定されている。カリキュラムは国際バカロレアに準拠し、米国のディプロマにも対応。
147	PHILIPPINES	Manila	International School Manila	private, nonsectarian, nonprofit	PS	grade12	2,169	221	1920年設立。Middle SchoolとHigh Schoolは国際バカロレアのディプロマに対応。
148	POLAND	Krakow	International School of Krakow	independent	3歳	18yrs	229	40	1993年American School of Warsawにより設置され、1998年より独立。9名の学校運営委員会が運営を行っている。
149	POLAND	Warsaw	The American School of Warsaw	independent	PK	grade12	875	124	1953年設立。学校運営委員会によって運営されている。学校は法人格を持たず、税金が免除されている。
150	PORTUGAL	Lisbon	Carlucci American International School of Lisbon	non-profit, nondenominational	Early Childhood (3歳)	grade12	582	69	1956年設立。3名の運営委員会が管理。High schoolの最終2年間で国際バカロレアのディプロマに対応している。
151	QATAR	Doha	American School of Doha	independent, nonprofit	PK	grade12	2,132	221	1988年設立。12名の評議員により運営。カタール政府教育省のライセンスを受けている。米区に準拠したカリキュラムと国際バカロレアのディプロマに準拠したカリキュラムとなっている。
152	ROMANIA	Bucharest	American International School of Bucharest		Early Childhood (3歳)	grade12	840	113	1962年設立。10名の自主管理による評議会により運営されている。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
153	RUSSIA	Moscow	Anglo-American School of Moscow	independent	PK	grade12	1,202	147	1949年設立。Elementary School (PK-grade 5)、Middle School (grade 6-8)、High School (grade 9-12)に分かれる。
154	RUSSIA	St. Petersburg	Anglo-American School of St. Petersburg	branch of the Anglo-American School of Moscow	K	grade12	219	24	Anglo-American School of Moscowの分校。Anglo-American School of Moscowの9名の評議員が St. Petersburg校を含めて運営している。
155	RWANDA	Kigali	International School of Kigali	non-profit, paren-owned, independent	EC	grade12	199	25	2009年設立。カリキュラムは米国に準拠。
156	SAUDI ARABIA	Dharan	Dhahran Campus Schools		PS	grade12	1,048	108	1962年設立。Dhahran Elementary/Middle School, Dhahran High School, Dhahran British Grammar Schoolからなる。International Schools Groupにより運営。サウジアラビア政府教育省の認可を得て運営。カリキュラムはイギリスに準拠。12名の運営委員会が運営。
157	SAUDI ARABIA	Jeddah	American International School of Jeddah	private	EC	grade12	1,170	164	7名の運営委員会が運営。サウジアラビア政府教育省の認可を得て運営。
158	SAUDI ARABIA	Riyadh	American International School of Riyadh	independent, nonprofit	PK	grade12	1,532	249	1963年設立。New England Association of Schools and CollegesとCouncil of International Schools認定。カリキュラムは米国に準拠。
159	SENEGAL	Dakar	International School of Dakar	non-sectarian, independent	PK3	grade12	532	78	1983年設立。米国スタイルのカリキュラムと国際バカロレアのディプロマに対応。9名の運営委員会により運営。
160	SERBIA	Belgrade	International School of Belgrade	independent	PS	grade12	289	66	7名から10名の運営委員会が運営している。カリキュラムは米国に準拠するとともに、国際バカロレアによるPrimary Years Program、Middle Years Program、Diploma Programに対応している。
161	SIERRA LEONE	Freetown	American International School of Freetown	non-profit, private	PK3	grade12	112	18	1986年設立。1994年よりMiddle State Association of College and Schoolsの認定を受けている。Grade9からGrade12はネブラスカ大学リンカーン校の通信高校課程とともに学習できる。
162	SINGAPORE	Singapore	Singapore American School	independent, nonprofit	PS	grade12	3,934	413	12名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
163	SLOVAKIA	Bratislava	QSI International School of Bratislava	independent	EC (2 歳)	grade12	275	42	1994年設立。評議員会と Quality Schools Internationalの内規によって運営されている。カリキュラムは米国に準拠し、Secondary SchoolではAdvanced Placementコースと国際バカロレアのディプロマコースが選択できる。
164	SLOVENIA	Ljubljana	QSI International School of Ljubljana	independent	PK (2歳)	grade12	105	17	1995年設立。Middle States Association of Colleges and Schools (MSA)により認証を受けている。6名から10名の評議員会により運営されている。
165	SOUTH AFRICA	Johannesburg	American International School of Johannesburg	non-profit, independent	PK	grade12	1,235	162	1982年設立。11名の評議員により運営。カリキュラムは米国に準拠し、grade11と12は国際バカロレアのディプロマに対応。
166	SPAIN	Barcelona	American School of Barcelona	nonprofit independent	3歳	grade12 =17/18yrs	109	789	1962年設立。財団委員会にて運営。
167	SPAIN	Barcelona	Benjamin Franklin International School	nonprofit independent	3歳	grade12	1,108	102	ベンジャミン・フランクリン財団のスペイン協会、デラウェア州学校等により1986年設立。10人の委員会により運営。
168	SPAIN	Madrid	American School of Madrid	nonprofit independent	3歳	grade12	789	109	1962年設立。私的財団により運営。
169	SRI LANKA	Colombo	The Overseas School of Colombo	independent	nursery (2 歳)	grade12	234	65	1957年設立。9人の評議員で運営。そのうち8名は保護者会が選定。カリキュラムは米国に近いようにしている。
170	SUDAN	Khartoum	Khartoum American School	independent	nursery (2歳)	grade12	234	65	1957年設立。9名の運営委員会により運営。テキストは米国に準拠。
171	SWEDEN	Stockholm	Stockholm International School		PS	grade12	594	121	利害関係者からなる運営委員会によって運営されている。
172	SYRIA	Damascus	Damascus Community School						一時的に閉鎖中
173	TAIWAN	Kaohsiung	Kaohsiung American School	private, nonprofit	lower school	high school	606	81	評議員会によって運営。評議員は保護者会で選出する。カリキュラムは米国に準拠。
174	TAIWAN	Taipei	Taipei American School	independent	K	grade12	2,293	274	1949年設立。保護者会から9名、その他2名を加えた11名の評議員会によって運営。カリキュラムは米国に準拠。Upper Schoolでは様々なディプロマ、国際バカロレア、APIに対応。
175	TAJIKISTAN	Dushanbe	QSI International School of Dushanbe	independent	PS	grade8 (grade12)	93	20	米国のカリキュラムに準拠。Grade8までが全日制課程。Grade9以降Grade12までは通信制となる。

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
176	TANZANIA	Dar es Salaam	International School of Tanganyika	private	childhood (3 歳)	grade12	1,057	127	1963年設立。評議員会により運営。国際バカロレアに準拠したカリキュラムとなっている。
177	THAILAND	Bangkok	International School Bangkok	independent, nonprofit	PK	grade12	1,946	242	1951年設立。国内では最古のインターナショナルスクールで、米国大使館の敷地内に設立された。カリキュラムは米国に準拠し、high schoolのディプロマと国際バカロレアのディプロマが取得できる。
178	TOGO	Lome	American International School of Lome	private, non-profit	nersery (2 歳)	grade12	96	19	1967年設立。7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国スタイル。
179	TRINIDAD& TOBAGO	Port-of-Spain	The International School of Port-of-Spain	private, non profit	PK	grade12	471	105	1994年設立。14名からなる評議員会が運営し、うち6名が保護者・教職員による選出、8名が主な出資者による選出となっている。
180	TUNISIA	Tunis	American Cooperative School of Tunis	private	PK	grade12	430	61	1959年設立9名の運営委員会で運営。カリキュラムは米国に準拠。American Education Reaches Out (AERO) プログラムに準拠し、Grade11と12は米国のアカデミックディプロマと国際バカロレアのディプロマに対応。
181	TURKEY	Istanbul	Istanbul International Community School	independent	PS	grade12	625	114	評議員会により運営を行っている。New England Association of Schools and Colleges、Council of International Schools、International Baccalaureate Organizationの認証を受けている。国際バカロレアPrimary Years、Middle Years、Diplomaの全過程を認証している。
182	TURKMENISTAN	Ashgabat	Ashgabat International School	private, nonprofit	3歳	secondary school	234	64	1994年設立。評議員会とQuality Schools Internationalによって運営されている。
183	UGANDA	Kampala	The International School of Uganda	non-profit	2.5 歳	19 yrs	549	64	1967年設立。8面の評議員会により運営。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
184	UKRAINE	Kyiv	Kyiv International School	private, nonprofit	PK	grade12	640	153	1992年設立。評議員会とQuality Schools Internationalによって運営されている。カリキュラムは米国に準拠するとともに、Grade11と12において国際バカロレアのディプロマに対応。
185	UKRAINE	Kyiv	Pechersk School International Kyiv		IB PYP	IB DP	379	68	学年は国際バカロレアのカリキュラムにより、Primary Years Program (PYP)から始ま

No.	国	都市名	学校名	設立形態	最低, (年齢)	最高 (学年)	生徒数	職員数	備考
									り、Middle Years Program (MYP)、Diploma Program (DP)と編成されている。
186	UNITED ARAB EMIRATES	Abu Dhabi	American Community School of Abu Dhabi	independent, not-for-profit	K1	grade12	1,652	157	1966年設立。2011年より新キャンパス。自主運営委員会が運営。
187	UNITED ARAB EMIRATES	Dubai	American School of Dubai	independent	PS	grad12	1,090	113	1972年設立。11名の運営委員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。Middle States Association of Colleges and Schools認定。
188	URUGUAY	Montevideo	Uruguayan American School of Montevideo	private, nonsectarian, incorporated, non-profit	nursery	grade12	300	54	1958年設立。9名の評議員会により運営。カリキュラムは米国とウルグアイの双方に準拠。
189	UZBEKISTAN	Tashkent	Tashkent International School	private, nonprofit	PS	grade12	472	98	保護者会から選出された8人の委員と米国大使館からの覇権を加えた委員により運営。国際バカロレアのカリキュラムにより、Primary Years Program (PYP)、Middle Years Program (MYP)、Diploma Program (DP)に分かれる。
190	VENEZUELA	Caracas	Escuela Campo Alegre	private	nursery (3歳)	grade12	511	94	1937年設立。免税団体として米国とベネズエラから認定。カリキュラムは米国に準拠。
191	VIETNAM	Hanoi	United Nations International School of Hanoi	not-forprofit	Discovery	grade12	1,088	126	1988年設立。国内では最古のインターナショナルスクールで、国連が設立した学校としては世界で2校のうちのひとつ。ハノイでは唯一の非営利学校。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
192	YEMEN	Sanaa	Sanaa International School	independent	PK	grade12	44	17	1971年設立。3名から7名の評議員会により運営。カリキュラムは米国に準拠。
193	ZAMBIA	Lusaka	American International School of Lusaka	independent	PK (2歳)	grade12	569	86	1986年設立。Middle State Association of Colleges and SchoolsとCouncil of International Schools (CIS)の認定のもと、米国に準拠したカリキュラムを実施。
194	ZIMBABWE	Harare	Harare International School		EC	grade12	446	67	1992年設立。カリキュラムは国際バカロレアに準拠。
195	BOTSWANA	Gaborone	Westwood International School						現在閉鎖中

・在外教育施設一覧(ドイツ)

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
1	Aisha-i-Durani Schule Kabul	Afghanistan	Kabul	2-10		1,500	5
2	Amani Oberrealschule Kabul	Afghanistan	Kabul	2-12	ZDP		11
3	Goethe-Schule Buenos Aires	Argentina	Boulogne	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	1,102	155
4	Pestalozzi-Schule Buenos Aires	Argentina	Buenos Aires	1-12	DSD I、DSD II	889	125
5	Deutsche Schule Temperley	Argentina	Temperley	1-12	DSD I、DSD II	491	89
6	Instituto Ballester - Deutsche Schule	Argentina	Villa Ballester	1-14	DSD I、DSD II、専門大学アビトゥーア、職業教育	1,172	157
7	Deutsche Schule Melbourne	Australia	Fitzroy North	1-6	なし	73	12
8	Deutsche Internationale Schule Sydney	Australia	Terrey Hills	1-12	中等教育 I	198	31
9	Internationale Deutsche Schule Brüssel	Belgium	Wezembeek-Oppem	1-12	実科学校、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア、職業教育	504	54
10	Deutsche Schule La Paz	Bolivia	La Paz	1-15	DSD I、DSD II、基幹学校、実科学校、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア、職業教育	959	81
11	Deutsche Schule Santa Cruz	Bolivia	Santa Cruz de la Sierra	1-12	DSD I、DSD II	1,143	83
12	Deutsche Schule Rio de Janeiro	Brazil	Rio de Janeiro	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	1,179	112
13	Colégio Visconde de Porto Seguro Unidade 1	Brazil	São Paulo	1-12	DSD I、DSD II、基幹学校、実科学校、アビトゥーア	2,531	80
14	Deutsche Schule São Paulo	Brazil	São Paulo	1-13	ZDP、DSD I、DSD II、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア、職業教育	1,041	95
15	Colégio Visconde de Porto Seguro - Unidade II	Brazil	Valinhos	1-12		494	57
16	Deutsche Schule Sofia	Bulgaria	Sofia	1-12	ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	221	41
17	Internationale Deutsche Schule Alexander von Humboldt Montreal	Canada	Baie d'Urfé	1-12	DSD II、中等教育 I、アビトゥーア	278	29
18	Deutsche Schule Toronto	Canada	Toronto	1-10		54	17
19	Deutsche Schule Concepción	Chile	Concepción	1-12	ZDP、DSD I、DSD II	847	5
20	Deutsche Schule St. Thomas Morus	Chile	Santiago	1-12	DSD I、DSD II	645	11
21	Deutsche Schule Santiago	Chile	Santiago	1-14	DSD I、DSD II、アビトゥーア、職業教育	1,819	155
22	Instituto Alemán Carlos Anwandter Valdivia	Chile	Valdivia	1-12	DSD I、DSD II	661	125
23	Deutsche Schule Valparaíso	Chile	Viña del Mar	1-12	DSD I、DSD II	998	89

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
24	Deutsche Botschaftsschule Peking	China	Beijing	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	525	157
25	Deutsche Internationale Schule Changchun	China	Changchun	1-10	基幹学校、実科学校、ギムナジウム上級への編入権利	57	12
26	Deutsch-Schweizerische Internationale Schule	China	Hongkong	1-15	DSD I、DSD II、基幹学校、実科学校、アビトゥーア、職業教育	1,116	31
27	Deutsche Schule Shanghai EuroCampus	China	Shanghai	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	676	54
28	Deutsche Schule Shanghai Pudong	China	Shanghai	1-12	基幹学校、実科学校、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	304	81
29	Deutsche Schule Barranquilla	Colombia	Barranquilla	1-12	DSD I、DSD II	902	83
30	Colegio Andino - Deutsche Schule Bogotá	Colombia	Bogotá	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	1,695	112
31	Deutsche Schule Cali	Colombia	Cali	1-12	DSD I、DSD II	811	80
32	Deutsche Schule Medellín	Colombia	Itagüí	1-12	DSD I、DSD II	966	95
33	Humboldt-Schule San José	Costa Rica	San José	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	754	57
34	Deutsche Internationale Schule in Zagreb	Croatia	Zagreb	1-12	DSD I、ギムナジウム上級への編入権利	93	41
35	Deutsche Schule Prag	Czech	Prague	1-12	実科学校、アビトゥーア	415	29
36	Sankt Petri Schule Kopenhagen	Denmark	Copenhagen	1-12	DSD I、中等教育 I、アビトゥーア	520	47
37	Deutsche Schule Stiehle de Cuenca	Ecuador	Cuenca	1-12	DSD I、DSD II	572	48
38	Deutsche Humboldt Schule Guayaquil	Ecuador	Guayaquil	1-12	DSD II、アビトゥーア	1,292	109
39	Deutsche Schule Quito	Ecuador	Quito	1-12	DSD I、DSD II、ギムナジウム上級への編入権利、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア、職業教育	1,343	113
40	Deutsche Schule Beverly Hills Kairo	Egypt	6th of October City	1-12	DSD I、DSD II、基幹学校、実科学校、ギムナジウム上級への編入権利	246	33
41	Deutsche Schule der Borromäerinnen Alexandria	Egypt	Alexandria	1-12	アビトゥーア、専門大学アビトゥーア	613	54
42	Neue Deutsche Schule Alexandria	Egypt	Alexandria	1-9	DSD I、DSD II	220	24
43	Deutsche Evangelische Oberschule Kairo	Egypt	Cairo	1-12	実科学校、アビトゥーア	1,028	104
44	Europa-Schule Kairo	Egypt	Cairo	1-12	DSD I、DSD II、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	618	68

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
45	Deutsche Schule der Borromäerinnen Kairo	Egypt	Cairo	1-12	アビトゥーア	610	48
46	Deutsche Schule Hurghada	Egypt	Hurghada	1-10	中等教育 I	113	13
47	Deutsche Schule San Salvador	El Salvador	San Salvador	1-12	DSD I、DSD II	803	78
48	Deutsche Botschaftsschule Addis Abeba	Ethiopia	Addis Abeba	1-12	中等教育 I	130	25
49	Deutsche Schule Helsinki	Finland	Helsinki	1-12	DSD I、アビトゥーア	626	69
50	Deutsche Schule Toulouse	France	Colomiers Cedex	1-12	基幹学校、実科学学校、アビトゥーア	303	38
51	Internationale Deutsche Schule Paris	France	Saint-Cloud	1-12	基幹学校、実科学学校、アビトゥーア	268	39
52	Deutsche Internationale Schule Tbilisi	Georgia	Tbilisi	1-4	なし	52	3
53	German Swiss International School Accra	Ghana	Accra	1-9		50	12
54	Deutsche Schule Athen	Greece	Marousi	1-12	DSD II、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	939	95
55	Deutsche Schule Thessaloniki	Greece	Thessaloniki	1-12	アビトゥーア	534	57
56	Deutsche Schule Guatemala	Guatemala	Guatemala City	1-14	DSD I、DSD II、アビトゥーア、職業教育	887	84
57	Ungarndeutsches Bildungszentrum	Hungary	Baja	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	786	77
58	Deutsche Schule Budapest - Thomas-Mann-Gymnasium	Hungary	Budapest	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	434	48
59	Audi Hungaria Schule Győr	Hungary	Győr	1-9		400	49
60	Deutsche Schule New Delhi	India	Chanakyapuri	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	133	24
61	DSB International School	India	Mumbai	1-12	DSD I	132	31
62	Deutsche Internationale Schule Jakarta	Indonesia	Tangerang	1-12	基幹学校、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	309	42
63	Deutsche Botschaftsschule Teheran	Iran	Teheran	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	235	43
64	Deutsche Schule Erbil	Iraq	Erbil	1-9		170	21
65	St. Kilian's Deutsche Schule Dublin	Ireland	Dublin	1-12	DSD I、DSD II	560	54
66	Deutsche Schule Genua	Italy	Genova	1-13	DSD I、アビトゥーア	379	35
67	Deutsche Schule Mailand	Italy	Milano	1-13	アビトゥーア	779	78
68	Deutsche Schule Rom	Italy	Roma	1-13	アビトゥーア	679	72
69	Deutsche Schule Kobe - European School	Japan	Kobe	1-6	なし	74	19
70	Deutsche Schule Tokyo Yokohama/東京横浜独逸学園	Japan	Yokohama	1-12	基幹学校、実科学学校、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア	310	37
71	Deutsche Schule Nairobi - Michael-Grzimek-Schule	Kenya	Nairobi	1-12	実科学学校、アビトゥーア	186	30
72	Deutsche Schule Beirut	Lebanon	Beirut	1-12	DSD I、DSD II	889	56
73	Deutsche Schule Tripolis	Lybia	Tripolis	1-8		49	10
74	Deutsche Schule Kuala Lumpur	Malaysia	Petaling Jaya	1-12	中等教育 I、アビトゥーア	204	21

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
75	Deutsche Schule Guadalajara	Mexico	Guadalajara/Jalisco	1-12	DSD I、DSD II	829	65
76	Colegio Alemán Alexander von Humboldt A. C.	Mexico	La Herradura	1-13	DSD I、DSD II、アビトゥーア	800	79
77	Colegio Alemán Alexander von Humboldt A. C.	Mexico	Lomas Verdes	1-12	DSD I、DSD II、実科学学校、アビトゥーア	789	75
78	Deutsche Schule Puebla	Mexico	Puebla	1-12	DSD I、DSD II、基幹学校、実科学学校、アビトゥーア	1,156	129
79	Colegio Alemán Alexander von Humboldt A. C.	Mexico	Xochimilco	1-13	DSD I、DSD II、アビトゥーア	890	92
80	Deutsche Höhere Privatschule Windhoek	Namibia	Windhoek	1-12	DSD II、アビトゥーア	996	90
81	Deutsche Internationale Schule Den Haag	Netherlands	Den Haag	1-12	アビトゥーア	237	36
82	Deutsche Schule Managua	Nicaragua	Managua	1-12	DSD I、DSD II	632	56
83	Deutsche Schulen Nigeria	Nigeria	Abuja-Lagos	1-10	基幹学校、実科学学校、ギムナジウム上級編入試験	116	23
84	Deutsche Schule Oslo - Max Tau	Norway	Oslo	1-12	DSD I、中等教育 I	276	32
85	Talitha Kumi - Deutsche Evangelisch-Lutherische Schule	Palestine	Beit Jala	1-12	DSD I、DSD II、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	753	61
86	Schmidt-Schule Jerusalem	Palestine	East Jerusalem	1-12	DSD I、DSD II、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	504	53
87	Colegio Goethe - Deutsche Schule Asunción	Paraguay	Asunción	1-12	DSD I、DSD II	997	112
88	Colegio Peruano Alemán	Peru	Arequipa	1-12	DSD I、DSD II	906	82
89	Colegio Peruano Alemán Beata Imelda	Peru	Lima	1-12	DSD I、DSD II	514	48
90	Deutsche Schule Lima Alexander von Humboldt	Peru	Lima	1-13	DSD I、DSD II、専門大学アビトゥーア、アビトゥーア、職業教育	1,422	129
91	German European School Manila at EIS	Philippines	Parañaque	1-12	中等教育 I	126	34
92	Willy-Brandt-Schule	Poland	Warszawa	1-12	アビトゥーア	231	40
93	Deutsche Schule Lissabon	Portugal	Lisboa	1-12	基幹学校、実科学学校、アビトゥーア	870	96
94	Deutsche Schule zu Porto	Portugal	Porto	1-12	アビトゥーア	504	61
95	Deutsche Internationale Schule Doha	Qatar	Doha	1-10	ギムナジウム上級への編入権利	184	21
96	Deutsche Schule Bukarest	Romania	Bucaresti	1-8	なし	59	12
97	Deutsche Schule Moskau "Friedrich-Joseph Haass"	Russia	Moscow	1-12	実科学学校、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	409	47
98	Deutsche Schule Sankt Petersburg	Russia	Saint Petersburg	1-9	なし	87	27

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
99	Deutsche Schule Jeddah/ German International School Jeddah	Saudi Arabia	Jeddah	1-10	中等教育 I	96	17
100	Deutsche Internationale Schule Riyadh/ German International School Riyadh	Saudi Arabia	Riyadh	1-10	中等教育 I	86	19
101	Deutsche Schule Belgrad	Serbia	Belgrade	1-12	実科学校、アビトゥ ーア	176	30
102	Deutsche Europäische Schule Singapur	Singapore	Singapore	1-12	DSD I、DSD II、中等 教育 I、アビトゥーア	1,204	13
103	Deutsche Schule Bratislava	Slovakia	Bratislava	1-11	実科学校、ギムナジ ウム上級への編入権 利	188	30
104	Deutsche Internationale Schule Kapstadt	South Africa	Cape Town	1-12	DSD II、アビトゥー ア	802	77
105	Deutsche Schule Hermannsburg	South Africa	Hermannsburg	1-12	DSD I、DSD II	193	30
106	Deutsche Internationale Schule Johannesburg	South Africa	Johannesburg	1-12	DSD II、アビトゥー ア	781	79
107	Deutsche Schule Pretoria	South Africa	Pretoria	1-12	DSD I、DSD II、アビ トゥーア	681	68
108	Deutsche Schule Seoul International	South Korea	Seoul	1-12	中等教育 I、アビトゥ ーア	163	29
109	FEDA Business School Barcelona	Spain	Barcelona	14-15	職業教育		13
110	Deutsche Schule Bilbao	Spain	Bilbao	1-12	基幹学校、実科学校、 アビトゥーア	521	53
111	Deutsche Schule Barcelona	Spain	Esplugues de Llobregat	1-12	中等教育 I、アビトゥ ーア	1,132	91
112	Deutsche Schule Las Palmas	Spain	Las Palmas de Gran Canaria	1-12	実科学校、アビトゥ ーア	576	54
113	Deutsche Schule Madrid/ Colegio Alemán Madrid	Spain	Madrid	1-12	基幹学校、実科学校、 アビトゥーア	1,278	102
114	FEDA Business School Madrid	Spain	Madrid	14-15	職業教育	27	6
115	Deutsche Schule in der Provinz Málaga	Spain	Marbella	1-12	基幹学校、実科学校、 アビトゥーア	522	41
116	Deutsche Schule Santa Cruz de Tenerife	Spain	Santa Cruz de Tenerife	1-12	基幹学校、実科学校、 アビトゥーア	543	47
117	Deutsche Schule Valencia	Spain	Valencia	1-12	アビトゥーア		57
118	Deutsche Schule Stockholm	Sweden	Stockholm	1-12	アビトゥーア	575	53
119	Deutsche Schule Genf	Switzerland	Genève-Vernie r	1-12	実科学校、ギムナジ ウム上級への編入権 利、アビトゥーア	308	36
120	Taipei European School, Deutsche Sektion	Taiwan	Taipei	1-12	中等教育 I	87	25
121	RIS Swiss Section-Deutschsprachige Schule Bangkok	Thailand	Bangkok	1-12	DSD I、DSD II、実科 学校、ギムナジウム 上級への編入権利	148	33
122	Christliche Deutsche Schule Chiang Mai	Thailand	Chiang Mai	1-12	実科学校、ギムナジ ウム上級への編入権 利、アビトゥーア	125	24

No.	学校	国	市町村	設置学年	ドイツの卒業資格	児童生徒数	教員数
123	Ernst-Reuter-Schule – Privatschule der Deutschen Botschaft Ankara	Turkey	Çankaya-Ankara	1-12	中等教育 I	179	25
124	Deutsche Schule Istanbul/ Privatschule der Deutschen Botschaft Ankara – Sekundarstufe I und II	Turkey	Istanbul	5-12	DSD II、アビトゥーア	801	98
125	Istanbul Lisesi	Turkey	Istanbul	9-13	DSD I、DSD II、アビトゥーア	907	67
126	Privatschule der Deutschen Botschaft Ankara, Zweigstelle Istanbul	Turkey	Istanbul	1-4	なし	92	12
127	Privatschule der Deutschen Botschaft Ankara, Zweigstelle Izmir	Turkey	Izmir	1-10	実科学校、ギムナジウム上級への編入権利	74	19
128	Deutsche Schule Kiew	Ukraine	Kiev	1-10	ギムナジウム上級への編入権利	75	21
129	Deutsche Internationale Schule in Abu Dhabi	United Arab Emirates	Abu Dhabi	1-12	中等教育 I、職業教育	331	34
130	Deutsche Internationale Schule Dubai	United Arab Emirates	Dubai	1-12	実科学校、ギムナジウム上級への編入権利、アビトゥーア	412	41
131	Deutsche Internationale Schule Sharjah	United Arab Emirates	Sharjah	1-11	中等教育 I	138	17
132	Deutsche Schule London	United Kingdom	London	1-12	基幹学校、実科学校、アビトゥーア	736	65
133	German International School Portland	United States of America	Beaverton	1-5	なし	128	22
134	Deutsche Internationale Schule Boston	United States of America	Boston	1-12	アビトゥーア	194	32
135	German International School of Silicon Valley	United States of America	Mountain View	1-12	DSD I、DSD II、中等教育 I、アビトゥーア	403	52
136	German School Washington D.C.	United States of America	Potomac	1-12	実科学校、アビトゥーア	418	55
137	Deutsche Internationale Schule New York	United States of America	White Plains	1-12	実科学校、アビトゥーア	335	43
138	Deutsche Schule Montevideo	Uruguay	Montevideo	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	1,188	148
139	Colegio Humboldt Caracas	Venezuela	Caracas	1-12	DSD I、DSD II、アビトゥーア	857	90
140	Deutsche Schule Ho Chi Minh City	Vietnam	Ho Chi Minh City	1-8	なし	32	10
合計						77,387	7,891

・在外教育施設一覧(フランス)

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
1	Lycée français Jules Verne et son annexe Miriam Makeba de Pretoria	Afrique du Sud	Johannesburg		
2	Ecole française François Le Vaillant	Afrique du Sud	Le Cap	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
3	Ecole française de Tirana	Albanie	Tirana	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少~小学校基礎1年のみ
4	Lycée international Alexandre Dumas	Algérie	Alger	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中~小学校中級2年クラスのみ
5	Petite Ecole d'Hydra - Mlf	Algérie	Alger		
6	Ecole Voltaire	Allemagne (République fédérale d')	Berlin	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
7	Lycée français	Allemagne (République fédérale d')	Berlin	Collège : classes de 5e, 4e et 3e uniquement	中学校 : 第5、4、3学年のみ
8	Ecole française de Gaulle-Adenauer	Allemagne (République fédérale d')	Bonn	Ecole : classes maternelles et classes de CP au CM1 uniquement	幼稚園年少~小学校中級1年のみ
9	Lycée français de Düsseldorf	Allemagne (République fédérale d')	Düsseldorf		
10	Lycée français Victor Hugo	Allemagne (République fédérale d')	Francfort-sur-Main		
11	Ecole élémentaire franco-allemande	Allemagne (République fédérale d')	Fribourg-en-Brisgau	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
12	Ecole franco-allemande de Fribourg	Allemagne (République fédérale d')	Fribourg-en-Brisgau	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
13	Lycée franco-allemand	Allemagne (République fédérale d')	Fribourg-en-Brisgau		
14	Lycée français de Hambourg, lycée Antoine de Saint-Exupéry	Allemagne (République fédérale d')	Hambourg		
15	Ecole française Pierre et Marie Curie, maternelle et élémentaire	Allemagne (République fédérale d')	Heidelberg	Ecole : classes maternelles et classes du CP au CM1 uniquement	幼稚園年少~小学校中級1年のみ
16	Lycée français Jean Renoir	Allemagne (République fédérale d')	Munich		
17	Lycée franco-allemand	Allemagne (République fédérale d')	Sarrebruck		
18	Ecole française de Sarrebruck et Dilling	Allemagne (République fédérale d')	Sarrebruck et Dilling		
19	Ecole élémentaire franco-allemande de Stuttgart-Sillenbuch	Allemagne (République fédérale d')	Stuttgart	Section française bilingue uniquement Ecole : classes du CP au CM1 uniquement	フランスバイリンガルセッションのみ 小学校 : 基礎1年~中級1年のみ
20	Ecole maternelle bilingue franco-allemande Georges Cuvier	Allemagne (République fédérale d')	Stuttgart	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
21	Lycée français Alioune Blondin Beye	Angola	Luanda		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
22	Lycée français Mlf d'Al-Khobar	Arabie saoudite	Al Khobar	Lycée : classes de seconde, première et terminale S uniquement	高等学校 : 第2学年～第1学年、最終学年 数学・科学のみ
23	Ecole française internationale	Arabie saoudite	Djeddah		
24	Ecole française internationale de Riyad	Arabie saoudite	Riyad		
25	Collège franco-argentin de Martinez	Argentine	Buenos Aires		
26	Lycée franco-argentin Jean Mermoz	Argentine	Buenos Aires		
27	Ecole maternelle française	Arménie	Erevan	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
28	Fondation Ecole française	Arménie	Erevan	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
29	Ecole maternelle franco-australienne, Red Hill	Australie	Canberra	Ecole : classes de PS et de MS uniquement	幼稚園 : 年少～年中クラスのみ
30	Lycée franco-australien	Australie	Canberra	Ecole : classes de GS au CM2 uniquement	幼稚園年長～小学校中級2年のみ
31	Ecole française	Australie	Melbourne	Ecole : classes de GS au CM2 uniquement	幼稚園年長～小学校中級2年のみ
32	Lycée Condorcet, The international French School of Sydney	Australie	Sydney		
33	Lycée français	Autriche	Vienne		
34	Lycée français - Mlf de Bahreïn	Bahreïn	Muharraq	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
35	Ecole française internationale de Dacca	Bangladesh	Dacca		
36	Lycée français	Belgique	Anvers		
37	Lycée français Jean Monnet	Belgique	Bruxelles		
38	Etablissement français d'enseignement Montaigne	Bénin (République du)	Cotonou		
39	Ecole française Total - Mlf - Yangon	Birmanie (Myanmar)	Rangoun	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
40	Lycée franco-bolivien Alcide d'Orbigny	Bolivie	La Paz		
41	Ecole française	Bolivie	Santa Cruz de la Sierra	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
42	Collège international français	Bosnie-Herzégovine	Sarajevo	Collège : classes de 6e et 5e uniquement	中学校 : 第6学年と第5学年のみ
43	Lycée français François Mitterrand	Brésil	Brasilia		
44	Ecole Renault do Brasil - Mlf	Brésil	Curitiba		
45	Ecole française	Brésil	Natal		
46	Lycée Molière	Brésil	Rio de Janeiro		
47	Lycée Pasteur	Brésil	São Paulo		
48	Lycée français Victor Hugo	Bulgarie	Sofia		
49	Ecole française internationale	Bulgarie	Varna		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
50	Ecole française André Malraux	Burkina Faso	Bobo-Dioulasso		
51	Lycée Saint-Exupéry de Ouagadougou	Burkina Faso	Ouagadougou		
52	Ecole française	Burundi	Bujumbura	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
53	Lycée français René Descartes de Phnom Penh	Cambodge	Phnom Penh		
54	Ecole française	Cambodge	Siem Reap		
55	Ecole française	Cambodge	Sihanoukville		
56	Lycée français Dominique Savio	Cameroun	Douala		
57	Ecole française Le Tinguelin	Cameroun	Garoua		
58	Ecole française Les Boukarous	Cameroun	Maroua		
59	Ecole internationale Le Flamboyant	Cameroun	Yaoundé		
60	Lycée français Fustel de Coulanges	Cameroun	Yaoundé		
61	Lycée Louis Pasteur	Canada	Calgary	Lycée : classes de seconde, de première et terminale S uniquement	高等学校 : 第2学年～最終学年理系のみ
62	Collège international Marie de France	Canada	Montréal		
63	Collège Stanislas et son annexe de Québec à Sillery	Canada	Montréal		
64	Lycée Claudel	Canada	Ottawa		
65	Ecole bilingue (Toronto French School)	Canada	Toronto		
66	Lycée français	Canada	Toronto		
67	Ecole française internationale Cousteau	Canada	Vancouver	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
68	Ecole internationale Les Alizés	Cap-Vert	Praia		
69	Lycée français Charles de Gaulle	République centrafricaine	Bangui	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
70	Lycée français Charles de Gaulle	Chili	Concepción	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
71	Lycée Jean Mermoz	Chili	Curicó		
72	Lycée Claude Gay	Chili	Osorno		
73	Lycée Antoine de Saint-Exupéry	Chili	Santiago		
74	Lycée Jean d'Alembert Viña del Mar	Chili	Valparaiso	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
75	Ecole française internationale	Chine	Canton	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
76	Lycée français international Victor Segalen	Chine	Hong Kong		
77	Lycée français international de Pékin	Chine	Pékin		
78	Enseignement Français Chinois Phoenix	Chine	Shanghai	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
79	Le Petit Lotus Bleu	Chine	Shanghai	Section française	フランスセクション
80	Lycée français de Shanghai	Chine	Shanghai		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
81	Ecole internationale de Shekou	Chine	Shenzhen	Ecole : classe de GS et classes élémentaires uniquement	幼稚園 : 年長クラス、小学校のみ
82	Ecole française internationale	Chine	Wuhan		
83	Ecole Mlf - PSA	Chine	Wuhan		
84	Ecole Mlf - PSA	Chine	Xiang Yang		
85	Ecole française Arthur Rimbaud	Chypre	Nicosie		
86	Lycée Louis Pasteur	Colombie	Bogota		
87	Lycée français Paul Valéry	Colombie	Cali		
88	Lycée français	Colombie	Pereira		
89	Ecole française Henri Matisse	Comores	Moroni		
90	Lycée français René Descartes de Kinshasa	Congo (République démocratique du)	Kinshasa		
91	Etablissement scolaire français Blaise Pascal	Congo (République démocratique du)	Lubumbashi	Ecole : classes de MS à CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
92	Lycée français Saint-Exupéry	Congo (République du)	Brazzaville		
93	Ecole française Charlemagne	Congo (République du)	Pointe-Noire		
94	Lycée français de Séoul	Corée du Sud	Séoul		
95	Lycée international Xavier	Corée du Sud	Séoul	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
96	Lycée franco-costaricien	Costa Rica	San José		
97	Cours Lamartine	Côte d'Ivoire	Abidjan		
98	Cours Sévigné	Côte d'Ivoire	Abidjan		
99	Ecole internationale Jules Verne	Côte d'Ivoire	Abidjan	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
100	Groupe scolaire Paul Langevin	Côte d'Ivoire	Abidjan		
101	La Farandole internationale	Côte d'Ivoire	Abidjan		
102	La Pépinière des Deux Plateaux	Côte d'Ivoire	Abidjan		
103	Le Nid de Cocody	Côte d'Ivoire	Abidjan		
104	Lycée français Blaise Pascal	Côte d'Ivoire	Abidjan		
105	Lycée Maurice Delafosse	Côte d'Ivoire	Abidjan		
106	Ecole française de Zagreb - Eurocampus	Croatie	Zagreb	Collège : classes de 6e et 5e uniquement	中学校 : 第6学年と第5学年のみ
107	Ecole française	Cuba	La Havane		
108	Lycée français Prins Henrik	Danemark	Copenhague		
109	Ecole française Théodore Chassériau	République dominicaine	Las Terrenas		
110	Lycée français	République dominicaine	Saint-Domingue		
111	Ecole de la Nativité	Djibouti	Djibouti		
112	Lycée français de Djibouti	Djibouti	Djibouti		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
113	Lycée français - Mlf	Egypte	Alexandrie	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
114	Collège de la Mère de Dieu	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
115	Collège-lycée de la Sainte Famille	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
116	Collège-lycée de La Salle	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
117	Ecole Voltaire	Egypte	Le Caire	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
118	Lycée Concordia	Egypte	Le Caire		
119	Lycée français du Caire	Egypte	Le Caire		
120	Lycée international Honoré de Balzac	Egypte	Le Caire	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
121	Lycée international Nefertari	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
122	Section française de la MISR Language School - Mlf	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
123	Section française du collège du Sacré-Cœur de Ghamra	Egypte	Le Caire	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
124	Lycée français Théodore Monod	Emirats arabes unis	Abou Dabi	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
125	Filière française de l'International Concept for Education	Emirats arabes unis	Abou Dabi	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
126	Lycée Louis Massignon	Emirats arabes unis	Abou Dabi		
127	Lycée français international de l'AFLEC	Emirats arabes unis	Dubaï	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
128	Lycée libanais francophone privé	Emirats arabes unis	Dubaï	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
129	Lycée français international Georges Pompidou	Emirats arabes unis	Dubaï (Charjah)		
130	Ecole franco-équatorienne Joseph de Jussieu	Equateur	Cuenca	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
131	Lycée franco-équatorien La Condamine	Equateur	Quito		
132	Lycée français - Mlf - Pierre Deschamps et son annexe l'école française Pablo Picasso de Benidorm	Espagne	Alicante		
133	Ecole française Ferdinand de Lesseps	Espagne	Barcelone		
134	Lycée français	Espagne	Barcelone		
135	Lycée français de Bilbao	Espagne	Bilbao		
136	Lycée français de Gavà Bon Soleil	Espagne	Gavà-Barcelone	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
137	Ecole française d'Ibiza	Espagne	Ibiza		
138	Lycée français - Mlf - René Verneau	Espagne	Las Palmas	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
139	Ecole maternelle française Pomme d'Api	Espagne	Madrid	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
140	Ecole Saint-Louis des Français	Espagne	Madrid	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
141	Lycée français et son annexe, l'Ecole de Saint-Exupéry	Espagne	Madrid		
142	Union chrétienne de Saint-Chaumont	Espagne	Madrid		
143	Lycée français de Malaga	Espagne	Malaga		
144	Lycée français - Mlf - André Malraux	Espagne	Murcie		
145	Lycée français - Mlf	Espagne	Palma de Majorque	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
146	Collège français	Espagne	Reus	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
147	Ecole Bel Air	Espagne	Sant Pere de Ribes	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
148	Collège français Jules Verne - Mlf	Espagne	Santa Cruz de Tenerife	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
149	Lycée Molière - Mlf	Espagne	Saragosse		
150	Lycée français - Mlf	Espagne	Séville		
151	Lycée français de Valence	Espagne	Valence		
152	Lycée français de Castilla y León - Mlf	Espagne	Valladolid	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
153	Lycée Molière - Mlf - Villanueva de la Cañada	Espagne	Villanueva de la Cañada		
154	Ecole internationale d'Arizona	Etats-Unis	Etat d'Arizona : Phoenix		
155	Ecole bilingue	Etats-Unis	Etat de Californie : Berkeley	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
156	Lycée français de Los Angeles	Etats-Unis	Etat de Californie : Los Angeles	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
157	Lycée international de Los Angeles (LILA)	Etats-Unis	Etat de Californie : Los Angeles	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
158	Ecole internationale de la Péninsule	Etats-Unis	Etat de Californie : Palo Alto		
159	Ecole franco-américaine	Etats-Unis	Etat de Californie : San Diego	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
160	La Petite Ecole	Etats-Unis	Etat de Californie : San Diego	Ecole : classes maternelles, classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園～小学校基礎1年のみ
161	Lycée français de San Francisco	Etats-Unis	Etat de Californie : San Francisco	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
162	Lycée international franco-américain (LIFA)	Etats-Unis	Etat de Californie : San Francisco		
163	Santa Rosa French American Charter School	Etats-Unis	Etat de Californie : Santa Rosa	Ecole : classes de MS et de GS uniquement	幼稚園 : 年中～年長クラスのみ
164	Ecole franco-américaine de la Silicon Valley	Etats-Unis	Etat de Californie : Sunnyvale		
165	Ecole française bilingue - Mlf	Etats-Unis	Etat de Caroline du		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
			Sud : Greenville		
166	Ecole franco-américaine (EFAM)	Etats-Unis	Etat de Floride : Miami		
167	Section française des écoles internationales du comté de Broward	Etats-Unis	Etat de Floride : Miami (comté de Broward)	Lycée : séries ES et L	高等学校 : 経済科学及び文系のみ
168	Section française des écoles publiques internationales du comté de Dade	Etats-Unis	Etat de Floride : Miami (comté de Dade)	Lycée : série ES	高等学校 : 経済科学のみ
169	Ecole internationale (AIS)	Etats-Unis	Etat de Géorgie : Atlanta		
170	Little Da Vinci International School	Etats-Unis	Etat de Géorgie : Atlanta	Cursus franco-anglais uniquement - Ecole : classes maternelles uniquement	仏-英教育課程のみ 幼稚園のみ
171	Ecole franco-américaine de Chicago (EFAC)	Etats-Unis	Etat de l'Illinois : Chicago		
172	Lycée français	Etats-Unis	Etat de l'Illinois : Chicago	Lycée : séries ES, L, S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
173	Ecole internationale franco-américaine	Etats-Unis	Etat de l'Oregon : Portland	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
174	Etoile French School	Etats-Unis	Etat de l'Oregon : Portland	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
175	Audubon Charter School	Etats-Unis	Etat de Louisiane : Nouvelle-Orléans	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
176	Ecole bilingue	Etats-Unis	Etat de Louisiane : Nouvelle-Orléans		
177	Le Lycée français de la Nouvelle-Orléans	Etats-Unis	Etat de Louisiane : Nouvelle-Orléans	Ecole : classes maternelles et classes de CP au CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
178	Ecole internationale de Brooklyn	Etats-Unis	Etat de New York : Brooklyn	Ecole : classes de PS et de MS uniquement	幼稚園 : 年少～年中クラスのみ
179	Lycée franco-américain de New York (FASNY)	Etats-Unis	Etat de New York : Mamaroneck	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
180	Ecole internationale	Etats-Unis	Etat de New York : New York		
181	Ecole internationale des Nations unies (UNIS)	Etats-Unis	Etat de New York : New York	Ecole : classes de CE1 à CM2 uniquement	小学校 : 基礎1年～中級2年のみ
182	Lyceum Kennedy	Etats-Unis	Etat de New York : New York	Section française uniquement	フランスセクション
183	Lycée français	Etats-Unis	Etat de New York : New York	Ecole : classes de MS à CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
			York (Manhattan)		
184	Ecole française internationale	Etats-Unis	Etat de Pennsylvanie : Philadelphie	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
185	Ecole franco-américaine de Rhode Island	Etats-Unis	Etat de Rhode Island : Providence		
186	Ecole d'immersion de Bellevue	Etats-Unis	Etat de Washington : Seattle		
187	Ecole franco-américaine du Puget Sound	Etats-Unis	Etat de Washington : Seattle	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
188	Ecole internationale d'Indiana	Etats-Unis	Etat d'Indiana : Indianapolis		
189	Ecole française internationale	Etats-Unis	Etat du Colorado : Denver	Section française de la Denver Montana international school	フランスセクション
190	Ecole française du Maine	Etats-Unis	Etat du Maine : South Freeport		
191	Lycée français international Rochambeau	Etats-Unis	Etat du Maryland : Bethesda (Washington, DC)	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
192	Lycée international de Boston	Etats-Unis	Etat du Massachusetts : Boston	Lycée : séries ES, L, S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
193	Ecole française	Etats-Unis	Etat du Michigan : Detroit	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
194	The French Academy of Minnesota	Etats-Unis	Etat du Minnesota : Minneapolis	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
195	French American Academy	Etats-Unis	Etat du New Jersey : New Milford et Morris Plains		
196	French American School of Princeton	Etats-Unis	Etat du New Jersey : Princeton		
197	Austin International School - Mlf	Etats-Unis	Etat du Texas : Austin		
198	Dallas International school	Etats-Unis	Etat du Texas : Dallas		
199	Section française d'Awty International School	Etats-Unis	Etat du Texas : Houston	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
200	Lycée franco-éthiopien Guébré Mariam - Mlf	Ethiopie	Addis-Abeba		
201	Ecole française Jules Verne	Finlande	Helsinki		
202	Ecole Areva - Mlf	Finlande	Rauma		
203	Ecole publique conventionnée	Gabon	Franceville		
204	Ecole Yenzi Shell-Gabon	Gabon	Gamba		
205	Ecole publique conventionnée d'Owendo	Gabon	Libreville		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
206	Ecole publique conventionnée des Charbonnages	Gabon	Libreville		
207	Ecole publique conventionnée Gros Bouquet I	Gabon	Libreville		
208	Ecole publique conventionnée Gros Bouquet II	Gabon	Libreville		
209	Lycée Blaise Pascal	Gabon	Libreville		
210	Ecole primaire - Mlf Comilog	Gabon	Moanda		
211	Lycée Henri Sylvoz	Gabon	Moanda		
212	Ecole Léopold Sédar Senghor	Gabon	Port-Gentil		
213	Ecole publique conventionnée	Gabon	Port-Gentil		
214	Lycée français Victor Hugo de Port-Gentil	Gabon	Port-Gentil	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
215	Ecole française de Banjul	Gambie	Banjul		
216	Ecole française du Caucase	Géorgie	Tbilissi	Collège : classes de 6e et 5e uniquement	中学校 : 第6学年と第5学年のみ
217	Ecole Marie-Félicité Brosset	Géorgie	Tbilissi		
218	Ecole française d'Accra	Ghana	Accra		
219	Lycée franco-hellénique Eugène Delacroix	Grèce	Athènes		
220	Ecole française - Mlf	Grèce	Thessalonique		
221	Lycée français Jules Verne	Guatemala	Guatemala-Ville		
222	Lycée français Albert Camus de Conakry	Guinée	Conakry		
223	Lycée français « Le Concorde »	Guinée équatoriale	Malabo		
224	Lycée Alexandre Dumas	Haïti	Port-au-Prince		
225	Lycée franco-hondurien	Honduras	Tegucigalpa	Lycée : Séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
226	Lycée français Gustave Eiffel	Hongrie	Budapest		
227	Ecole française internationale de Bombay	Inde	Bombay		
228	Ecole franco-indienne Sishya	Inde	Chennai		
229	Lycée français de Delhi	Inde	New Delhi		
230	Lycée français de Pondichéry	Inde	Pondichéry		
231	Ecole internationale française	Indonésie	Bali	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
232	Ecole Total - Mlf	Indonésie	Balikpapan		
233	Lycée international français de Jakarta	Indonésie	Jakarta		
234	Ecole française	Iran	Téhéran		
235	Ecole Danielle Mitterrand	Iraq	Erbil	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
236	Ecole franco-irlandaise	Irlande	Dublin		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
237	Lycée français Guivat – Washington	Israël	Beit Raban	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
238	Collège des Frères	Israël	Jaffa	Collège : classes de 4e et 3e uniquement	中学校 : 第4学年と第3学年のみ
239	Lycée Thorani	Israël	Kfar Maïmon		
240	Collège français Marc Chagall	Israël	Tel-Aviv	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
241	Collège-lycée franco-israélien Mikve Israël	Israël	Tel-Aviv	Section française uniquement – Collège : classes de 5e, 4e et 3e uniquement Lycée : séries ES, L et S	フランスセクションのみ : 中学校第5学年～3学年まで、高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
242	Ecole française de Florence – Mlf Lycée Victor Hugo	Italie	Florence	Lycée : classes de seconde et de 1re ES, L et S uniquement	高等学校 : 第2学年～第1学年
243	Lycée Stendhal	Italie	Milan		
244	Ecole française de Naples Alexandre Dumas (annexe du lycée Chateaubriand de Rome)	Italie	Naples		
245	Institut Saint-Dominique	Italie	Rome		
246	Lycée Chateaubriand	Italie	Rome		
247	Lycée français Jean Giono	Italie	Turin		
248	Lycée français de Kyoto	Japon	Kyoto	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
249	Lycée français international de Tokyo	Japon	Tokyo		
250	Lycée français de Jérusalem	Jérusalem	Jérusalem		
251	Lycée Havat Hanoar Hatsioni	Jérusalem	Jérusalem		
252	Ecole française d'Amman	Jordanie	Amman	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
253	Section française de l'Ecole internationale Miras	Kazakhstan	Astana	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
254	Lycée français Denis Diderot	Kenya	Nairobi		
255	Lycée français	Koweït	Koweït		
256	Lycée français Josué Hoffet	Laos	Vientiane		
257	Ecole française Jules Verne	Lettonie	Riga		
258	Ecole internationale Antonine (section française) « AIS »	Liban	Aajaltoun		
259	Collège Mont-La Salle	Liban	Aïn Saadé		
260	Collège Saint-Joseph	Liban	Antoura		
261	Dominicaines de Notre-Dame de la Délivrante	Liban	Araya		
262	Collège de la Sagesse	Liban	Baabda		
263	Collège des Pères Antonins	Liban	Baabda		
264	Chouf National College/Collège national du Chouf (« SNC »)	Liban	Baakline	Section française uniquement	フランスセクション

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
265	Collège de la Sainte Famille des Sœurs des Saints Cœurs	Liban	Beit Chabab		
266	Lycée Montaigne	Liban	Beit Chabab	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
267	Collège de la Sagesse	Liban	Beyrouth (Achrafieh)		
268	Collège Notre-Dame de Nazareth	Liban	Beyrouth (Achrafieh)		
269	Grand lycée franco-libanais-Mlf - Achrafieh - Beyrouth	Liban	Beyrouth (Achrafieh)		
270	Collège des Saints-Cœurs	Liban	Beyrouth (Achrafieh-Sioufi)		
271	Collège Louise Wegmann	Liban	Beyrouth (Badaro), Bchamoun et Jouret el-Ballout		
272	Collège international (« IC »)	Liban	Beyrouth (Bliss) et Ain Aar	Section française uniquement	フランスセクション
273	Collège protestant français	Liban	Beyrouth (Koraïtem)		
274	Collège Elite	Liban	Beyrouth (Moussaitbeh) et Bchamoun		
275	Lycée franco-libanais - Mlf - Verdun -Beyrouth	Liban	Beyrouth (Verdun)		
276	Lycée Abdel-Kader	Liban	Beyrouth (Zarif)		
277	Athénée de Beyrouth	Liban	Bsalim		
278	Collège mariste Champville	Liban	Dick el-Mehdi		
279	Montana International College/Collège international du Montana (« MIC »)	Liban	Dick el-Mehdi	Section française uniquement	フランスセクション
280	Collège de la Sainte Famille	Liban	Fanar		
281	Institut moderne du Liban	Liban	Fanar		
282	Lycée franco-libanais Habbouche - Nabatieh - Mlf	Liban	Habbouche		
283	Lycée Abdallah Rassi - Mlf	Liban	Halba		
284	Collège Notre-Dame de Jamhour	Liban	Jamhour		
285	Collège Notre-Dame-de-Lourdes	Liban	Jbail		
286	Collège central des moines libanais	Liban	Jounieh		
287	Collège des Apôtres	Liban	Jounieh		
288	Lycée franco-libanais Mlf Nahr-Ibrahim - Al Maayssra-Jounieh	Liban	Jounieh (Al-Maayssra)		
289	Collège des Saints-Cœurs	Liban	Kfar Hbab		
290	Collège Melkart	Liban	Louaizé		
291	Collège Carmel Saint-Joseph	Liban	Mechref		
292	Lycée Charlemagne	Liban	Roumié		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
293	Lycée Houssam Edine Hariri	Liban	Saïda		
294	Lycée franco-libanais Mlf Alphonse de Lamartine - Tripoli	Liban	Tripoli		
295	Collège Elite	Liban	Tyr		
296	Collège des Saints Cœurs	Liban	Zahlé		
297	Collège Notre-Dame de Louaizé	Liban	Zouk Mickaël		
298	Lycée de ville	Liban	Zouk Mosbeth (Adonis)		
299	Lycée français - Mlf	Libye	Tripoli		
300	Ecole française de Vilnius	Lituanie	Vilnius	Collège : classes de 6e et de 5e uniquement	中学校 : 第6学年と第5学年のみ
301	Ecole maternelle et primaire francophone	Luxembourg	Luxembourg		
302	Ecole privée Notre-Dame Sainte-Sophie	Luxembourg	Luxembourg		
303	Lycée Vauban	Luxembourg	Luxembourg		
304	Ecole primaire française Charles Baudelaire	Madagascar	Ambanja		
305	Ecole française du lac Alaotra	Madagascar	Ambatondrazaka		
306	Ecole primaire française	Madagascar	Antalaha		
307	Collège français Jules Verne	Madagascar	Antsirabé		
308	Collège français Sadi Carnot	Madagascar	Antsiranana (Diégo-Suarez)		
309	Lycée René Cassin	Madagascar	Fianarantsoa		
310	Ecole La Clairefontaine	Madagascar	Fort-Dauphin		
311	Ecole primaire française	Madagascar	Fort-Dauphin		
312	Collège français Françoise Dolto	Madagascar	Majunga		
313	Ecole primaire française	Madagascar	Manakara		
314	Ecole primaire française	Madagascar	Mananjary		
315	Ecole de l'Alliance	Madagascar	Morondava	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
316	Ecole primaire française Lamartine	Madagascar	Nosy-Bé		
317	Lycée français de Tamatave	Madagascar	Tamatave		
318	Collèges de France	Madagascar	Tananarive		
319	Ecole Alliance française, Antsahabe	Madagascar	Tananarive		
320	Ecole Bird	Madagascar	Tananarive		
321	Ecole La Clairefontaine	Madagascar	Tananarive		
322	Ecole La Francophonie	Madagascar	Tananarive		
323	Ecole Peter Pan	Madagascar	Tananarive		
324	Ecole primaire française A, Ampefiloha	Madagascar	Tananarive		
325	Ecole primaire française B, Ampandrianomby, et son annexe l'Ecole primaire française D, Analamahitsy	Madagascar	Tananarive		
326	Ecole primaire française C, Ambohibao	Madagascar	Tananarive		
327	Lycée français	Madagascar	Tananarive		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
328	Collège Etienne de Flacourt	Madagascar	Tuléar		
329	Lycée français de Kuala Lumpur, Henri Fauconnier	Malaisie	Kuala Lumpur		
330	Ecole Les Lutins	Mali	Bamako		
331	Etablissement Liberté	Mali	Bamako	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
332	Groupe scolaire Les Angelots	Mali	Bamako		
333	Groupe scolaire Paul Gauguin	Maroc	Agadir	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
334	Lycée français - OSUI	Maroc	Agadir		
335	Collège-lycée Léon l'Africain	Maroc	Casablanca		
336	Collège Anatole France	Maroc	Casablanca		
337	Ecole Al Jabr	Maroc	Casablanca		
338	Ecole Claude Bernard	Maroc	Casablanca	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
339	Ecole Ernest Renan	Maroc	Casablanca	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
340	Ecole Georges Bizet	Maroc	Casablanca	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
341	Ecole internationale	Maroc	Casablanca		
342	Ecole Molière	Maroc	Casablanca	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
343	Ecole normale hébraïque	Maroc	Casablanca	Lycée : série S	高等学校 : 数学、科学のみ
344	Ecole primaire Narcisse Leven	Maroc	Casablanca		
345	Ecole Théophile Gautier	Maroc	Casablanca	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
346	Groupe scolaire La Résidence	Maroc	Casablanca		
347	Groupe scolaire OSUI Louis Massignon	Maroc	Casablanca		
348	Lycée Lyautey	Maroc	Casablanca		
349	Lycée Maimonide	Maroc	Casablanca	Lycée : séries S et STG	高等学校 : 数学・科学及び経営科学技術系
350	Lycée OSUI Jean Charcot	Maroc	El Jadida		
351	Groupe scolaire OSUI Eric Tabarly	Maroc	Essaouira	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
352	Groupe scolaire Jean de La Fontaine	Maroc	Fès	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
353	Groupe scolaire Honoré de Balzac	Maroc	Kénitra	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
354	Ecole Auguste Renoir	Maroc	Marrakech	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
355	Groupe scolaire OSUI Jacques Majorelle	Maroc	Marrakech		
356	Lycée Victor Hugo	Maroc	Marrakech		
357	Ecole Jean-Jacques Rousseau	Maroc	Meknès	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
358	Lycée Paul Valéry	Maroc	Meknès		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
359	Groupe scolaire Claude Monet	Maroc	Mohammedia	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
360	Collège Saint-Exupéry	Maroc	Rabat		
361	Ecole Albert Camus	Maroc	Rabat	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
362	Ecole André Chénier	Maroc	Rabat	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
363	Ecole Paul Cézanne	Maroc	Rabat	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
364	Ecole Pierre de Ronsard	Maroc	Rabat	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
365	Lycée Descartes	Maroc	Rabat		
366	Lycée OSUI André Malraux	Maroc	Rabat		
367	Ecole Adrien Berchet	Maroc	Tanger	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
368	Groupe scolaire OSUI Le Détroit	Maroc	Tanger	Ecole : classes de MS à CM2 uniquement Lycée : séries ES et S	幼稚園年中～小学校中級2年のみ、高等学校：経済科学及び数学、科学
369	Lycée Régnauld	Maroc	Tanger		
370	Lycée La Bourdonnais	Maurice	Curepipe		
371	Ecole du Nord	Maurice	Mapou		
372	Lycée des Mascareignes	Maurice	Moka		
373	Ecole du Centre - Collège Pierre Poivre	Maurice	Saint-Pierre		
374	Ecole maternelle et primaire Paul et Virginie	Maurice	Tamarin		
375	Lycée français Théodore Monod	Mauritanie	Nouakchott		
376	Ecole Molière	Mexique	Cuernavaca		
377	Lycée français de Guadalajara	Mexique	Guadalajara		
378	Section française du lycée franco-mexicain	Mexique	Mexico		
379	Collège Charles III	Monaco	Monaco		
380	Cours Saint-Maur	Monaco	Monaco		
381	Ecole de Fontvieille	Monaco	Monaco		
382	Ecole de la Condamine	Monaco	Monaco		
383	Ecole des Carmes	Monaco	Monaco	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
384	Ecole des Revoires	Monaco	Monaco		
385	Ecole du Parc	Monaco	Monaco	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
386	Ecole Saint-Charles	Monaco	Monaco		
387	Etablissement François d'Assise -Nicolas Barré	Monaco	Monaco		
388	Lycée Albert Ier	Monaco	Monaco		
389	Lycée technique et hôtelier de Monte-Carlo	Monaco	Monaco		
390	Ecole française internationale	Mongolie	Oulan-Bator	Ecole : classes de CP et CE1 uniquement	小学校基礎科～基礎1年のみ
391	Ecole française	Mozambique	Maputo		
392	Ecole française de Katmandou	Népal	Katmandou		
393	Lycée franco-nicaraguayen	Nicaragua	Managua	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校：第2学年のみ

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
	Victor Hugo				
394	Lycée Jean de La Fontaine	Niger	Niamey		
395	Ecole française Marcel Pagnol d'Abuja	Nigeria	Abuja		
396	Lycée français Louis Pasteur	Nigeria	Lagos		
397	Ecole française Total - Mlf	Nigeria	Port Harcourt	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
398	Lycée français d'Oslo	Norvège	Oslo		
399	Lycée français - Mlf	Norvège	Stavanger		
400	Ecole française de Mascate - Oman	Oman	Mascate		
401	Ecole française Les Grands Lacs	Ouganda	Kampala	Collège : classes de 6e, 5e et 4e uniquement	中学校 : 第6、5、4学年のみ (第3学年なし)
402	Ecole française	Ouzbékistan	Tachkent		
403	Ecole française Paul Gauguin	Panama	Panama Ciudad		
404	Ecole française et collège Marcel Pagnol	Paraguay	Assomption		
405	Collège français Jules Verne	Paraguay	Ciudad del Este		
406	Ecole française, annexe du lycée Van Gogh	Pays-Bas	Amsterdam		
407	Lycée Van Gogh	Pays-Bas	La Haye		
408	Lycée franco-péruvien	Pérou	Lima		
409	Lycée français de Manille	Philippines	Manille		
410	Lycée français de Varsovie	Pologne	Varsovie		
411	Lycée français Charles Lepierre	Portugal	Lisbonne		
412	Lycée français Marius Latour	Portugal	Porto	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
413	Lycée français de Doha	Qatar	Doha		
414	Lycée franco-qatarien Voltaire	Qatar	Doha		
415	Lycée français Anna de Noailles	Roumanie	Bucarest		
416	Ecole Renault - Mlf	Roumanie	Pitesti		
417	Ecole d'entreprise Total	Royaume-Uni	Aberdeen	Lycée : classes de seconde et première uniquement	高等学校 : 第2学年～第1学年
418	Ecole française	Royaume-Uni	Bristol	Ecole : classes de PS et MS uniquement	幼稚園 : 年少～年中クラスのみ
419	Collège français bilingue de Londres	Royaume-Uni	Londres		
420	Ecole André Malraux d'Ealing, annexe du lycée Charles de Gaulle	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
421	Ecole bilingue	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes de PS et MS uniquement	幼稚園 : 年少～年中クラスのみ
422	Ecole de Wix, annexe du lycée Charles de Gaulle	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
423	Ecole des Petits	Royaume-Uni	Londres		
424	Ecole française de Londres	Royaume-Uni	Londres		
425	Ecole internationale franco-anglaise	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
426	Ecole Le Hérisson	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
427	La Petite Ecole française	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes maternelles, classes de CP au CE2 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎2年のみ
428	Lycée français Charles de Gaulle	Royaume-Uni	Londres	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
429	Ecole française - Mlf - PSA	Russie	Kalouga	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
430	Lycée français Alexandre Dumas	Russie	Moscou		
431	Ecole française André Malraux	Russie	Saint-Petersbourg		
432	Lycée français Antoine et Consuelo de Saint-Exupéry	Salvador (El)	San Salvador		
433	Cours Sainte-Marie de Hann	Sénégal	Dakar	Filière à programme français uniquement	フランスのプログラム課程のみ
434	Ecole actuelle bilingue	Sénégal	Dakar	Section française uniquement - Ecole : classes élémentaires uniquement	フランスセクション 小学校のみ
435	Ecole Aimé Césaire	Sénégal	Dakar	Ecole : classes maternelles et classes de CP et CE1 uniquement	幼稚園年少～小学校基礎1年のみ
436	Ecole Aloys Kobes	Sénégal	Dakar		
437	Ecole française de Dakar - Almadies	Sénégal	Dakar	Ecole : classes maternelles uniquement	幼稚園のみ
438	Ecole franco-sénégalaise de Fann	Sénégal	Dakar	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
439	Ecole franco-sénégalaise du Plateau (Dial-Diop)	Sénégal	Dakar	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ
440	Institution Sainte-Jeanne d'Arc	Sénégal	Dakar	Section française uniquement Ecole : classes élémentaires uniquement	フランスセクション 小学校のみ
441	Lycée français Jean Mermoz	Sénégal	Dakar		
442	Ecole française Antoine de-Saint-Exupéry	Sénégal	Saint-Louis		
443	Ecole française Jacques Prévert	Sénégal	Saly	Lycée : classe de seconde uniquement	高等学校 : 第2学年のみ
444	Ecole française Docteur René Guillet	Sénégal	Thiès		
445	Ecole française François Rabelais	Sénégal	Ziguinchor		
446	Ecole française	Serbie	Belgrade		
447	Ecole française	Seychelles	Victoria		
448	La Petite Ecole	Singapour	Singapour	Ecole : classes de maternelle uniquement	幼稚園クラスのみ
449	Lycée français de Singapour LTD	Singapour	Singapour		
450	Ecole française	Slovaquie	Bratislava		
451	Ecole française de Ljubljana	Slovénie	Ljubljana		
452	Ecole française de Khartoum	Soudan	Khartoum		
453	Ecole française internationale de Colombo	Sri Lanka	Colombo		
454	Lycée français Saint-Louis de Stockholm	Suède	Stockholm	Ecole : classes élémentaires uniquement	小学校のみ

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
455	Ecole française	Suisse	Bâle		
456	Ecole française de Berne	Suisse	Berne		
457	Ecole primaire française	Suisse	Genève	Ecole : classes de GS à CM2 uniquement	幼稚園年長～小学校中級2年のみ
458	Pensionnat Valmont	Suisse	Lausanne		
459	Lycée français de Zurich	Suisse	Zurich		
460	Lycée français - Mlf	Syrie	Alep		
461	Lycée Charles de Gaulle	Syrie	Damas		
462	Section française de l'Ecole européenne	Taiwan	Taipei		
463	Ecole française Arthur Rimbaud	Tanzanie	Dar es-Salaam		
464	Lycée français Montaigne	Tchad	N' Djamena		
465	Lycée français	République tchèque	Prague		
466	Lycée français international de Bangkok	Thaïlande	Bangkok		
467	Ecole francophone de Pattaya	Thaïlande	Chonburi		
468	Ecole française Jungle Samui	Thaïlande	Koh Samui	Ecole : classes de CP et CE1 uniquement	小学校基礎科～基礎1年のみ
469	Lycée français de Lomé	Togo	Lomé		
470	Ecole Jean Giono	Tunisie	Bizerte	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
471	Ecole internationale de Carthage (EIC)	Tunisie	Carthage	Lycée : séries ES, L, S et STG	高等学校 : 経済科学、文系、数学・科学、経営科学技術系
472	Ecole Paul Verlaine	Tunisie	La Marsa	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
473	Lycée français Gustave Flaubert	Tunisie	La Marsa		
474	Ecole Georges Brassens	Tunisie	Mégrine	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
475	Ecole George Sand	Tunisie	Nabeul	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
476	Collège Charles Nicolle	Tunisie	Sousse		
477	Ecole Guy de Maupassant	Tunisie	Sousse	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
478	Ecole Robert Desnos, El Omrane	Tunisie	Tunis	Ecole : classes de MS au CM2 uniquement	幼稚園年中～小学校中級2年のみ
479	Groupe scolaire René Descartes	Tunisie	Tunis	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
480	Lycée Louis Pasteur	Tunisie	Tunis	Collège : classe de 6e uniquement	中学校 : 第6学年のみ
481	Lycée Pierre Mendès France	Tunisie	Tunis		
482	Ecole française Mlf Bouygues	Turkménistan	Ashgabat		
483	Lycée français Charles de Gaulle	Turquie	Ankara		
484	Lycée français Pierre Loti	Turquie	Istanbul		
485	Ecole française de Kiev	Ukraine	Kiev	Lycée : séries ES et S	高等学校 : 経済科学及び数学、科学
486	Lycée français Jules Supervielle	Uruguay	Montevideo		
487	Lycée français Jean-Marie Gustave Le Clezio	Vanuatu	Port-Vila		

No.	学校名	国名	市町村名	Observation	詳細
488	Lycée français (Colegio Francia)	Venezuela	Caracas		
489	Lycée français Alexandre Yersin	Vietnam	Hanoi		
490	Lycée français international Marguerite Duras	Vietnam	Hô Chi Minh-Ville	Lycée : séries ES, L et S	高等学校 : 経済科学、数学・科学、文系
491	Ecole française Champollion	Zambie	Lusaka		
492	Groupe scolaire français Jean de La Fontaine	Zimbabwe	Harare		

・ドイツ語訳語・略称リスト(アルファベット順)

ドイツ語名	日本語訳	略称
Abitur/ allgemeine Hochschulreife	アビトゥーア／総合総合大学大学入学資格	
Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik	対外文化・教育政策	AKBP
Auslandsdienstlehrkraft/ Auslandsdienstlehrkräfte	海外勤務教員	ADLK
Auslandsschule der Bundeswehr	ドイツ連邦軍在外学校	ASBw
Auslandsschulverzeichnis	在外ドイツ学校一覧	
Berufliche Sekundarschule	職業中等学校	
berufliches Gymnasium/ Fachgymnasium	職業ギムナジウム／専門ギムナジウム	BG/ BGY
Berufsschule	職業学校	
Bildungszentrum der Bundeswehr	ドイツ連邦軍教育センター	BiZBw
Bundesministerium der Verteidigung	連邦国防省	BMVg
Bundesprogrammlehrkraft/ Bundesprogrammlehrkräfte	連邦プログラム教員	BPLK
Bundesverwaltungsamt	連邦行政庁	BVA
Bund-Länder-Ausschuss für schulische Arbeit im Ausland	連邦および州の在外学校教育委員会	BLASchA
Bund-Länder-Inspektion	連邦および州の共同査察	BLI
Deutsch als Fremdsprache	外国語としてのドイツ語	DFU
Deutsche Auslandsschule	在外ドイツ学校	DAS
Deutsche Berufsschule im Ausland	在外ドイツ職業学校	
Deutsche Internationale Abiturprüfung	ドイツ国際アビトゥーア試験	DIAP
Deutscher Akademischer Austauschdienst	学術交流会ドイツ	DAAD
Deutsches Sprachdiplom der Kultusministerkonferenz	ドイツ語ディプロム試験	Deutsches Sprachdiplom または DSD
deutschsprachiger Fachunterricht	ドイツ語での専門授業	DFU
Einführungsphase/ Orientierungsstufe	導入段階	
Ergänzende Bestimmungen zur Verordnung über die gymnasiale Oberstufe	ギムナジウム上級に関する法規命令の補足規定	EB-V0-G0
Europäische Schule	欧州学校	
Exzellente Deutsche Auslandsschule	優良在外ドイツ学校	
Fachabitur/ Fachhochschulreife	専門大学アビトゥーア／専門大学入学資格	
Fachoberschule	専門高等学校	
Fremdsprachensekretär	外国語秘書	
Gemischtsprachiges International Baccalaureate	多言語国際バカロレア	GIS
Gesetz über die Förderung deutscher Auslandsschulen	在外ドイツ学校振興法	ASchulG/ Auslandsschulgesetz
Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht	通信教育受講者保護法	FernUSG/ Fernunterrichts-schutzgesetz
Groß- und Außenhandelskaufmann	卸売・貿易事務員	GK
Grundschule	基礎学校	

ドイツ語名	日本語訳	略称
gymnasiale Oberstufe	ギムナジウム上級	GOST/ GOS
Gymnasium	ギムナジウム	
Hauptschule	基幹学校	
Industriekaufmann	産業取引事務員	IK
International Baccalaureate	国際バカロレア	IB
Kaufmann für Bürokommunikation	通信事務員	BÜK
Kaufmann für Spedition und Logistikdienstleistung	運送・物流事務員	SUK
Landesprogrammlehrkraft/ Landesprogrammlehrkräfte	州プログラム教員	LPLK
Mittlerer Schulabschluss	中等学校卒業資格	
Niedersächsisches Gesetz über die Feststellung der Gleichwertigkeit im Ausland erworbener Berufsqualifikationen/ Niedersächsisches Berufsqualifikationsfeststellungsgesetz *	外国で取得した職業資格の同等性確定に関するニーダーザクセン州法/ニーダーザクセン州職業資格確定法	NBQFG
Niedersächsisches Schulgesetz *	ニーダーザクセン州学校法	NSchG
Orientierungsstufe/ Einführungsphase	導入段階	
Ortskraft/ Ortskräfte	現地採用職員	OK
Ortslehrkraft/ Ortslehrkräfte	現地採用教員	OLK
Pädagogischer Austauschdienst	教育交流会	PAD
Primarstufe	初等教育	
Programmlehrkraft/ Programmlehrkräfte	プログラム教員	PLK
Qualifikationsphase/ Qualifizierungsphase	資格段階	
Realschule	実科学校	
Schifffahrtskaufmann	海運事務員	SCK
Schulleiter	校長	SLT
Sekundarstufe	中等教育	
Speditionskaufmann	運送事務員	SPK
Staatliche Zentralstelle für Fernunterricht	国立通信教育センター	ZFU
Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland	ドイツ連邦共和国における各州文部大臣の常設会議/文部大臣会議	KMK/ Kultusministerkonferenz
Studienkolleg	大学入学準備課程	
Verordnung über die gymnasiale Oberstufe	ギムナジウム上級に関する法規命令	VO-GO
Versicherungskaufmann	保険事務員	VK
Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen	在外教育制度センター	ZAB
Zentralstelle für das Auslandsschulwesen	在外学校センター	ZfA
Zentrale Deutschprüfung	中央ドイツ語試験	ZDP
Zentrale Klassenarbeiten	主要筆記試験	ZM
Zweites Staatsexamen für das Lehramt	第2(教職)国家試験	

参考文献

- ・ 文部科学省 海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ (CLARINET)
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/
- ・ 外務省 諸外国・地域の学校情報 www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school
- ・ 「世界の外国人学校」 福田誠治, 末藤美津子 編

(米国)

- ・ 「フォーカス アメリカの学校制度と職業教育」 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- ・ Mini-Digest of Education Statistics 全米教育センター
- ・ 米国国務省ホームページ OSAC www.state.gov/m/a/os/c6971.htm
- ・ 米国国務省ホームページ 海外学校部 www.state.gov/m/a/os/index.htm
- ・ プロジェクトベースでの在外教育施設直接支援
Department of State Basic Authorities Act of 1956
Overseas Program #19.023
- ・ 助成基準 Foreign Affairs Manual (2 FAM600)
- ・ Overseas Schools Program
www.cfda.gov/index?s=program&mode=form&tab=core&id=168075a27a0c9715700b44ae36a190cf
- ・ Selected Activities of the Office Overseas Schools
www.state.gov/documents/organization/211730.pdf
- ・ 国務省予算白書 www.state.gov/documents/organization/236393.pdf
- ・ Worldwide Fact Sheet 2014-2015 (米国国務省)

(ドイツ)

- ・ 各州文部大臣会議 (KMK) ホームページ
www.kmk.org/bildung-schule/allgemeine-bildung/schulpflicht.html
- ・ 「フォーカス ドイツの学校制度と職業教育」 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- ・ 在外学校センター ZfA ホームページ
https://www.zfa.deutsche-rentenversicherung-bund.de/de/Navigation/public/_home_node.html
- ・ PASCH 運動
www.pasch-net.de/udi/zie/deindex.htm
- ・ 連邦財務省広報部 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」, pp. 33-55
www.bundeshaushalt-info.de/fileadmin/de.bundeshaushalt/content_de/dokumente/2015/soll/ep105.pdf
- ・ 学校改修予算等 「Bundeshaushaltsplan 2015. Einzelplan 05. Auswärtiges Amt」

- 表彰制度 ドイツ外務省ホームページ
www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/SchulenJugend/Aktuell/150105_Schulleitertagung_Deutsche_Auslandsschulen_2015.html
- テレビ会議例(タイの在外教育施設)
www.cdsc.ac.th/index.php/de/so-lernen-wir/global-school
- 通信教育例(ZFU)
www.zfu.de/grundsatzliches.html
- 横浜独逸学園財務状況(本国からの財務支援)
www.dsty.ac.jp/sites/default/files/aktuelles_files/kurganova/1013%E8%B2%B8%E5%80%9F%E5%AF%BE%E7%85%A7%E8%A1%A8.pdf

(フランス)

- 「フランスの国際交流」 2000年、岸 清香(都留文科大学)
- 「フォーカス フランスの学校制度と職業教育」独立行政法人労働政策研究・研修機構
- フランス在外教育機構(AEFE)
www.aefe.fr/reseau-scolaire-mondial/les-etablissements-denseignement-francais
- フランス在外教育機構(AEFE) 2013-2014 活動報告書 rapport d'activité 2013/2014
<http://www.aefe.fr/rechercher-une-ressource-documentaire/rapport-dactivite-2013-2014-de-laefe>
- 「AEFE en chiffres 2014-2015」 フランス在外教育機構(AEFE)
- 国民教育・高等教育・研究省(MENESR) ホームページ
www.education.gouv.fr/cid258/les-etablissements-scolaires-d-enseignement-francais-a-l-etranger.html
- 教育課程省令
www.education.gouv.fr/bo/2008/hs3/default.htm
eduscol.education.fr/pid23391/programmes-de-l-ecole-et-du-college.html
www.education.gouv.fr/pid24426/special-n-9-du-30-septembre-2010.html
- 在外フランス人に関する調査報告書 2013
www.diplomatie.gouv.fr/fr/squelettes/liseuse_pdf/75647/sources/projet/Enquete_expatriation_2013.pdf
- 在外フランス人に関する政府の報告書 2014
www.diplomatie.gouv.fr/fr/vivre-a-l-etranger/actualites-23618/article/rapport-du-gouvernement-sur-la